

片並木遺跡たら、作業場各部規程

炉主体部				作業場			
名稱	長(米)	備考		名稱	長(米)	備考	
北壁長	一・三四 ○・七四	三石、平積		西壁(間口)	二・一〇	炉に接する壁	
南壁高	一・二一 ○・九五	三石、平積		南壁(奥行)	三・三七	北壁に横穴	
西壁高	一・八七 ○・四八	道路により崩る		東壁(入口部)	一・五五	自然傾斜のため不明確	
東壁高	○・九六 ○・三七	取出しのため破壊 想定による		深さ 最深 最浅	一・〇四 ○・二八	自然傾斜による誤差 各壁共直に切り込む	

炉は四周を石で囲み、その中に芝と炭を交互に積みその上に床を築き、原料を投入し、火をつけ、ふいごで送風しつつ一夜程とかす。すると不純物から先にとけ、中に良質の鉄分が残る。それを取り出して鍛冶し刃物をつくったり、鋳型に流しこんで道具をつくる。原料については付近から砂鉄がまとまって出土していることから、赤城南麓に一般的に存在する砂鉄を原料としたものと考えられる。四周の壁石面には溶けた鉄津が吹きつけられ溶鉱の温度の高さ(摂氏一二〇〇度位)かがうかがわれる。

古代の製鉄はその技術の拙劣さから非常に多量のかすを出し、それを捨てるため、傾斜した下方にはいわゆる「かなくそ」が多量に捨てられる。そのためにも傾斜地は格好の場所である。それでもすてきれず作業場の壁をえぐり、

その中へもつめこんだものであろう。

また、作業場内には炉のすぐ下と、作業場中央に石がみられたが、前者は炉の東壁を取り出しの際破壊したものであり、後者は炉の温度が高溫になるための防熱壁のあとと考えられる。この石組列の下からは須恵器の皿が出土している。

尚、この炉から出た鉄滓を資源科学研究所嘱託長谷川熊彦博士に依頼し分析してもらつたが、その結果、次のような点が判明した。

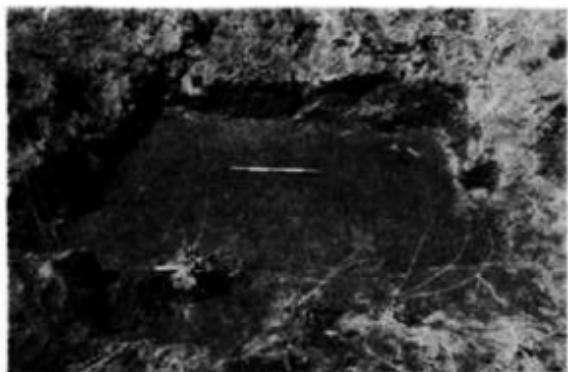
顕微鏡組織から製鍊過程の考察

- (1) 一二〇〇度くらいの比較的高温で溶解されたこと（勿論部分的にはそれ以下もある）
- (2) 高温（八〇〇度くらい）の鉄塊を水冷してそれを割り鉄分を取り出したらしいこと。
- (3) 原料砂鉄はあまり良質でないこと。
- (4) 砂鉄の中には五〇ペーセント位の鉄分を含み、更にそれを水洗し、濃度を高めて溶解したらしい。
- (5) この炉でつくられたのは鉄鉢であり、第二工程で鉄鉢または鍛鉄にしたものらしい。
- (6) おそらく白銅鉄をつくり、農耕機器をつくったのではないか。
- (7) 時期は十一～十二世紀頃ではないか。

現在、日本各地で発掘されるたたらはその時期を明確に示すものは稀で多くの場合、鉄滓の分析により年代を決定することが多い、かかる観点からいえば片並木遺跡のたたらは十一～十二世紀のものと云える。しかし、発掘された結果の須恵器の様相は九世紀頃のものである。これは後世流れ込んだものとみれば問題ないが、前述のように石組が炉の策成当時のものであるとすれば一概には納得しがたい。今後、類例によって検討されるべき問題であろう。



片並木出土須恵器



片並木住居跡

更に、この遺跡の東側低地をはさんで一〇〇米程のところ（字新並木）から耕作中砥石、土師器甕、輪火口が出土したという。これも土師器のつくりからみて八世紀末／九世紀ごろのものである。砥石は銅の研磨に用いられたものである。片並木遺跡で生産された鉄鉋を鍛冶して製作されたものとも考えられる。これらのことからもこの一帯は検討を要すべき地域であろう。

片並木住居跡

たたら北方一〇米の地点から偶々発見されたものである。特に注目されるのは、たたらから近いこと、掘りこみ面が同一であること、住居内から鉄鉋が出土していること、住居跡内から出土した土師器は九世紀ごろのものであること等である。これらはたたらとの関連を強くうかがえるものであり、推論すれば、たたらの生産に従事した人の住居とも考えられる。こうした点を前置きとして住居跡の概略を述べると次のようである。

規模は南北四米、東西二・八米の不正長方形で主軸の方向は正確に東西南北を示している。床面はローム面まで掘りこまれ、よく整っているが、あまり踏みかためられていない。柱穴もなく住居のつくりとしては、おそらく床面に

住居跡概要表

規 模		四・○・○ (南北)	四・○・○ × 二・八 (東西)	兩軸の最大長
方 向	N - S	柱	長 軸	
かまど	粘土・石?	穴	柱	
位置	東壁南寄り	な	柱	
壁 高	八五 - 五五 樅	自然面の傾斜	柱	柔軟により 破かい
柱 穴	な	柱	柱	かまどは住居の外側につくり出していて住居を広く使
柱 高	し	柱	柱	うように工夫されている。石をつかつたようであり、か
		柱	柱	まどのつくりだけからみても新しい形のものである。

遺物は碗と皿であり、しかも高台や糸切底をついていることから、八世紀末から九世紀頃のものと考えられる。

かまどは住居の外側につくり出していて住居を広く使うように工夫されている。石をつかつたようであり、かまどのつくりだけからみても新しい形のものである。

(宮城村村誌資料編第三集参照)

市之關製鐵遺跡

片並木遺跡から継谷を隔てた西方三秆の地点にある。ここは立地からみて近世のものと考えられる。すなわち、すぐ北を小川が流れ鉄滓の出土する地点はあまり高くない。近世になると製鐵も大がかりになり、ふいごの送風に水車を利用したことも考えられ、更に出土する鉄滓にはほとんど鉄分を残していない。このことは、技術の向上による鉄分取り出し率が高まつたことを示すものであり、新しい時期のものと考えられる。

赤芝開拓

過般、当地青柳氏の招きで赤芝地区の土師器を検分した。これら一連の土師器は皿型土器及び碗型土器であり、そのほとんどが高台を有するものである。しかもそれらの中には「墨書」土器も含まれており、それらの遺跡が平安時

代のものであることをつきとめた。開拓の畠地においては所々四米四方位の浅い方形の窪地があり、これらが住居跡と推定された。おそらく十数戸分を認めうるであろう。しかも、たまたま表面採集の途次、鉄滓を収集することができた。また土取り断面に異状に焼けた部分や多量の炭を見出せた。また青柳氏の話によればすぐ南の沢に「かなくそ」を多量に認めることができるという。これらを勘案するとこの遺跡は生産遺跡であることも考えられる。後日、正式な調査の期待される地域である。

このように見えてくると宮城村における生産遺跡は平安時代に把握できるようである。このことは特に律令制下における部民制の発展や、職業集団の問題とからませて考えることも重要である。

すなわち、当時おそらく山深い地域であったと思われる片並木、市之闕、赤芝まで何故深入りする必要があったのかであろうかという問題である。推察すれば、こうした製鐵等の職業集団が、原料や適地を求めて奥地まで分け入ったのではないか。勿論、農耕適地にはそうした集団の存在もあったであろう。こうしたところに農機器や刃器を供給するためにこうした生産遺跡の果した役割は大きかったものと考えられる。

第五節 仏教文化時代

前述したように白山古墳からは既に仏教文化の影響を受けたとみられる佐波理塚が出土している。このことは古墳時代と仏教文化時代を結びつけるものとして貴重である。

更に時代が下って奈良時代から平安時代にかけて肉体と靈魂を分離して考えるようになってきた。そして仏の世界を現実に表現するための寺院がつくられたり、死体を火葬する風習がおこり、古墳は消滅していった。火葬墓の隆盛がそれである。

字掘久保出土の仏像



宮城村における仏教関係の遺跡としては、柏倉字堀久保の寺院跡と思われるところがある。ここからは古瓦、礎石が出土しており、隣接する大胡町白草地内からは寺院関係の遺物とみられる石製品が出土している。更に、最近、青銅製とみられる高さ六厘米の小仏像が出土している。これはその技法、様相等からみて平安末期のものと考えられる。これらのこととを総合して考えると堀久保には平安時代から鎌倉時代にかけて古寺院が存在したことが考えられるわけである。

以上みてきたように宮城村には一万年以上前からの遺跡が存在しており、以来、營々として生活が営まってきたことがあとづけられた。しかし、まだまだ不明な点も多い。今後もこうした遺跡、遺物の調査を通してより明確な村の歴史をあとづけていく必要があろう。

八苗ヶ島と馬場

苗ヶ島は明治までは東、中、西の三つの產土様があった。村のなかでおくんちにはお互

に招きあつたものだそうです。村のなかには七戸、七觀音、七業節、七石、七屋敷等がある。これはいつの時代から云い始めたものだか明らかでないが江戸時代の前期からだと思う。七屋敷の墓地など見ると當時としては立派なものだが、絶対したり、住む人が変り、全盛時は長くは続かないものである。

昭和二十七年に発掘した白山古墳は、西の產土の跡で和銅開室が出土して有名だが、これが古墳だとほだれも気付かなかつた。そのほか私の東の柏川沿いに三ヶ所の古墳があつた。苗ヶ島の城跡は史跡で、宿の平の前の丘陵上にある。桃井播磨守の城跡というがそれ以前にまでのぼるらしい。その他久沢佐市郎さん西の丘が城跡である。これは阿久沢能登守の関係のものと思はれる。

金剛寺の開山円義上人は元和九年に没しているが、金剛寺は山岳佛教でもとは大通電で

あった。それが、だんだん里へ移転してきて現在の地へ落付いたものである。境内にある六地蔵は永正三年の年号があり、当時の信仰がうかがはれる。

馬場

馬場は昔、桃井播磨守の馬を調練する馬場があったといふ。現代の馬場は円型ですが、昔は鉄砲馬場といつて真直な馬場が普通であった。それは競走するのが目的ではなく、流鏑馬などの馬上で弓を射たり、戰闘の訓練をするためであつた。それから馬を農耕に使用するようになり馬頭觀音を建ててそれを信仰するようにならってきたようである。馬場には武士が土着して農業をやるようになつたと伝える家がたくさんあるようである。

神仏習合時代には神社の東に觀音寺という寺があつた。後にここを馬場、苗ヶ島、室沢、月田の四ヶ村の戸長役場とした。

また、古墳が新山一、二号及び古屋敷と三基あつて調査済である。それから薬灰岩の石仏二基や板碑などもある。

人家がこみあつてゐるためか火災が多くて、古文書は焼失して少ないのが残念である。

(上野丑之助)

第一節 中世の文書
第二節 城 跡
第三節 文 化 財

第四章 中 世

第一節 中世の文書

一 赤城神社文書

赤城神社古文書は実は社家の奈良家をはじめ諸家に蔵されているものを集めると莫大な数に上る。社格陞叙の問題が起った時に皇典講究所で調査されたが、トラック一台に山積して東京へ送り出した程である。この結果できたのが押木氏の赤城神社誌である。したがってここに掲げるのは數からいえば九牛の一毛にもおよばない。また、このわずか三十通前後のものの取上げ方にも格別な見地から決めたものではなく、あり来たりの平凡な古いものと言う立場から見たのであって、新しい歴史の見方からそぐわない所もある。だが、これらの古文書も並べて見たり、他のものと比較したりすると思わぬ結果を得ることがある。群馬県は戦国時代には上杉謙信、武田信玄、北条氏康及氏政等が絶えず三つ巴になって戦った所であり、その間に、長尾氏、長野氏、由良氏等が綾を織り出している。その他の大小名がこれ等の大名の間にあって、右往左往しているのであって、その行動は一朝一夕では明瞭になし難い。文献を見ると古いものはいずれももろともらしく書いてあるが、二つ三つと比較するとどれが正しいものか判断に苦しまされ、それをもとに書いてあるが、二つ三つと比較するとそれが正しい状態である。そこにただ頗りとなるのは確實に当時書かれたと判断できる古文書ばかりとなるが、赤城神社古文書を見ながら実際に経験したことは、本文中にいくつか出てくる北条丹後守高広という人物のことである。これは本文中で説明するのでここでははぶくが、厩橋城主であり、上杉謙信の葬下の名将たる北条高広が次第にはっきりして来て、越後、相模の間に立つて如何なる役割を

したかが僅かではあるがうかがえる。そして、暗黒時代である戦国時代の上野に稍々調査の緒を求めることができる。

赤城神社古文書は、これを編年的に並べた。年号不明のものは推定して入れておいた。註は本文の語句と年代と人物となるべく歴史的に説明し、さらに文書の形式を加え、併せて全体の考察を加えておいた。

1 上杉憲政書状

就越山、当山へ立願
之子細候。於向後者

為祈願所、抽精誠、
祈念可為肝要候。殊

不入事得其意候。仍
如件

永禄三年

九月廿七日

光
哲（花押）

赤城山大夫

奈良原紀伊守殿

註(1) 越山はここでは三国峠を越えて越後から関東に入ったことを指す。

(2) 当山は赤城山、即ち赤城神社。

(3) 光哲は上杉憲政。関東管領。平井城に居り北条氏康に攻められ、援を越後の長尾景虎に求む。後長尾景虎に姓

氏管領職を譲る。天正七年三月十八日死去。長尾景虎は即ち上杉輝虎（謙信）である。

(4) 大夫はタイフと訓む。五位の称

(5) 紀伊守は律令制下の地方官、即ち紀伊の国司の称であるが、律令制おとろえて、名譽の称号となり、地方政府には勿論關係せず、從五位下に叙せられてはじめて授けられる。

(6) 永禄三年は庚申、西暦一五六〇年

(7) 本書関東管領上杉憲政は、小田原の北条氏政に平井城

(旧多野郡平井村西平井)をおわれて越後に走り、長尾景虎に頼り、景虎に擁せられて、永禄三年八月廿九日越後より関東に入った。景虎は鷹橋城（後の前橋城）に潛在して、上野の諸城を降した。本書の日付永禄三年九月廿七日というのは、憲政が上野に落着くことができたころで、まず赤城神社に祈願を詔めたことが知られる。（押木耿介氏著、赤城神社誌参考）

新居長重書状

赤城山大明神へ

御穀免大足之田

三段、任根本永

代寄進仕候

處也。此上猶以御

祈念願入候。仍如件

新居与一

永禄四年拾月二日

長重（花押）

奈良原紀伊守殿

註(1) 御穀免、ここでは神饌のための免税地という意味であ

る。

(2) 大足は地名、勢多郡宮城村大字大前田字大足。同郡柏川村大字新屋字大足。

上杉謙信制札

（河田豊前守・丹後守高広公示）

制札

右於妙沢小屋、越闊之諸

軍勢盡妨害騒動停止之。

若違犯之輩あらば、不嫌
甲乙之人、可被处罚科
者也。仍如件

(3) 新井与一長重は不詳であるが、女淵城に新井氏が居つたと伝えられている。儒職家系（改定史籍集覽第十九冊）新井氏の条下に「新井國書允世守上州勢田郡小栗淵城」とあり、且「或女淵」と書加えてある。又其の子三人の内長子は「子孫有上州厥嫡城」とあり、次子は勘ヶ由と言、「上州之產也、天正十八年庚寅小田原北条亡後勢居常州（下略）」と見え、三子は刑部と言つて「真田安房守昌幸遷于上州沼田莊、遂為其臣」と記してある。

之等に關係あるものであろう。

(4) 永禄四年は辛酉、西暦一五六一年

(5) 新井与一長重を女淵城主とすれば大足は新屋及大前田近くであるからおそらく領地であつたろう。この地を從来の例に依り赤城神社の御穀田にし免税地として三段寄進したのである。

永禄四年

十二月廿七日

豊前守（花押）
丹後守（花押）

註(1) 妙沢は三夜沢である。

(2) 越闊の諸軍勢は越後と関東の諸軍勢。即ち上杉輝虎（謙信）に隸属している北陸、関東の諸軍勢を指す。

(3) 甲乙之人は誰か人と同意

(4) 豊前守は河田豊前守長親、上杉輝虎（謙信）に属し沼田城主であった。
(5) 丹後守は北条丹後守高広であろうか。高広は上杉輝虎に属し、既而城主であった。北条氏は越後国刈羽郡北条の出である。

4 上杉謙信書状

今度越山付而当國静謐。

因茲、赤城山三夜沢、任先曳
守護不入之儀、得其意候。

猶向後祈念之所可為
肝要候。謹言。

三月九日

輝虎（花押）

赤城山

三夜沢神主殿

註(1) 越山、三国峠或は清木峠を越えて越後より上野に入る

5 北条高広書状

於赤城山三夜沢宮中、無道

狼藉不可有之、若此旨有違
犯者、可処其科者也

恐々謹言

十一月七日

丹後守（花押）

を意味する。上杉謙信が関東に出陣したことである。

(2) 尚國、上野を指す。

(3) (2) 上杉謙信が輝虎と署名したのは永禄四年暮より元龟元年十二月迄の由である（押木秋介氏赤城神社記による）、その間三月九日頃上野に在陣したのは永禄五年が最も想当然と思う。永禄四年十一月関東に出陣、五年二月十七日館林城を陥り、三月に近衛前嗣、上杉憲政を奉じて帰國している。その際のものであろう。

赤城山
神主 奈良紀伊守殿

註(1) 本書は制札の内容をもつていて、従つて特に動搖の際勢力團内の社事に對して与えたものと想像される。永禄五年九月謙信西上州に侵入し箕輪、總社、倉賀野等を侵略した。また北条氏康が之に応じて十一月十一日松山城

(6) 上杉輝虎は武田信玄、北条氏康により武藏、上野に割ける風城をおかされたので永禄四年十一月関東に出陣した。その折部将河田長親及北条高広（？）に命じて掲げられた禁制である。

を攻めた。鷹巣城主北条丹後守は上杉氏の将として治下の赤城神社に対し将卒百姓等の狼藉を禁じたことである。従つて永禄五年十一月七日と推定する。また、北条

6 藤原氏制札

右三夜沢二王堂之内にて致商売、柿、地頭
代官ともに役錢可停止之者也。仍如件

永禄八年九月十五日

(香炉形)
(黒印)

(藤原)

赤城山

三夜沢神主殿

註(1) 二王堂、二王は閻魔王、初江王をさすのか、それとも仁王と同じで、金剛密迹両力士か。仁王は門の左右に安置し仏法守護に任す、しかし之を祀る堂が二王堂と考えられるので、むしろ、閻魔王、初江の二王を祀る堂と考えた方が妥当であろう。

(2) 柿の文字がはっきりしない、九月であるから柿でよい

7 長野氏業書状

就河西乱中、去年以来、妙法坊其地龍山、然而御父子懇切之役被申越候。誠以忝次第候。彼方一頃久且扶助候坊主之事も同前候。在宿之内亦無御等閑候者、快然候。

此鄉罷成、静候者、節之可為致參詣代官候。他に異御祈乞賀入候。委曲期來信候。恐々謹言。

長野

かもしれないが判断できない。柿板(しころいた)であるうか。

(3) 役錢、加役を錢で代納することから始まった詞であろう。ここでは後世の運上金。即ち、商売上の利益に課する負担金を意味する。

(4) 永禄八年は乙酉、西暦一五六五年

(5) 香炉形黒印、印文は藤原、この印の捺してある文書は他に一通元龜三年極月十三日のものがある。関係の武将に藤原氏を求めれば上杉大胡等である。香炉形の印といふような凝ったものであるので或は上杉氏ではなくらうか。しかし、さらに元龜三年の文書を見ると北条丹後守高広のものようである。後出参照。

九月晦日 氏業（花押）

赤城山神主

奈良原紀伊守殿

註(1) 河西は利根川西地方。武田信玄の侵入により乱中と記

したもの。

(2) 龍山、山にこもる意で赤城神社に滞在、恐らく所領を

目的としていたと考えられる。

(3) 波方一煩、そなたいちるいと謂む。奈良原一家を指

す。

(4) 委曲は詳説の意

(5) 長野氏業は箕輪城主、長野業政の子、永禄九年九月廿

8 山良成繁制札

制札

右於大胡領三夜沢

謹妨農耕堅停止之

卑。若違犯之繫、可

勿罪科之狀、如件

永禄九年

拾月十二日 成繁（花押）

註(1) 大胡領、大胡城主支配の土地、大胡氏は天文十年田武

藏牛込に移り一族が遺つてゐた。

(2) 成繁、山良成繁である。太田金山城主、横須国守の

九日武田信玄のために城陥り自殺、時に年十九才。
本文書は勿論永禄九年九月廿九日以前の九月晦日のものである。また、長野業政の死後即ち永禄四年以後のものである。河西乱中とあるから武田信玄侵入にあたつているであろう。従つて永禄五年九月と推定される。この時武田信玄は箕輪、經社、倉賀野等を侵略した。また、北条氏康之に応じて十一月十一日武藏松山城を攻めたので、十二月十六日上杉謙信は上野沼田に出陣した。翌六年二月四日信玄、氏康共同して松山城を攻めたので謙信が援に赴いたが間に合わず、よって、武藏松山、下野小山、佐野等の諸城を降して七月に越後に帰つた。

子。

(3) 永禄九年は丙寅、西暦一五六六年

(4) 上杉輝虎は永禄八年上野に入り、翌九年二月四日には

常陸小田城を、同年三月二日には下総臼井城を攻略して

いる。ところがかえつて、上野国では永禄九年九月山良

成繁（太田金山城主）が北条氏康に属し、箕輪城（城主

長野氏業）は武田信玄により落城している。輝虎は翌十

年三月越後に帰国しているので、上杉氏と上野国との関係が不明であるが、ともかく永禄九年九月頃には赤城山南麓地帯は一応北条氏の手に帰し、太田金山城主由良成

集の支配に属したものであろう。

9 山良成蟻制札

8と同文写

10 北条高広書状

赤城山三夜沢大明神為御本社之

上、依在立願之旨、柏倉郷内深沢修理
亮抱天貫文、松村左衛門四郎抱近戸免
武貫五百文、同兼方免毫貫文、阿久沢
源三郎抱參貫文、大崎次郎左衛門抱

七百文、都合九貫武百文之所、永代令
寄進者也。毎月可被抽折念事肝要候

仍狀如件

永禄九年丙寅

北条丹波守

十一月十五日

高 広(花押)

三夜沢神主

奈良原紀伊守殿

註(1) 柏倉郷は勢多郡宮城村大字柏倉

(2) 深沢修理亮。後に天正六年に深沢城主深沢刑部少輔定

政越後に落ちたとあるがこの一族であろう。深沢とは勢
多郡黒保根村大字宿廻付近をいう。

(3) 松村左衛門四郎、秀郷流藤原性のものであろうか、現
在でも宮城村、柏川村、赤堀村等柏倉より東南地方の村
に松村という苗字が多い。なお、松村氏は明治四十年頃
まで柏倉字大沢に鎮座していた近戸神社の別当職であつ
た。

(4) 抱は持の如き意であろう。

(5) 近戸免、右の大沢の近戸神社の社領として税を免ぜら
れた田地、この近戸神社は赤城神社の分社。

(6) 清方免、現存の柏倉領の諏訪神社の社領として税を
免ぜられた田地。

(7) 阿久沢源三郎、勢多郡東村大字小中に悪沢といいう字名
がある。勢多郡東部地方に多い苗字。なお、阿久沢は、
二宮神幸式にお賽かけ(中懸所)でお茶入れに出る。(今
お茶番という)

(8) 大崎次郎左衛門、現在柏倉に大崎といいう苗字が多い。
柏倉の諏訪山東昌寺は大崎氏一家の旦那寺

(9) 永禄九年十月十二日付由良成繁の御札に次いで十一月十五日に上杉方の北条高広の一派の折衝状と見られる書状のあるのは、赤城南麓地帯に対して上杉方の勢力が回復したか否かは不明の事であるが、その地帯の錯綜状態を知り得る資料として興味あるものと思う。しかも、深

11 上杉謙信書状

輝虎の名で差出ており、北条安芸守宛と推定。歴相大破。

永禄十年と推定

12 上杉謙信書状

□加註者、丹後守相勤候矣、從其地偏

□乱行列引除之由候。至于此上者、弥々以

□様尤ニ候。然者棚下之寄居無曲之段候哉

□星之義ニ候矣不苦矣、雖無申遣迄候。其元

□堅固之備嘗要候。謹言

三月廿六日

輝虎（花押）

北条弥五郎殿

註(1) 丹後守は北条丹後守高広であるか。北条弥五郎が高広であるとすれば（後出）文中に丹後守相勤條はあるは不審である。

(2) 墓下は勢多郡赤城村大字棚下

(3) 個守は備前守か。備中守か。若し後出の河田備前守を赤城神社はの如く豊前守の誤りとすればこれとの関係

沢修理、松村左衛門四郎、阿久澤源三郎、大崎次郎左衛門等その土地の武士と思われる者の所領を赤城神社に寄進しているところをみると、再び上杉方の勢力圏に入り、北条方に属した武士等の所領を削ったかの觀がす。

は無いものであろうか。しかし、ここでは河田備前守ではあるまい。上杉方の将としては有坂備中守があるが、

これとも決定しかねる。北条弥五郎は本書の付箋に北条安芸守御子息弥五郎殿とある。越後の北条村専称寺過去帳には「十一代東光院但阿（永正十）弥五郎高広」と見えている。（太田亮氏姓氏家系大辞典）また、前橋八幡宮所蔵天正十二年八月十六日付文書にも毛利弥五郎高広と

ある。

(4) 本文書はどこへ入れべきか高広と称五郎との関係が判定できぬと不明である。便宜丹後守の文書の次に入れておく。

13 北条高広制札

訓札

一、駿河富士浅間大菩薩赤城

山之内号小路之嶽地江御飛之由、

數ヶ度御神託無疑之段、三夜

沢之社人一同ニ注進。尤可奉任神

恵事。

二、対參詣之道者、山内路次中、喧

囂口詔非分横合之儀、聊も不可有之事。

三、於町中押買狼藉井及園質

相伝等儀一切可停止事。

右此条々有違背之筆者、不嫌

甲乙人可処其科者也。仍如件

永禄十二年

朱印

(富貴)

14 北条高広書状

三沢一山。宮中何も

諸公事以下万端

紀伊守井宮内少輔御父子

之酒可有之候。將又、守護

註(1) 駿河富士浅間大菩薩は静岡県富士宮市須座の浅間神社。著識は仏の称号、如来の次、神仏混濁により神も仏

の称号を以て呼ばれていた。

三夜沢之社人は三夜沢赤城神社の社人

(2) 小路ヶ嶽は荒山

(3) 富貴の朱印は北条高広のもの。

(4) 永禄十二年は己巳、西暦一五六九年。

(5) 永禄十二年閏五月三日上杉輝虎、北条氏康の間に和が成立した。機を逸せず三夜沢の社人は北条氏の崇敬する

駿河の浅間神社を赤城山内に祀ることを希望した。因つて北条高広は神恵とあらばそれに従い山内に祀るべしと許可したのである。

不入之事尤可然候。雖然
祈念等之事、有來候様ニ
任入候。猶向後不可存
疎候。恐々謹言。

丹後守

元龟三年 高 広(花押)

極月十三日

奈良原宮内少輔殿

註(1) 紀伊守は奈良原紀伊守

元龟三年は壬申、西暦一五七二年。

(2) 三沢一山は赤城神社関係の三沢地区一带の意

(3) 宮中は神社の区域内

(4) 公事は公務、多く訴訟を意味す。しかし公に対する負担も意味している。

(5) 公事は公務、多く訴訟を意味す。しかし公に対する負担も意味している。

(6) 宮内少輔は宮内省の官名。ここでは奈良原宮内少輔を指す。大宝律令の官名も武家政治の時代になると実を伴わず、名譽の称号の如く用いられる。

(7) 疎儀は疎略

15 北条高広書状

三沢宮中の

面々代替、知行、公事

以下万端、紀伊守父

子御しはい次第二守

義可為不入候事。

祈念かたの事は相

応如在有間敷者也

仍如件。

元龟三年

丹後守
高 広(花押)

極月十三日

奈良原宮内少輔殿

註(1) 代替 相続の意

(2) 公事、ここでは領主に対する負担、即ち租税、夫役等をさすのである。

(8) 守護不入、守護が被地し、租税を納入させることを禁ずることをいう。守護とは武家の職名で、初めは警備のために諸国におされたが、後に警察権を併せ、政務に關与するようになつた。文治元年十一月に領地が設置したことが全国的になつた初である。

(9) 元龟三年は武田信玄が北条氏康と和し、浅井、朝倉、三好、松永の諸氏及び本願寺と結び上洛しようとして、織田信長、徳川家康は上杉謙信と結んで之に対抗しようとしました年である。北条高広も謙信の謀報によつて、領内の武備をため、赤城神社に祈念をこめたものであろう。

(10) 本文書は次の文書と比較し仕務全体に亘ることに關係する。(赤城神社誌に掲る)

(11) 本文書は次の文書と比較し仕務全体に亘ることに關係する。

(3) 如在は從來ありきたりの通りの意
 (4) 宮内少輔、前出

61 藤原氏制札

制札

一、奉公方の者三夜沢へ入立

無道らうせき致問敷事。

一、三夜沢号參詣と、於宮中ニ、はく

ち、すぐろくのあそひ致問敷事。

一、地頭、代官の使たりと言共、為無

印判、用所等申かけへからざる事。

(香櫞形)

元龜三年

(黒印)

(藤原)

註(1) らうせきは猿藉

(2) 地頭、莊園の役人であるが、鎌倉時代に幕府の地方に
おける職名となつた。主としてやはり莊園内に配置さ

れ、租税徵集を主な仕事としていたが、後には領主のよ
うな権力をもつててきた。

(3) 代官、鎌倉、室町時代には、主君に代りて事を勤むる
者、後にもっぱら守護代、地頭代を言う。

(4) 印判、今の「はんこ」、戦国時代の武将が公文書に盛
んに用い、その文書の責任をはつきりさせたので、特に
この時代の印のある文書を言う。

(5) この制札は、奈良原宮内少輔宛北条丹後守高広の書状
二通と同日付である。従つて本黒印は北条丹後守高広の
ものではあるまい。ただ、北条氏は毛利氏であり毛利
氏は大江氏であるのは解し難い。或は上杉氏との関係か
ら藤原を用いたものであろうか。

17 上杉謙信書状

(他 捐)

□□□越飛脚疾くも可返気、帰陣為見届可返由

□而相留候。仍越中者不及申、賀州國中迄放、

越中速納手裡、昨廿一至春日山帰馬候。此勢

□押付可越山覽悟候。少も延引有間數候間
□易候精兩之備分可申候承早々謹言

□今度敵地

□□□遣之候

□□□□支馬

八月廿二日

謙信（花押）

貴州、加賀国、石川県
春日山 新潟県上越市（旧高田市）

□□□□納馬候

(4) 北条安芸守

(5) (3) (2) 文面によると越中より加賀にまで手を延ばしたことになつてゐる。謙信が越中を手に入れたのは、永禄十一年三月頃からである。それ以後、謙信と署名したのが元亀元年十二月であるから、従つてそれ以降になるが、越中に出陣したのは元亀二年、元亀三年、天正元年、天正四年である。このうち、天正元年にあたつてゐる。

□□□□浅力

□□□□可被

□□□□被面

以上

北条丹後守殿
北条安芸守殿

註(1) 越中、越中国、富山県

18 北条高広書状

三夜沢上葺奉

加帳之事、奉仰

神慮之間、大胡郷

中心落之観進

不可有相迷惑候。無疑

視之尤候。仍如件

天正五年

高 広（花押）

三夜沢

神主宮内少輔殿

註(1) 上葺、上屋（うわや、俗に納宮と言う）の屋根葺の意

(2) (5) (4) (3) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 天正五年は丁丑、西暦一五七七年。本書は要するに赤城神社の修理のための勧進許可状である。

河田備前守書状

右三夜沢之儀、鉢形無御別条之
段、肝要至極候。此地之儀も毛頭
無沙汰有間敷候、各爰許江真夫ニ
祈念之儀可有之候。為其一筆
進之候。仍如件。

武月廿四日

河田備前守（花押）

註(1) 鉢形無御別条 鉢形は地名であるが、当時の城主北条

氏邦を指し、従つて氏邦の変り無きを意味している。

(2) 爰許、こゝもとと訓む。こちら、当方の意
(3) 河田備前守 不明、河田農前守は上杉の家臣である
が、此の文面では北条方のよう見える。

20

北条景広書状

三夜沢上葺奉

加板之事奉仰
神應之間既橋

郷中心落次第

之勤進不可有相

進候無疑可勤之
者也仍如件

天正五年

九月吉日景広（花押）

(1) 氏邦の身に變りなきよう祈願を依頼し同時に自分の為の祈願をたのんでいる。次の氏邦の文書と比較してみると、何か関係がありそうである。天正六年謙信の死後の上野の状態は、上杉景勝と上杉景虎との相競争によつて、景虎方につき、従つて北条氏との間に親密度が深くなつていったのではなかろうか。恐らく沼田城主であつただろうと思われる、河田備前守と北条氏との間に、早くも交渉がおこなわれていたのではなかろうか。

参考文書 前掲赤城神社文書三月廿六日附北条弥五郎宛

虎書状

三夜沢

神王宮内少輔殿

註(1) 前文書と同じ目的で出されたものである。

(2) 脊橋は前橋の旧名。郷は律令制の郷ではない。

(3) 景広は北条高広の子。

(4) 前の高広には大胡郷とあり、本書には脇橋郷とある。両人が大胡・脇橋を分けて支配していたものであろう。

(5) 景広は北条安芸守であろうか。

天正五年は西暦一五七七年。

先日以来彼地江使被走廻之由、富永拔露祝着候。

此度中事成就候者、倉内斎、鉢形繁、於何之地之内成共望一所、明神寄進可申候。一人被相持、

單身當州兄弟御馳走候者、落着可申由

存給候。恐々謹言。

五月十日

氏 邦（花押）

神主紀伊守殿

註(1) 富木 富木下總守、富永能登守等の名が宮城村北爪家文書に見えている。殊に下總守は氏邦の文書の中に出ている。

(2) 倉内 沼田城の旧名
(3) 鉢形 前出

22 安中久繁祈願狀

奉立願

三夜沢大明神。

右意願者在所於本意者、神馬、殊者三貫文之地形、水代可奉寄進者也。仍而精誠之旨

如件

安中左衛門尉

(4) 持 かせぐと読む。努力する意。

(5) 当州兄弟、当州とは現職の大名即ち小田原北条氏の当主氏政を指し、その兄弟である北条氏邦を云う。

(6) 駆走 現在の奔走の意と同じ。

(7) 五月十日 天正六年と推定

(8) 彼地江使被走廻と云うのは、神主紀伊守の使者が上杉方の方に交渉を行つてあるので、両者が問題の土地であり、倉内、鉢形と並べてあるので、両者が問題の土地であり、北条氏政、氏邦兄弟が奔走することにより事は落着し、国内は平穡となると承知せよと云う意味である故、謹信死後のいきさつを物語っているのではないかろうか。

三月七日

久繁（花押）

註(1) 三夜沢大明神は赤城大明神。

(2) 安中左衛門尉久繁、安中氏の一族である。安中氏は平氏ともい、或は後嵯峨院の後とも言うが明かでない。越後新発田より来て松井田に城を築き、後碓氷郡中に移る。戦国時代に上州八家に数えられる。系図では久繁は明かではないが、甲州に行つた安中氏に安中左近大夫景繁というのがある由で、同系統のように見える。

23

浄江能元齋体波祈願状

奉立願

三夜沢大明神。

右意趣者、武州太田庄生

城於本意者、河俣郷、志田見

郷、常木郷、從三ヶ郷三貫文

之地可奉屬寄進者也。殊者

神馬三疋、仍而精誠如往。

浄江

能元齋

沙弥体波（花押）

天正六季

三月七日

(1) 武州太田庄、埼玉県南埼玉郡岩槻町より鷺宮までの間の旧庄名と言われるが、羽生は北埼玉郡である故、戦国時代にはかなり広い範囲にまで用いたであろう。(2) 羽生城、弘治二年木戸伊豆守忠輔の築城、永禄十二年上杉謙信に贈られ、天正三年成田下總守之に譲る。現埼玉県北埼玉郡羽生町に城跡あり。(3) 河俣郷、埼玉県北埼玉郡川俣村、利根川を隔てて、群

(3) 天正六年は戊寅、西暦一五七八年
上杉謙信は天正二年閏十一月を最後として関東より手
を引き、後もまばら、越中能登の攻略に力を致し、天
正六年三月十三日に薨している。北条丹後守高広の生死

も不明があるので、明言できないが、天正六年頃は上杉
氏の関東に対する圧力がほとんど減じていたのではないか
ろうか。

馬鹿呂業鶴佐貫村大字川俣と相対す。

志田見郷、北埼玉郡志多見村

常木郷、北埼玉郡岩槻町浄江、岩槻城は長禄元年太田道

満の築城、天正年間には太田實道、其の子氏實居住。

(7) 能元齋沙弥体波、太田氏の一族であるか。

(8) 本書は安中久繁の祈願書と同日付のやはり祈願書であ

る。天正六年には謙信が薨じ、その後は景勝、景虎の相
続争いがあり、上杉氏としては関東に手が延びなかつた
と考えられる。厩橋城主北条高広は、その後小田原北条
氏に属していたらしい。

参考

1 前橋八幡宮所蔵高広齋家古文書中に左記二通がある。

2 天正十二年甲申八月十六日付八幡別当景勝院宛毛利元
五郎高広の文書

3 天正十五年丁亥七月十八日付八幡房宛高広の文書

掲

右具 御社並貴辺屋敷之儀、当地
本領之事間、少も不可有相違候。若違背之
疾有之者、被擄取之、可承候。猶^シ鉢形
御印判申調可追之者也。仍如件。

天正七年己卯

霜月廿四日

能登守助威（花押）

三代沢

神主殿

- (1) 当地本領之事間 当地本領の事たるの間。当地とは文書差入人の居住地で、引いて差入人が自分を指して云う。此處では北条氏を意味して、北条氏が支配している事であるから之意。
- (2) 鉢形御印判 鉢形は武藏鉢形城（現埼玉県大里郡鉢形村）。此處では其の城主北条氏邦を指す。即ち北条氏邦の印のある証明書の意。
- (3) 中調 中しよゝへと訓み、つくつてもらうの意。
- (4) 能登守助威 普通今迄阿久沢能登守助威と見られていた。文書をよく見るとどうも助威とは見られない。助威と読んでみた。では阿久沢能登守助威という人物があつたかというと、上野国志に「天文の頃、芥沢能登守助威

人道道伴あり、桐生七揆の「也」とある。これは外に何からとったか不明であって、恐らく関東古戦録等と関係があるのだと思う。関東古戦録には愛久沢能登守、新田老談記には愛久沢能登守とある。併し、之は本文書の花押と内容とを合わせるとどうも阿久沢氏ではなくさそうである。北条氏邦の下には猪俣能登守と云う北条家の重臣が居って上野国地方にその文書が多い。管規武源には天正十七年に氏直が猪俣能登守を沼田城へおいたことが見えている。花押は猪俣能登守のとそつくりである。尼憲と云う名の文書は天正十年以後のものばかりであり、それ以前の猪俣能登守の文書が見当らないので結論を出す訳にはいかないけれど、違った人物が同じ花押を使うことはないし、名前は色々かえているのだから、或は能登守助威は後の能登守尼憲ではなかろうかと考えられる。

(5) 天正七年は西暦一五七九年。

(6) 天正六年上杉謙信の死後、上野国は次第に北条氏の勢力下に入っていた。赤城神社は今迄上杉氏關係のものが多かつたが、之から北条氏に対し活動を始めたたらしく、その様子を窺うことの出来る文書が種々ある。之も

その中の一つである。

参考文書

(天正十一年推定)

- 1 群馬郡箕輪町林家文書
萬暦月廿七日林治部左衛門宛
妻嫁名崎城法度(天正十五年)

25

菅原左衛門佐為繁祈願状

此度勝頼御出馬ニ付而羽生エ

至本意者赤城大明神社御

一躬可奉上候以此旨御祈念

可然候仍如件

菅原

左衛門佐為繁(花押)

26

北爪長秀寄進状

返々陣すまひに

よて里うし

ふんてひにつ

此度女潤本

いてかくのことし

意にいたし申候に

ついて、見よさわ

大明神きしんと

いたし、はなけ

いしに、竹之内に

百文、い氣の志りに

註(1) 勝頼は武田勝頼。その出馬は関東へ出陣を意味し、天

正八年(西暦一五八〇)のことである。

(2) 羽生は埼玉県

(3) 至本意 至は致であり、希望通りになること。

神主殿

百文、里うこ阿んに

百文、合面三百文

之所、みひたひ

きしんいたし

申候、三ヶ所之や

しきよりとらせ

られ可申候

以上

北爪出羽守

五月六日 長秀(花押)
かんぬしきの守殿

(1)

女潤は現勢多郡柏川村大字女潤

(2) はないしは現勢多郡宮城村大字鼻毛石。

(3) 竹之内、現在でも鼻毛石の小字名として残っている。

原、宍戸とも云う。

(4) いけのしり 現在鼻毛石の小字名。向原とも云う。

(5) リウコアン 不明

(6) 北爪出羽守長秀 鼻毛石の旧家北爪氏の祖先である

(7) きの守 奈良原紀伊守

(8) 「返々陣すまひにまでりうし中候ふんてひについてかくのことし」追面書で、本文の前の紙端から書きはじめて、書ききれない場合は、本文の行間に、本文より一段高くしてかきつける。本文に書きのこした事柄をあとから補足する時にこのような方法を行う。第二行目は読みない、赤城神社誌では「陣すまひにりうしふんてい」と読んであるが、実は料紙も立派なもので他の文書

に劣っていない。

(9) 北爪出羽守長秀が女潤を領有できたので、その報謝と

して、赤城神社に土地を寄進したものである。北爪長秀

の名はこの文書に表れるのみであるが、鼻毛石の北爪氏及埼玉県三尾村の北爪氏の文書によると女潤、深津、友成、鼻毛石、苗ヶ島等にその一族が散在していたよう

で、特に鼻毛石の北爪家所蔵の文書に「春日米政忠信走廻付而、縁喜之郷代官式被仰付候」とあるが、それは北

条氏の文書で富永能登守の奉書であり、宛名は北爪将監となっている。この文書には年号が辰とあるのみではっきりしないが、大体天正八年と推定するので、本文書は或はそれ以前のものであろうか。尚、考文なければならぬ。

参考文書

- 1 势多郡宮城村大字鼻毛石北爪家所蔵文書
2 埼玉縣大里郡三尾村大字新田北爪家所蔵文書

新居形部少掾長重書状

今度本意ニ付而如

前々波申通候神妙

之至ニ從本三夜沢

本地と申於何事も

毛頭無沙法も有問敷候

霜月三日

長重（花押）

う。

奈良原紀伊守殿

増田左京亮殿

註(1) 長重は赤城神社文書2の新井与一長重と同人である

28 大胡高繁書状

伊勢房為祈念

永楽老貫文令

蓮納候。殊宮中

社人衆知行公

事以下万事

如前々紀伊守父子

任置候。外被抽丹誠

尤候。仍如件。

天正十年 大胡常陸守

九月九日 高繁（花押）

三夜沢

神主紀伊守殿

註(1) 伊勢房、人名、おそらく修驗者であろう。之を使者として祈願させているのである。

29 猪俣邦憲書状

(已) 未翰見、如仰其「未者逆首問候、此度當都就御出馬、

(已) 丙太先以祝着ニ候。元年己未至極御無届所ニ御座候間、

(2) 形部少掾は刑部少輔
(3) 天正八年は西暦一五八〇年(2) 永楽老貫文 永楽錢（永楽通宝、明の永楽帝の時造）
造、足利義満の時日本に入るで老貫文
(3) 大胡常陸守高繁 大胡氏の一族であろう。守と介とを混同しているが、常陸には守は大守であつて親王の任国であり、介と記すのが正しい。

(4) 天正十年は壬午、西暦一五八二年

(5) やがて北条氏麾下の大胡氏の支配になつたものである。『殊宮中、社人衆知行公事以下万事如前々、紀伊守父子任置』という言葉は右の事情を物語っているようである。

参考文書

勢多郡大胡町大胡神社所藏天正十七年十一月九日付奈良原紀伊守宛常陸介書状

専対神應在如何候間、氏邦御誕文」者元来、大途之御印判相調可進置候。存分立被書付可然以大可蒙^(カ)仰候^(カ)。涯^(カ)分終生其々御社中介抱可申候。尚同名右馬介可申届候。恐々謹言。

二月四日
邦憲(花押)

神主紀伊守殿

御佑

註(1) 氏邦は北条氏邦

(2) 大途、北条氏では上君をさして大途と呼んでいた。この場合は氏政である。

(3) 介抱は注意して執行するの意

(4) 同名右馬介、同名とは同じ苗字、右馬介とは主馬寮の

右馬寮の次官、ここでは右馬介と言う通称の人名。即猪

保右馬介であるが、詳細は不明

(5) 猪俣、埼玉縣児玉郡大沢村大字猪俣。中世武藏七党の

猪俣党の住地。猪俣はここでは苗字である。猪俣邦憲は

能登守と称した。

(6) 二月四日は次の未二月十三日とともに天正十一年癸未と推定

(7) 当郷御出馬といふのは次の氏邦の書状の項で示すよう

に北条氏政の出馬と考えられる。從って天正十一年の文書

ということになるが、氏政、氏直の活動は天正十年であ

つて、その年は武田勝頼が亡び、信長が本能寺で殺され、この部将の滝川一益は、上野国の神流川の戦いに北条氏直に敗られて近畿にもどった。北条氏が関東一円に安んじて手をのばすことができたのはこれからである。これから天正十八年までの八年間が北条氏の天下であった。猪俣氏は武藏の出ではじめ上杉管領家についていたが、やがて北条氏にしたがい、その重臣として上野地方の支配を担当していたものであろう。それらは次の参考文書によつてもわかる。

参考文書

(1) 群馬郡箕郷町、長野正夫氏藏 極楽院文書、午七月五日付猪俣奉書北条氏邦定書(天正十年)

(2) 同氏藏同文書、癸未三月廿八日付氏邦定書(天正十一年)

(3) 同氏藏同文書 八月二日付猪俣能登守宛里義院門跡道證法親王書状(天正十三年)

(4) 同氏藏同文書、閏八月十二日付猪俣能登守宛二半斎暨忠書状(天正十三年)

(5) 群馬郡箕郷町箕輪 林家文書、亥極月廿七日林治郎左衛門宛見憲様名崎城法度(天正十五年)

(6) 安中市福田家文書、未六月中日北条氏邦板鼻町挨書(天正十一年)

(7) 邑楽郡板倉町高根 龍興寺所藏文書、甲申十二月晦日

付高根寺宛北条氏邦奉書（天正十二年）

(8) 同寺文書 乙酉正月十三日付高根寺宛北条氏邦奉書

（天正十三年）

(9) 効多郡宮城村勢毛石北爪家文書 戊二月廿七日付北爪

30 北条氏邦昌状

此度御出馬、当國御静瀬、依其社中加配為被申請度、自身馳參、神

妙ニ候。大途之御印判相調可進ニ候。

其中諸軍藩防狼藉有之者、為先

此證文可承候。横合非分有之間數

者也。仍如件

未二月十三日 氏 邦（花押）

三夜武

31 大胡高繁吉状

三夜武宮中佗言之筋目附頃

守護不入之事、任旧規不可有

相違 弥以武運長久、子孫繁昌

之祈念可致精誠者也。仍
如件。

天正十三年 常陸介

七月九日 高繁（花押）

奈良原紀伊守殿

神主殿

註(1) 御出馬、北条氏の出馬であろう。

(2) 社中加配、赤城神社に奉仕の人々に対する恩賞の加配

であろう。

(3) 未の年は天正十一年癸未と推定。赤城神社誌では元龜
二年辛未になつてゐるがこれははとらない。

(4) 前書(6)の項及び参考文書参照

持監宛北条氏邦感狀（天正八年）

(5) 埼玉県大里郡三尻村新堀新田 北爪重一氏所藏文書

天正十六年戊子九月十一日付北爪新八郎宛北条氏邦感狀

有立願之旨、柏倉之内
九貫文之地為新寄

進奉進納候。弥武連
長久、子孫繁榮、當

城安全之所、被抽丹精
御祈禱成就所仰候。

仍狀如件

天正十三年丙戌
八月吉日

大胡常陸守
高繁(花押)

三夜沢
神主紀伊守殿

柏倉前出

註(1) 柏倉前出
(2) 天正十三年は乙酉、丙戌は十四年

33 北条氏照書状

此度小川五郎右衛門尉對其方捧書付候。礼明候外、証文
も無之、申所道理不濟候間、不取上候。雖然、自古米三
夜沢住持之者之由候間、召返、從前々抱候田地
屋敷相渡尤候。此上彼者無届於有
之者、可被申立候。遂礼明、可及裁
許者也。仍如件

天正十六年
(子成)
閏五月十日
氏 照(花押)

赤城山

三夜沢神主殿

註(1) 小川五郎右衛門尉についてには、後考。

捧書付 訴状を出した意

(2) (3) 相渡尤候、相渡し尤に候とよむ。渡すのが穢当の意。

(4) (5) 北条氏照は北条氏照。相模小田原北条氏。北条氏康の子。
北条時奥守。元名由井源三。

包紙、赤城山三夜沢神主殿とあり、

(6) 小川五郎右衛門尉と赤城神社神主との間の訴訟の判決
状である。

一 葦書状

此度御公事無

相違丸、氏照被

露御証文候。向

後も三夜沢之

儀、御用之儀候者

馳走可申候。恐々謹言

一 葦

五月十日 法印宗円（花押）

赤城山三夜沢神主
奈良原紀伊守殿

参

大胡高繁書状

一筆致啓上候

御堅固之役珍重

奉存候然者其地

赤城大明神當城之

鎮守ニ近戸大明神と

奉祭度候間其元

父子之中 此方江

引越神祭奉

頼候万事家來

註(1)

公事、訴訟の意

馳走、今の奔走と同じ

一 葦、狩野主膳入道一 葦である。北条氏照の臣で小田原落城の際は八王子城の中丸を守護していた。

法印宗円については後考

閏五月は天正十六年

(6) 氏照の臣狩野一 葦が赤城神主対小川の訴訟についての氏照の判決状に付けてよこした書状である。それ故「この度の公事相違なきところ、氏照被露の御証文に候」と読んだならばどうであろうか。

口上申入候謹言

常陸介

天正十七
十一月九日

奈良原紀伊守殿

註(1)

折紙

(2) 大胡城主常陸介高繁から三夜沢の赤城神社神官奈良原紀伊守に宛てた書状。

(3) 大胡城内の近戸大明神を創建するについて奈良原父子

のどちらか来住して神祭されたい旨の依頼。

の後退により再建するものと考えられる。

- (4) 大胡城内の神社は二之宮赤城神社より勅請したが高繁

- (5) 現大胡神社、神職祭良原氏。

36 豊臣秀吉禁制

禁制 大胡領

御朱印のうつし

軍勢甲乙人等乱妨害諸事

放火事

対地下人百姓非分之儀申懲事

右条々堅令停止了若於違犯之

罪者、速可被處嚴科者也

天正十八年卯月 日

奉之

37 赤尾広宗書状

此度本意いたし、如存分之知行

相すみ申ニ付而者、下地方三段之處

參いたい寄進可申候。於御神前ニ

御きねん奉願候。ならひに七年

参けい可申上候。仍如件

天正十八年

卯月廿三日

神主紀伊守殿

赤尾修理亮

広宗(花押)

註(1) 地下人 本来は公卿のうち昇殿を許さないものを言つたのであるが、この頃は土地の士をさしたものである。

註(2) 天徳寺 下野佐野氏の房嗣が仏門に入つて天徳寺了伯

と言つた。この人を指す。

註(3) 頭初に「御朱印のうつし」と註がある。

註(4) 秀吉の軍勢が上野国に入ると間もなく下令した禁制で
あつて、佐野の天徳寺了伯の奉書の形をとつてゐる。

天徳寺

参

註(1) 下地方は、したじかたと読む。支配トの意と考へてよ
かろう。

註(2) 参いたいは永代

註(3) 赤尾修理亮広宗、出身は不明である。但し、上野国志によると前橋市の橋林寺に赤尾対馬守の寄進状のあること

が見えており、字は広能始左京と号すと考證してある。

この文書は未見であるが関係ある人物と考えられる。

(4) 天正十八年は庚寅、西暦一五九〇年
 (5) 本意いたとは思う所を表現する意で、つまり望をい

だいて戦に出ることを決心したことであり、天正十八年
 三月一日秀吉小田原の北条氏征伐に京都出発し、四月に
 は上杉、前田の軍勢が上野に入り、廿日には松井田城を
 落としている。この時に上野の武将はその去就に迷った

樋木経次書状

三夜沢御きしん之事

郷戸樋良ノ三月から後、御立之御きしんとして、おなふ
 ち森之郷にて

武貫文の跡をまつたる御きしんに
 してたてまつる者也

内大参拾仁歩の跡ハ我等子共のきねんのために

御きふんしたてまつる物也。仍如件。

天正廿年辰ノ九月廿九日

樋木九兵衛門尉
 経 次 (花押)

きのかミとの
 まいる

のであるが、廿六日にはほとんど上野は平定したのである。

参考文献

- 1 前橋市元總社町總社神社所蔵赤石家文書天正十八年五月日付筑前守(利家)彈正少弼(長政)禁制

註(1) 郷戸樋 不明

(2) 森之郷 不明、多野郡小野村に森という地名がある
 が、これではあるまい。

(3) まつたいは末代

(4) 大谷權仁郎(カ)は不明

(5) 樋木九兵衛門尉経次、長尾家臣に牧彈正といふもの
 が、大室城を守っていた由であるが、天正廿年までおつ
 たものかどうか疑わしい。

(6) 天正廿年は壬辰、十二月八日改元、文様と改まる。西
 曆一五九二年

赤城山三夜沢宮中之儀

如先規、不入不可有相達候。

殊武運長久、子孫為

繁榮、五拾貫文之神領

付置候上者、毎日於神前祈

念不可有油斷者也。仍如件。

慶長十八年正月

牧野駿河守

二 北爪家文書

(附埼玉県三尻村
北爪家文書)

両北爪家の関係を簡単に説明しておこう。宮城村の北爪家の紋所は表が「丸の中に矢ちがいに十六弁の菊」、裏は「三つ巴」で、菩提寺は同所の真言宗赤城寺である。埼玉県の北爪家は大里郡三尻村大字新堀新田の住。紋所は「太丸に三つ鱗」、菩提寺は熊谷市玉井の真言宗大正寺の由である。宮城村の北爪家には系図はあるが、先年調査された結果によると次のように考えられている。即ち

一 村 監 享保十一年追善供養
大 藏 勢多郡木瀬村下増田住

甚 内 新田郡世良田村平塚新田住
式 部

二月廿四日

忠 成(花押)

奈良原出雲守殿

註(1) 牧野駿河守忠成、牧野康成の子、康成天正十八年上野大胡城に封せられ、二万石を領した。慶長五年上田城攻めに秀忠の勘定を受けたが、九年本領安堵され、元和二年まで大胡城に住した。後長岡へ移る。

(2) 奈良原出雲守、神主奈良原氏、紀伊守の子であろう。

つまり、宮城村鼻毛石の北爪家が長兄持監の後裔で、その弟大蔵、甚内、新八郎はそれぞれ他所に分家した。大蔵は木瀬村（現前橋市）へ、甚内は世良田村（現尾島町）へ、そして新八郎は埼玉県大里郡へ赴いて、三尻村の北爪家の先祖となつたと云うのである。勿論、詳細な調査を必要とするが、両家の伝えが略々この所に落ちるので、木瀬村及世良田村の北爪家を調査した上でなければ断言はできかねるが、大体信じていいのではなかろうか。尚太田亮氏の北爪両家の文書一覧表

年月日	宛名人	差出人	所蔵者
永禄 （承元） 六・〇・四	北爪助八	景長	三尻北爪家
永禄 （承元） 九・九・五	北爪主計助	顯長	同右
？ （承元） 二〇・四	女瀬地表大小者	氏邦	宮城北爪家
天正 （承元） 八・三・七	北爪將監	氏邦	同右
天正 （承元） 八・三・八	同右	富永	同右
天正 （承元） 八・九・二	北爪新八郎	三尻北爪家	同右
天正 （承元） 七・八・五	同右	笠原	同右
天正 （承元） 七・三・四	同右	氏直	同右
天正 （承元） 八・二・三	笠原和邦 越前守	同右	宮城北爪家

姓氏家系大辞典に掲ると、埼玉県の北爪氏のみがかけられていて、次のように記している。

武藏国幡羅郡の名族にして、新編武藏風土記所載、顯長花押の文書に「北爪主計助殿」永禄六年十月二十四日、景長花押文書に「北爪助八殿」等見え、中興系団に藤氏とす。姫路酒井藩の重臣に此の氏あり。

右によると、埼玉県の北爪氏は新編武藏風土記にその古文書がのっていたので取りあげられたものである。宮城村の北爪氏は古文書が公表されていなかつたのであり、今回、二つをならべて記すことができるは極めて意義深いことであつて、特に両家の御好意に謝意を表すものである。

右の表に更に前出の赤城神社文書中の北爪出羽守長秀の寄進状を加えていただきたい。

長尾景長感状 三尻村北爪家藏

今度其地石打ニ差

置候付而錦塚郷之内

拾貢文之所錦塚郷之

内拾貢文之地石打郷

之内拾貢文之所為給

恩出置之候此上猶以

昼夜於何事も無々

沙汰可走廻儀尤候仍如

件

十月廿四日 景 長(花押)

北爪助八殿

長尾(白井) 景(白井) 信

景仲
|
(足利) 景
|
(足利) 茂
|
長政
|
長
|
(館林)
(館林)
長
長
長
長
(由良成繁の子)

長尾顯長感状 三尻村北爪家藏

女潤郷はなけ石之内

五貫文之所ニ苗嶋之

内廿貫文之所指

添為加恩出置之候

此上能々可走廻儀(カ)

者也仍如件

九月廿五日 顯 長(花押)

註 (1) 石打は今邑楽郡高島村に大字名として残る。

(2) 其地石打ニ差置候の其地とは給与の地の意であろう。

(3) 女潤より移つたものであろうか。

(4) (3) 錦塚郷は邑楽郡千代田村の大字むじなづかとよむ。

(5) 石打郷は石打の項参照。

(6) 結恩は御恩を与えること。即ち之により主従の関係が成立する。

(7) 無々沙汰はおこたることなくの意。

(8) 走廻は奔走の意。

(9) 景長は足利城主長尾景長、白井城主長尾景仲の次子景茂の子始め修理亮後但馬守を称した。

北爪主計助殿

- (1) 女瀬郷はなけ石は現在宮城村の大字鼻毛石。この附近も女瀬郷に入っていたものであろう。
- (2) 加思は御恩を増加すること。前書の地に加えられたものであろうか。
- (3) 顯長は館林城主長尾顯長実は金山城主由良成繁の子、新五郎或は新六郎と云う。館林城主長尾政長の養子とな

北条氏邦書状 宮城村北爪家藏

昨十三夜中長吏共相競外曲輪

敵引後免ニ各走廻候由富水下総守申

越候一段無比類候先日御書もて如被仰出

其地之義新田左七様へ被相渡共面々進

退之義仰出可被引立由被調可被下候

其上も新田左七様より不被引立者為先此

書状当地へ可參候何も大途加へ扶助

知行可出候以前山方へ罷移者共山方

下知を以不引移衆等早山方へ政留守ニ

越付着其身共も來候如何候極非引移候

委細下総守可為申聞候 譲書

十月十四日

氏邦(花押)

女瀬地表

大小者中

る。

- (4) 北爪主計助は前書と比較すると助八の子に当るものであらうか。前書の地に加へられたとすれば、北爪氏が女瀬に関係をもつ始めてのものと解ることもできよう。なお、再考を要する。次の文書と比較すると北爪氏は以前より女瀬地方に居たようにも思える。

註(1) 長吏共の長吏とは元来支配者を意味しているのであ

つて、一寺一山の事務を總括しているものを指したが、後には寺から離れて、賤業に從事していたものの支配者を指すようになり、その者達の總称ともなつたようである。賤業とは皮革を取扱うため、その同業者が一坊を為していたのではなかろうか。仏教の不殺生犯に反する業なので仏教の盛んな時代には駁められていた。新田郡や邑楽郡に長吏の古文書がのこっている。

- (2) 外曲輪、曲輪とは城の地割のうち防禦の一拠点となる地域を指していく、外曲輪とはその外方のものを指す。
- (3) 富水下総守、宮城村北爪家文書の中に富永能登守の奉書があり、赤城神社文書の氏邦の書状中には富永の名が見えている。同人であるか、同族であるか不明であるが何れにしても北条氏邦に扈從した北条氏の重臣である

う。太田亮氏の姓氏家系大辞典には武藏の富永氏があげ

てあるが、富永下總守についての詳細はわからない。

(4) 新田左七は新田氏の後裔と称する岩松氏か、それとも

その臣下で実權を握り、遂に金山城にあってこの地方を

従えていた横瀬氏（由良氏）かははっきりしないが、横

瀬氏と考えた方がよろしかろう。但し左七とは誰を指して

いるかわからない。成繁であろうか。成繁の通称は六

北条氏邦感状 宮城村北爪家藏

於山上戸帳監敵

計擧之由高名之至

無比頗候跡可抽

戰功者也仍如件

辰二月廿七日

(氏邦) (花押)

北爪將監殿

註(1) 山上は新里村大字山上、今山上城跡がある。

富永能登守奉書 宮城村北爪家藏

春已來致忠信

走廻付而縁喜之鄉

代官式被仰付候

亦至相持者可被引

立旨被仰出者

仍如件

(未印)

十二月八日富永能登守 奉之

北爪將監

部或は新六郎と云つてゐるようである。

(5) 大途は北条氏の家臣が主君を指してゐる敬語。

(6) 山方、女瀬地方は赤城山南麓で、新田郡や邑美郡の地

方からみると山方である。終りから三行目及二行目の意味は不明。

(7) 女瀬地表、女瀬郷地方の意、女瀬の名は現在勢多郡柏川村の大字。

(2) 戸帳監は不明だが恐らく山上城の木戸の附近を意味しているのであろう。

(3) 辰は庚辰即ち天正八年と推定。本書には北条氏邦の花押のみがのこっている。北条氏の山上城攻めに参戦して功を立てたので感状を与えられたのである。赤城神社文書の天正七年一月廿四日に能登守助威の書状と併せて見ると、天正八年頃に上野を席捲したようである。

註(1)

緑喜郡はゆかりの郷

(2) 代官式、式は職とかいて「しき」とよむのが本来の形。

(3) 相持は「あいかせぐ」、かせぐとは精を出して事にあたること。

北条氏邦感状 三尻村北爪家藏

去四日於沼田敵

一人討捕候誠懃

悦候亦可勵戰力

者也仍如件

天正十六年戊子

堀和伯善守笠原越前守奉書 三尻村北爪家藏

女瀬五郷検地

之上給田可被

下旨被仰出

者也仍如件

(未印) 奉之

乙丑 八月五日 堀和伯善守

笠原越前守
北爪新八郎殿

(1) 女瀬五郷、五郷の名は不明、それとも、女瀬、深津、笠原越前守奉書 三尻村北爪家藏

註(4)

富永能登守は北条氏の下臣。

(5) 朱印は北条氏の虎の印、即ち印の上方部外に虎の模様

があり、印文は「禄寿元穩」とある。春已來とあるので

前掲感状と併せて天正八年と推定。

九月十一日 氏邦(花押)

北爪新八郎殿

註(1)

沼田は沼田市。

(2) 天正十六年、この年の沼田附近の戦ははっきりしな

い。

友成、苗ヶ島、鼻毛石を指しているのであろうか。

(2) 検地は田地、段別を調査すること。

(3) 朱印は虎の朱印。

(4) (5) 己丑は天正十七年、堀和伯善守笠原越前守前出。

女瀬五郷の田地を調べて、田を給しようとした云う予約的なもので、宮城村北爪家所蔵の天正十八年の給田目録と相応する文書である。但し、目録には新八郎の名は見えず、一人特別に扱われている。

女瀬鄉之内

拾貢文 友成之内

五貢文 深津之内

五貢文 苗ヶ島之内

以上式拾貢文

此内考貢五百文此度之增
右為給田出置候陣役數密ニ可

勤之猶隨走廻可被重思貢旨

被仰出者也仍如件

女瀬給田目録 宮城村北爪家藏

(欠損)

女瀬

○貢文 此内二貢文鼻毛石

四貢文苗ヶ島 北爪大藏

四貢文友 成

以上

拾貢文 此内二貢文鼻毛石

四貢文苗ヶ島 吉田又左衛門

四貢文友 成

以上

拾貢文 此内二貢文鼻毛石

四貢文苗ヶ島 大塚与兵衛

四貢文深津 磯角右衛門

第二節 中世の文書

拾貢文 友成之内

五貢文 深津之内

五貢文 苗ヶ島之内

以上式拾貢文

註(1) 給田は御恩として田地を分与すること。
(2) 陣役は御恩に対する反対給付として戦いの際軍費の負
担をなす。

(4) 北爪新八郎は他の北爪家のものとはちがつた扱いを受
けている所領も多い。

己丑 十二月十四日

朱印

北爪新八郎殿 笠原越前守 奉之

奉之

拾貢文 此内二貢文鼻毛石

五貢文苗ヶ島 大塚与兵衛

五貢文苗ヶ島 大塚与兵衛

三六九

四貫文友 成

以上

拾貫文 此内四貫文深津

五貫文鼻毛石 萝貫文苗ヶ鳥

北爪 将監

六貫文 此内三貫文鼻毛石

三貫文深津 北爪 基内

六貫文 此内三貫文鼻毛石

三貫文深津 北爪 与兵衛

六貫文 此内三貫文友 成

三貫文鼻毛石 清水 舍人

三貫文 此内三貫文深津

三貫文深津 北爪 大膳

六貫文 此内三貫文友 成

三貫文鼻毛石 清水 舍人

三貫文 此内三貫文深津

三貫文深津 北爪 与兵衛

六貫文 此内三貫文友 成

三貫文鼻毛石 清水 舍人

三貫文 此内三貫文深津

三貫文深津 北爪 大膳

五貫文 此内三貫文友 成

三貫文鼻毛石 清水 舍人

五貫文 此内三貫文深津

三貫文鼻毛石 清水 舍人

三貫文 此内三貫文友 成

三貫文鼻毛石 清水 舍人

下田 邦八郎

三貫文 此内三貫文深津
卷貫文友 成 石川久助

以上

三貫文 此内三貫文深津
卷貫文友 成 黒沢一之助

以上

三貫文 此内三貫文深津
卷貫文友 成 洪沢甚十郎

以上

八百六十二文友成 長岡弥一郎

以上

三貫文 此内武貫文深津

市貫文苗ヶ島 木村甚之丞

以上

三貫文 此内武貫文友成

市貫文苗ヶ島 宮下与次郎

以上

三貫文 此内武貫文友成

桶口喜左衛門丞

以上

三貫文 此内武貫文苗ヶ島

與毛石

苗ヶ島

五拾貢四百廿三文

參拾貢七百六十七文

參拾貢九百卅九文

深津

第二節 古城塁跡

(1) 市ノ闇の誓

以上百四拾武貫文

右為始田出置候問何ニも可相應候

陣役嚴密ニ可走廻旨能々可申付候仍如件

(未定)

庚寅二月廿一日

庚寅二月廿一日

解和伯耆守殿

笠原越前守殿

註(1) 女瀬は柏川村大字女瀬、苗ヶ島は宮城村大字苗ヶ島。

友成は柏川村深津字友成、深津は柏川村大字深津。

(2) 細田は論功行賞として田地を与えたのであるが、之に

(3) より北条氏との關係が結ばれたのである。

(4) 陣役は軍役と同じで、戦の為の軍兵、兵糧、雜役等に

関する賦課。

解和は「はが」とよむ。

勢多郡宮城村市ノ闕の字内出は阿久沢氏の營址である。東西五〇m、南北六〇mの内郭は塹をめぐらし西北部だけ土居が遺る。虎口は南面よりほかない。外郭は南北は南北二四〇m、東西一七〇m程で南面は明らかでない。

(2) 柏倉の砦

宮城村柏倉の字内出口に大崎氏の屋敷址というのがある。これも圓郭式の複郭であるが形は不規則で、南北一五〇m、東西一三〇m、内郭は南北一〇〇m、東西七〇m、南面を除き塹と土居が認められる。この屋敷を打出と呼ぶ。

(3) 西屋敷

同じ柏倉の字堀の内を西屋敷と呼んでいる。北側の塹と西北部の土居を残し、東を流れる小流の氾濫で崩されてしまった。土居を被覆する野づら積みの石垣が一部認められる。西南部の石垣は新しいものである。単なる屋敷址であろうか。

(4) 苗ヶ島城

上野国志に「苗ヶ島の西に古城址がある。芥沢氏の砦であると言う。或説に芥沢氏は桃井氏とゆかりがあるという。」とあるが、この城は宮城村苗ヶ島の城畠と呼ぶ所で、鼻毛石の学校の東北一、二〇〇mに位置する。僅かに南面の塹址を認められる程度である。この塹の東寄りに追手虎口の土橋がある。径一三〇mの不規則な形で、今も一角に阿久沢氏が住んでいる。

桃井播磨守貞常の館址で、後に神梅の阿久沢氏が出城として利用したのであろう。

(5) 宿の平城

同じ苗ヶ島の忠治鉱泉の南一〇〇mの丘上に一つの山城がある。このあたりを宿の平と言う。上毛國風土記に「苗ヶ島故城、苗ヶ島から溪路を伝つて一里半ばかり赤城山に入つて宿平と言う少しの平地がある。

その東の山を桃井と言う。桃井播磨守直常の城址と伝えてい。宿の平から折れて西に行けば湯沢、東に行けば瀧がある。(桃の井の城と言うのは不審、山中往来の人間に聞けば、この東の尾崎は深沢につづいていると言う。これは芥沢、松島が要害の為に築いたものであろう。又宿の平に石塔がある。立円の石に笠がある。文字がない。人々はこれは共領分境のために建てたもので、山中にはこの外にあるという。)とある。

(6) 大前田の砦

宮城村大前田の字竹の鼻に打出と呼ぶ所がある。

開郭式の砦の址で、西北部はよく残っている。東南角は大前田栄五郎のすまいの跡になっている。

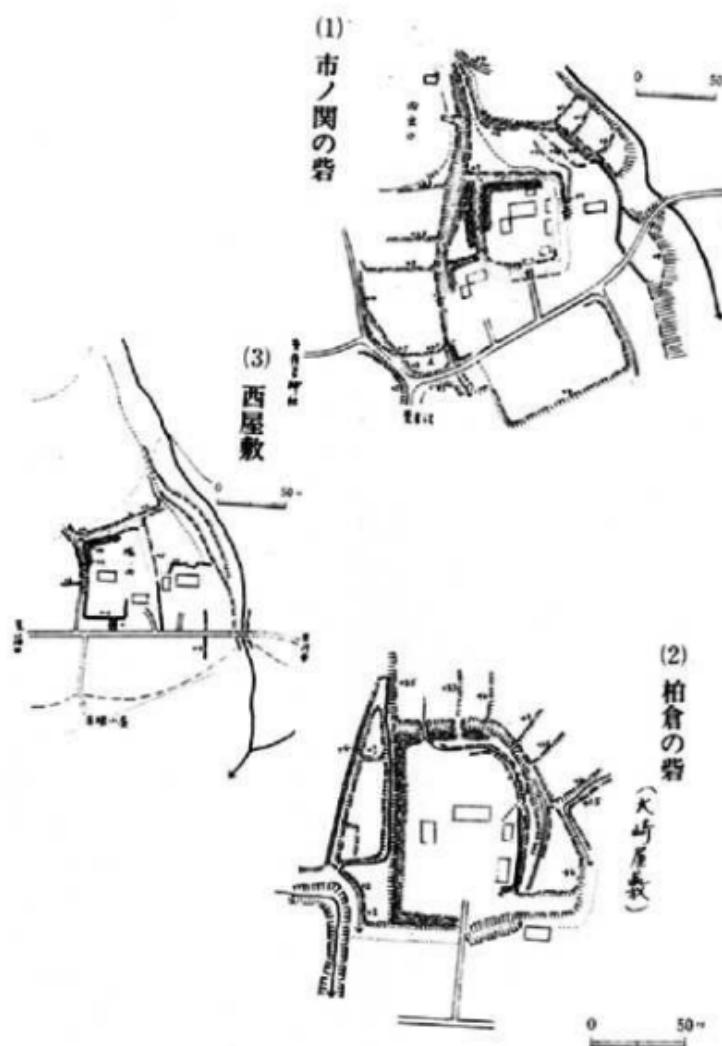
宮城村の遺跡が西北部をよく残しているのは、西北の卓越風の関係からである。

この砦は本郭が西側の川に寄せて構えられ方六〇m程で東面以外は土居も残っている。東南に虎口があり、北側には幅一五mの帯曲輪が付く。帯曲輪の北縁には土居が築かれ、その北側の土居は中央の「折」から北に分岐して外郭堀の西北端に連続する。外郭は東西一〇〇m、南北一八〇mで東堀は道路になつていている。遺構は宮城村の諸星中最もよく保存され、殊に帯曲輪附近は旧状のままである。

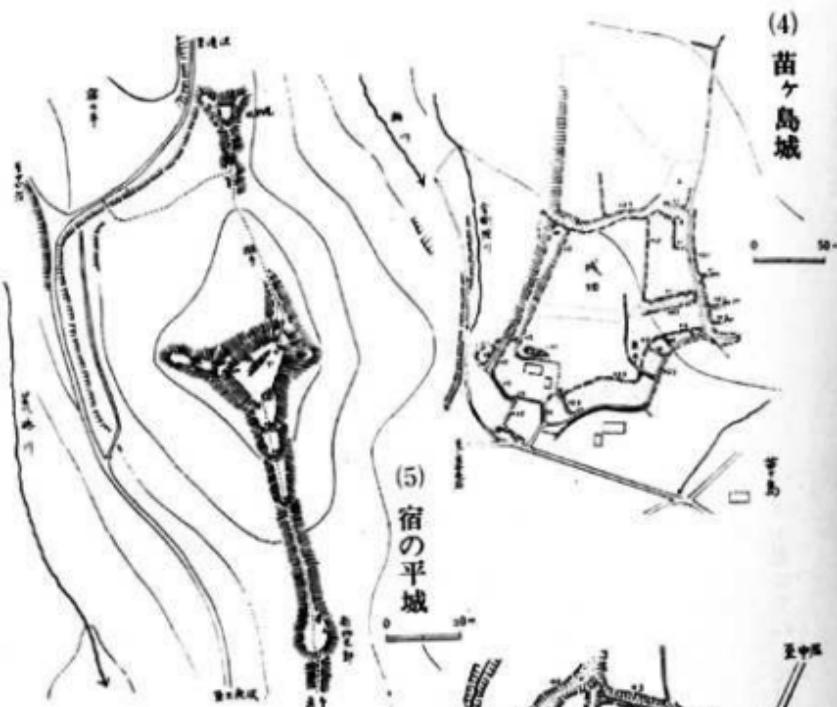
苗ヶ島の城址、市の開砦址、大前田砦址が皆、現在でも阿久沢氏の住居になつてゐることは、三者の関係の深いことを示す。おそらく苗ヶ島本城に対し、東の出城が大前田、西の出城が市ノ関で、宿の平が要害城であったのである。

大前田、市ノ関両砦に比し本城が貧弱なのは、両出城が後に大胡城の出城として用いられ、苗ヶ島城は廃されていたためではあるまいか。

(山崎 一)



(4) 苗ヶ島城



第一回 古城遺跡

(5) 宿の平城



(6) 大前田の砦

第三節 文化財

一 赤城神社櫛石

県指定史跡（昭和三八年九月四日）

勢多郡宮城村大字三夜沢鎮座の赤城神社の西北尾根上の飛地境内にある。荒山から下る尾根が急傾斜に移る突端に位置しており、大石が数個散在している最南の一個がこれに当る。上代祭祀遺跡として注目され、出土品の土師器類も存在している。神社では神跡として、特に江戸時代から聖地視され、近來四月一日を以て祭祀を行なつてきている。

櫛石は長径五・一〇米、短径三・一〇米、高さ二・五米、周囲一二・二〇米の自然の巨石である。頂上部に東西一・三〇米、南北一・〇〇米の平坦面をもつ。その根方から「あまのたくじり」、土師器類、石製模造品等が出土し、早くから考古学上注目されるところとなつたが、大場磐雄氏は著書の神道考古学及び上代の赤城信仰に研究を発表している。昭和十年以来の赤城神社昇格運動の一環として調査されたものである。

櫛石については大場磐雄氏（国学院大学教授）の研究がすぐれているが、なお補足すると、櫛石が古代祭祀の如何なるものかという点と、土師器の編年上の位置付けとである。古代祭祀には岩境と磐座とが存在していることは、日本書紀、古事記にも伝えるところであるが、本遺跡は磐座に属するものであり、岩境の祀神形態が神體をとるに反し、磐座は異なる形態をとったものであろう。櫛を根こちにして立てた神廟形態は磐座にはとれない。つまり磐座神

事の神宝は三種のものではなく、多様の神宝を磐座にかけたものではなかろうか。特に注目されるのは出雲及び出石系統の神宝に八種又は十種とあり、布領が多いことであり、これらの神秘性を物語る神話が伝えられている。大和の三輪山にはこの両種の神事が兼ね存した遺跡が指摘されている。

赤城神社は三輪山に鎮座する大神^{おおみわ}神社に関係深いものと考えられるのであるが、その祀祭者と推定される上毛野氏は大和平野南部の特に磯城地方からの移住者と見られる節が多い。三輪山の磐座神事に岩境の習慣が入らない以前に本地方に移ったものとも考えられよう。同様の遺跡は桐生市広沢町の賀茂神社に認められ、妙義神社にも影向石がある。ところが妙義町菅原には川後石なる地名があり、菅原神社を中心としているが、この地域は岩境の存在を暗示せしめるものである。即ち岩境は神龍石であり、「かうごいし」と普通が注目される。

土師器については本県出土の土師器を編年し、その第二型式に当るものであることが明らかにされた。即ち六世紀中頃に当る。これらは又柏川村大字中の祭祀遺跡出土の土師器と同類であり、同時に又、赤城山南麓地帯の古墳は六世紀乃至七世紀にその盛時があてられる。赤城なる名称も豊城なる名称と共にその頃成立したものであろう。

これを要するに本遺跡は六世紀頃の祭祀遺跡と考えられるのである。

（尾崎喜左雄）

二 赤城神社本殿内宮殿

県指定重要文化財（昭和三八年九月四日）

勢多郡宮城村大字三夜沢の赤城神社本殿内に神座として充當されている。もと、赤城神社が東西両宮に分れていた頃の西宮に属したものであり、その扉に「源成繁寄納」と二行に墨書きされているので、金山城主由良成繁の奉納と認められる。

木造宝形造、方一間一戸前の建造物で、勾欄をめぐらした薄い台上に造りつけられている。総高一・一七米、屋蓋高〇・四二七米、軒幅〇・九八二米、身舎高〇・七一三米、身舎幅〇・五三六米、台高〇・一〇米、台幅〇・八八八米である。

軒飾は唐様一手先組、頭貫に木鼻を附し、綜柱を立て、扉は棟唐戸、軒は二重扇檼である。屋部は頂部に露盤をのせ、降り棟の先端は藏手状にかえり、その上に鳥型をのせてある。琵琶板部は全部花鳥類の薄半肉彫でうめ、棟唐戸には牡丹の薄肉彫及び菱形崩しの紐橋子を納めている。戸前以外の三面は板張りである。頭貫、上下長押、台側面には極彩色の痕がうかがえる。戸前の前方のみ鳥居を立て、そのところのみ勾欄は切れているが、他は三方共ぐるりとめぐらしている。

全体が唐様で仕上げられ、その薄肉彫の製飾は室町期の特徴を示している。殊に扉の手法は長樂寺に伝える室町期の什器の手法に一致し、「源成繁 寄納」の書法も文書と照し当時のものと見られる。即ち金山城主由良成繁奉納品と推定して差支えなかろう。

金山城主由良成繁は天正十八年豊臣秀吉により常陸国牛久に移された金山城最後の城主であり、本社所蔵の文書に微しても、赤城神信仰篤かった武将である。且つ旧西宮は柏川上流の元三沢の地から遷宮されたものであり、勢多郡及び佐波郡の東部、新田郡地域の庶民信仰を集めていたものであり、その地の領主も当然信仰篤かったものと推定される。その奉納によつたものであることは証明し得られるのであり、天正十八年以前の近き頃の奉納と推定される。

但しこれが神輿であるか否かにおいてはなお考察を要する。一面のみに鳥居があり、入口を設けて、他は板張りである点、台下にはぞが出ている点から見れば、神輿として用いられたものではなく、廟子であったと見られるのである。

る。成繁奉納としてもこの解釈の方が妥当であろう。

(尾崎喜左雄)

三 赤 城 塔

多宝石塔の一型式で、赤城山南面地帯に多く見られるので、特に赤城塔と呼ばれている。赤城山小沼より南流する柏川沿岸が多いのもその信仰内容をみる一つの手がかりにならう。宮城村地内には左記のものがある。

(番号) (所在地)

(備考)

一 宿の平忠治館前 塔身、屋蓋、高一、三〇メートル

六 苗ヶ島井上平七氏廟
七 鼻毛石 大下東
八 大前田世良田業師堂

相輪欠。

二 三夜沢赤城神社

經高一、二六メートル

九 同

同

相輪欠。

三 同 一の鳥居東南

相輪欠○、七二メートル。
金剛寺へ移す。

一〇 同

同

塔身にくびれなし
(伊勢崎天増寺塔のよう)

四 同 真鶴田家墓地

相輪基台欠。

一一 柏倉阿久沢家墓地

塔身のみ

五 同 同

銘文のあるのは忠治館前のもので

元享四年三月廿一日

とある。四是二を二つ並べたものである。鎌倉時代の最後に近いこの年号は赤城塔の初期形式のものである。この地は鼻毛石の赤城寺の旧地といわれ、忠治館の北側の開墾に礎石と思われる石の列を発見しており、この頃に寺院であったことを推定することができる。

信仰内容は法華經信仰による造塔と考えられる。



三夜沢一の鳥居東南（金剛寺境内）



忠治館前



真鍋田家墓地



三夜沢赤城神社 東



同上

苗ヶ島



大前田 葬儀堂前



鼻毛石字前原



大前田字世良田 葬儀堂前



大前田 葬儀堂前



柏倉 阿久代家墓地



四 六地藏石塔と阿弥陀如来像

六地藏石塔



六地藏 塔

苗ヶ島の金剛寺境内にある石塔で石燈籠の形をしていて、火袋の代りに六地藏を刻した塔身を入れ、竿部に輪廻車孔を持った石塔である。地蔵の刻してある塔身部は三面を、一面に二体宛の地蔵を配し、他の一面に阿彌陀三尊像を刻している。銘文は輪廻車孔の左右に次の通り刻まれている。

奉建立六道能化為逆修宝 □ 淳定也

永正參年丙寅三月十八日敬白（西暦一五〇六年）

阿弥陀如来像

福久保から阿彌陀如来座像が畠の耕作中に発見された。総高七センチ、座像高三・二センチ、肩幅二センチ、膝幅三センチの金銅製のいわ



阿彌陀如來像

ゆる小仏である。ふしょくが甚だしくて面相もさだかでない程であるが、衣紋の線もみえ、肩幅もあり胸の厚みもあり、膝高と膝の幅もすぐれ、藤原仏のおもかげを残している。宮城村の文化財としてもすぐれた一つである。寺院跡であろう。

五 箱田の豆人形

大字柏倉字箱田の北爪泰知氏宅で所蔵していたものである。同家の祖父北爪惣八(明治七年生)等が若い頃、箱田地区の青年有志が練習したものというがくわしいことは残念ながら不明である。江戸時代からの伝統ある人形として注目される。特に人形つかいは普通三人である。それ以前は一人でつかい、さらには一人づかいであった。この人形はその一人づきいで県内でも珍らしい文化財である。今から六十年ほど前に演じたのが最後だそうで、現在、これを使える人がいなくなってしまった。人形の頭十数個、笛一本、衣製の一部、舞台背景の一部等が現在残つており、宮城小学校に保管してある。しかし、いたみも相当でているので適切な保存が望まれる。



箱田の豆人形

六 三夜沢神社の神楽

新年二月一日に、二座（おきなの舞、国がための舞）を奉納し、さらに、一月五日、二座（おしどめの儀、さんまの座）を奉納して、無事息災を祈願する。

この日は、神靈を氏子の家族の人員だけ掠して守札として頒布し、さん米座でおさこを撒く。
奉納神樂の次第は次のとおりである。

先	一七日箇日冬深斎	
次	拝揖	
次	三部大祓（吉田神道）一座	
次	国堅（左近・左内）	
次	猿田彦（鉾八方（左門））	
次	降神（四神舞（織部・左門・左内・左門）神子）	
次	神明（大刀八方、左近）	
次	神子（神子）	
次	祐荷（弓八方、左近）	
次	経主（太刀八方、求女、織部、左近也）	
次	住吉（幣八方、求女、左内、織部也）	
次	戸がくし（戸八方、織部）	
次	神子（扇子）	
次	祝詞（多中、織部也）	
		次 武雷 鉾 左近
		次 蝶兒 币八方 左門、織部
		次 少名彦 三器 平馬
		次 車句突智 鉾八方、織部
		次 鶴明 三宝四方、色部
		次 神子 币 大刀四方、左門、多中
		次 火焼 口懷 三方 左内
		次 錫女 左内
		次 永代神業 色部、左近、平馬、多中
		次 蒜餅 豊前 将監 神官
		次 薤鉢 左門、織部

顧主 長沢重衛門

延享三年丙寅九月十一日

太々神樂和歌

神謡歌 東 青幣

西 白幣

中央 黄幣

神託歌 四つ

岩戸出詠歌

南 赤幣

北 黒幣

七 大前田の獅子舞

群馬県勢多郡宮城村大字大前田鎮座

諏訪神社は応永十年の春産土神として祭祀せられし、時は人皇第百代後小松天皇の御代、即ち足利義持の世に部落民の崇敬に始まり祭神としては、土德の神猿田彦命及び五穀豊饒の神倉稻魂命を主神として氏子の宰を折りしと言います。

降って人皇第百拾武代靈元天皇の御代徳川将軍四代家綱の時世寛文五年旧七月二十六日信濃の国下諏訪社より御分靈を乞い建御名方神を勧請して主神となし社名を諏訪大明神と改め今日に至ります。

翌二十七日大祭を執行の大いに賑いし由、依って以後例大

祭日として多年続行せしも喪事の關係等を考慮し九月二十七日に改め、なお昭和の初年十月十七日に変更、但しだの日は

鶴 明 長歌

園開祭歌 一つ

虫咒歌 義豪歌

いちむしのかえる たまむしの

そこ□とて おおいとどまる

送神輿歌 (寛保元年の記録文書による)

尊重しております。(約三〇〇年)

祭典獅子舞の行事

獅子舞に就いては起因詳ならざるも昔信濃の国にては猪の生首を神前に供えし特に伝説もあり神靈を慰むる為に獅子舞に進展せしかとも連想しております。

過去は村内に散在せし下諏訪社を始め道別神社、観音境内、薬師様等にて行いし是各社合併後は單に本社丈にて行います。但し悪疫流行等の場合は氏子毎戸に亘り惡魔退散を祈りし事もあります。

獅子舞の構成(文挿流)

雄獅子 二人 笛 四人
雌獅子 一人 ひょっこ 一人

おかめ 一人 歌唄い 三人

この祭大万灯を出来し、これを中心として舞を執行します。

「歌詞」

宮込め、源訪込め、お座敷込め、館込め、糸屋込め！
(このように皆因起のよいものばかりです。)

元氏子継代 田島莊次郎 謹記

八 民家（国指定重要文化財）

阿久沢秀夫氏宅（柏倉六〇四）

構造及び形式 柏行一九・〇米、梁間八・四米、寄棟造、背面庇付、かや葺

阿久沢家の由緒は明らかでないが、屋敷構えや建築の規模および質から考えると中層以上の家柄であろう。建物の年代を明らかでないが、平面および構造を他の民家とくらべるとかなり古く、一七世紀後半頃の建設と思われる。

建物は寄棟造、茅葺になり、その規模は現在柏行十間半、梁間四間半であるが、当初は八間半に四間前後であった。改造があるため細部の復原は不明の点もあるが、当初平面は三間取りの広間形で群馬県北部よりも関東南部の民家に近い。「さしき」（居間）前面には格子窓がつくが、外まわりは殆んど壁になる。

構造も関東南部同様上屋、下屋からなり、下屋は四方ともとり込んでいる。上屋桁（入側）通りは柱をほとんど省略せず、土間に独立柱として上屋柱が三本も立つ。このような構造は南関東よりも古式な手法といえる。しかし、一方では、座敷に指鶴居を使って二間持ちはなしとするような進んだ構造もみられる。仕上げは、新鉛併用である。

この住宅は、北関東の平地における中規模農家の典型とみられるもので、その年代も一七世紀に上ると思われる古い遺例である。（群馬県指定文化財要覧「より」）

九 文化財目録

(種目) (西曆) (銘文) (所在) (備考)
 懸仏 三瓦 顧主武州児玉 金剛寺
 弘安二年三月廿一日 (か) 表文
 称名寺善阿弥斎 上毛金表(9)石

板碑 三三一 延文六年二月日 苗ヶ島
 多宝石塔 元亨四年三月廿一日 金剛寺
 多宝石塔 苗ヶ島 宿ノ平忠治館前
 苗ヶ島 金剛寺 赤城塔に
 苗ヶ島 金剛寺 赤城塔に
 苗ヶ島 金剛寺 赤城塔に

るにがとは文上年書簡の不に七直青
 訂一説一年毛号 単種動亦分怪異
 正弘ん承表金の に子大蛇表四製
 す一だで石字 封を日 面寸

五輪塔

祠型石塔

薬師

先祖供養塔
 下田房右衛門

前原与次兵衛
 新屋敷
 苗ヶ島



地下田家墓
 苗ヶ島

か時六代
 五輪塔
 基室頃町一

庚觀他
 申音地馬
 もあ藏頭
 新屋敷



新屋敷

地藏龍型六

五天

奉建立六道能化為逆
永修室^口押定也
八日敬白丙寅三月十

苗ヶ島[※]
上毛金石
六年二表金石

火安[※]
藏袋に岩
が浮六

石宮

二六三 慶長十七年壬子十一月

苗ヶ島下田中

茶園主居平次

苗ヶ島鷲日
星野太郎左衛門



先祖塔

一六二
空三祠型石塔
元和?

小林島

残五[※]
欠輪塔
のもの

五輪塔

二四三 壇大僧都法印円義上人

苗ヶ島

告明和七寅歲中冬吉
祥日壬霜月日
元和九年施主敬白



地藏

二七〇 告明和七寅歲中冬吉

苗ヶ島

江戸大伝馬町施主上
野氏
紫岸法晉居士
細工人
州高遠領薄口村
俗名宮下庄八村
秋葉山

次推時明^口中智海代住
夏庚寅天和七歲之代住
五月吉辰

苗ヶ島
杉之下

石宮

二十二夜 二五五廿二夜

安永四歲次乙亥九月

苗ヶ島
金剛寺

吉日

當村中



道祖神

一七三 寛政五丑八月吉日
詮乘

タ



道しるべ
一六〇 百番供養塔
是より
湯本まで

苗ヶ島
金剛寺

之湯本は湯
之沢温泉

東宮義佐
翁之墓

農地改革
記念碑

公徳沢碑
堀田正頌

碑合祀記念

命の碑
祖皇國鏡力
見宿弥

顧明治
力主行四

士行司五年四月良辰

苗ヶ島
社境内神

文化七甲午總孟夏吉日
東宮佐次吉衛門惠正
同善九郎典央

二里二丁

小広車之色岩野松吉与太郎
五五宮城守吉文治
車之海松吉与太郎
車之海松吉与太郎
車之海松吉与太郎

桐朝宮矢式
野里車守
仲民次
高茂十
喜多次吉郎造郎

なでしこの花をふも
とに眺めつつ
のぼるもうれし死出
の山みち

地東宮義佐
苗ヶ島

昭和二十六年四月十
五日
群馬県知事
伊能芳雄書

※
斎藤多須久識
三位白川資訓題字

正四位勲三等
金井之恭書

墓東宮佐七

亡き世とぞからぬはもとの土
けどもみならべしに魂はゆ

碑文漢文

大教正齋
藤翁の碑
東宮佐七
墓石

一八四

城志ガ壮効改路等郡員赤規邊機若貫ニフニ哲ヶ長十翁前
神シ中年セ良、ニ会、城様フ某ク太学念卿ニ島男五ハ元日慶勝
社歌年基ル、水歷議宮山ト官製シ郎ビト土シ村ト人志馬之
ノ道以督コ教利任員城興ナミ系テ等後スノテニシ前心馬
造ニ後教ト育シ、村業ル県ヨ家トノ小進意生テ原三之
營勤和フ多等植地同長組又内リ業同首暮歩志ル勢其年墓
ニム漢奉大ニ林方副、有蚕ヲ級相中ノ堅倭多太九
与又字ゼナ力土ノ漢勢合区數種嗣タ鉢向ク身郡郎月
カ赤ニシリツ地道長多役長ノ製ギリ木枝上常白酉ニ

地前原家島
苗ヶ島
杉ノ下

墓石

一八五

昭和一日和七十一年一月三十
日本歌道勝玉男撰并書
同郷者藤玉男撰并書
入選歌

さくら爛つるやおきか
なかげもかすむ春はのか
なげもかすむ春はのか

苗ヶ島

記念碑
(句碑)

墓師石像

筆子塚

一八六

小池國堅翁奥墓
翁諱国堅号錦屋通称
筆子中

赤城頭や
猛る浅間の雪がすみ
東京都王子牛
葵開者有志一同
第一小学校

苗ヶ島
金剛寺

地小市之
池家開
(赤城ノ沢
温泉)

リテアリ

アリ

アリ

板碑 三六 正和五年八月日

石阿深八年三明者須彌懷孫故年廿一縣治弟方楠人也孫烏配女妻村之文左衛門豪氏之先同大横氏也門工久金一月治治宿齋地一已之一年下雜謹頭田門翁七氏之先同大横氏也門沢三月穀廿波登乃祖郎丑歿年退第新々通直中人子以妻部友族也門柏浪丹八且二謝牛師國課門旁桂職八之人其助研年可且同大横氏也門流倉造也日建年里小仁堅建人賜冠後大際靈枝先究而謂為甚友武女配氏武村他七廿己年治次季落葬碑名若官為々命懇教學典平道有庭有大而都池十八丑德死歌充家今多長十本明子匠從大昌女羽女氏後室邑熊吉三四名

藏真三
隅田家

石宮三〇

承久二年
辰十一月廿二日

同右
じんさ
まと呼ぶ

多寶石塔
仏龕灰岩石



薬師仏(カ)



赤城神社
馬場古屋敷
赤城塔に
属する

五輪塔
板碑

我欠

残欠
一二枚永和の年号二枚
三七と元二枚

馬頭觀音
二十五

○是畜生
發善提心

寛延四年辛未九月二六日

施主 敬白

道祖神
二五

道祖神主

敬白

道陸神
宝曆六年丙辰

霜月吉日

庚申
二六〇

庚申奉立庚申供養為二
世善願成就也千時延宝八年庚申
九月吉日馬場
前稻荷神社馬場
前稻荷神社馬場
前稻荷神社

青面金剛
二十五

青面金剛
頼主
當村中
宝曆六年丙辰白
子歲
十一月吉日馬場
前稻荷神社いめ申多聚
る。それがの
て集庚講中多數
この中の他
らが出て集庚
いめ申多數

庚申塔
二七三

庚申塔

天明三年癸卯九月吉日
敬白

庚申
二八五

文政十二年正月吉日
青面王

青面王

文政十三年七月
文化八年十月吉日
善法日

塔百番供養
二十三夜

文政三年庚十二月吉日
青面王

二三夜

文政三年庚十二月吉日
吉沢治郎兵衛
源明法印 敬書

目蓋佛如
二八五

藥師如來
天保六年乙未

石燈籠

一八二

赤城山
常夜燈

天保二壬歳
卯年

信州伊那手良郷中坪

中工
小額山
同田長
村岡上林主
猶浅權
利利右右源
兵衛衛門人
助衛門門衛
重安

馬場

石仏
(觀音)

天保二壬歳
卯年

東昌寺

柏倉
と鎌倉凝定代岩



阿西柏倉
茂作氏

他北朝
二枚年分号



塔先祖供養

奉造立石塔為遠忌
永禄六年亥
九月二日

六柏倉大
旗墓地木一脇

安音仏他い観真(石觀音
山あ馬にう音)次仏灰
岩り頭葉。"だ馬のあり岩
。"鐵師と頭写りの



墓地柏倉
久沢家

一八三 貞治二年十月





青面金剛

七

延享二丑年

十一月吉日
信州高遠田中彦七日

柏倉
東昌寺



施主敬白

夕

三月吉日
千時延宝元丑
為父母供養奉立之

夕

二十三日
寬永五年五月
柏倉
地阿久沢家



頃室時代
町家

墓地久沢家

諱字柏倉
訪神社

記上慶長二年七月十九日
明神多柏也村中体倉百御郡姓正

五輪塔

(1)



五輪塔

二発七

記上慶長二年七月十九日
明神多柏也村中体倉百御郡姓正

五輪塔

(2)

宝鏡印塔

二七七

明和四
合

詣訪山丁亥第十二月吉辰
伝燈大法師宗美

〃

道祖神

二七八

天明五之歲
十一月吉日講中

柏倉

い半女かなる影二ぶ笠
し神り石てを男を



丸山碑

二八九



柏倉

原安山岩

墓石
二七九
觀音院一到法雲居士
俗名北爪与市左衛門士
昌信
寛政五天九月
二十有九日
二十二夜供養
寛政十一巳未年
臘月吉星日
供養塔
二七九
柏倉
北爪家墓
柏倉
東昌寺

は鐵回とる富眸琴水月すす摩とれのるなり象山似円惟
麗る櫻し西山のをはを溪其しづば影をりとをとたく此
ながにて南通窮弄語滅川の夷て赤を迎朝媒容曰りしの
り如取天のかます後しは勢を霞城送えにもるう之て拳
劍しまに天なるると焉洞三凌をのる昏は晴雨形を一の
刀り接用る処がし盤とをでび岳をは光最の同んのき
翠の帆霧浩に陽して回し覆突天唯拳劍のも地うで珠石
微夕はは渺入の遠雅して圧出を曉ぐ陽昇佳なし丸には

窮は所願々通休の後州海
り悠はうとす嘉道世の陸
無遠空所し藤安風の不行
しにしはて々静妙詠蹟啓
しか必融たに験範黎先
てらづくる輕端た民驅
天す得る高福的り殊の
境神祈有廟享た万能功
と徳るり明けり古す勢
くてを土し発郡くの文柏神田り間敷は地千
之備を力す居體時混食祠五誰の献甘は万
をい般をるの敵のら安を十ん雲のく偏状
勤喝び戰教不せ先か山鎮鉛で氣水土上西
す石石せ葉退ん神天原し上勢々に肥とも
銘鍋曳をを誠かな孫文の氣盈え雖如
にりき運奮心為り臨は奉興狹眞つ禾もか
曰以上ひ脅をに永降渾る玉長た山垂泉す

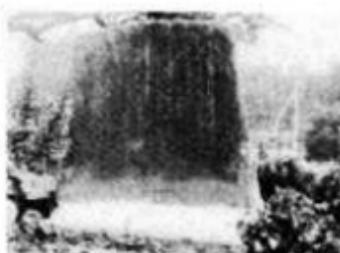
墓

石

一公四

觀音石仏

一公三



とびみに郎と右当沢名阿久
共義又しとし衛都正ハ久沢
にに見て、い子の長乃樹之源
譲北國能、其名有女磯長と名三
り爪の其う有女磯村男云ハ之
て惣風産、其名溝村男云ハ之
妻一俗業性は半星にき源源は
義郎をを淳源を野し阿三草
を氏尊勤朴三妻子て久亦

嘉永六
丑歲
大崎治
左佐
佐
左左治
衛門郎門門

月
吉
日
ムカシ
大崎
藤五治
左右
衛門郎門門

墓阿柏
倉
地久沢
家

地大柏
倉
家墓

自然石

古風復さむとして遂
に官の許可を得たり
蓋喪儀をいにしえ風氣
此の主をはじめとすに
べし

に復しぬるは実に風氣
の主をはじめとすに
べし

に明治七年九月廿日
齡五十一にして没
りぬ

兩に明治七年九月廿日
齡五十一にして没
りぬ

石 宮 八七
墓 石 六九四
荒木夢仁香源秀綱
一伝山山伝来北爪元祖
浅十流一元代藤原一云
明安世十浅十北爪元代
北爪家墓

地北爪倉
大柏倉
家墓

十明安世十浅十北爪元代
八日建立
世話人北爪治平

大崎五七郎□之墓

地大柏倉
家墓

明治門弟中十
大崎五七郎□之墓
二十七年十二月二日亡

者住胡洞伝
職長伝
善は大
学寺の名

が門數十
ある。名の
者住胡洞伝
職長伝
善は大
学寺の名

明治五郎
故陸軍歩兵伍長大崎
三十七年九月三日
石 一五四
大柏倉
家墓

地大柏倉
家墓

(洞傳書)

地大柏倉
家墓

者住胡洞伝
職長伝
善は大
学寺の名

板 一碑
二四九
光明通照地板碑群
キリイク謹弁
貞和五年十一月一日



鼻ヶ石一本木
高八寸
幅五寸
cm

野の美術
品線彫りが
美しい

墓 石 一九九
馬頭観音
明治

幽大つて知りあるものとは兼
正る時りあるものとは兼
八年はながらの命とは捨
六年六月に來らるけりと
七十五歳帰
三歳帰

奥故阿久沢源三郎翁之
花山

寺清國京省
児満北方戰死
(洞山書)
詠世
玉之雨浮る野雨進む
大丈夫者を冥笠雨し
て國の御威を冥笠雨し
花山

柏倉
地阿久沢
家

合靈衆生
○○不拾



二三五 文和元年十一月一日

六地藏石



鼻ヶ石
赤城寺

と謙凝灰岩
推定時代
残どるの他山高
欠のもの銘に三サ
あり分なあ和canc

塔持監供養

二三六

貴享保十一
初冬集内
北爪主吉辰午
北爪持喜種
右藍左晴
花門花門花
押 押 押

鼻ヶ石
赤城寺



二三三 奉造立地藏一休願主
義道 宽永元辛丑十月
日 敬白

多寶石塔

二三三

奉造立地藏一休願主
義道 宽永元辛丑十月
日 敬白

鼻ヶ石
北爪家墓

三九八
前原 赤城塔に
属する

地

藏

一九九

吉林天宝竝能無付尊廟奉里不名若其以苦地
件難已嘗為引仏嚮者造闇隨号聞悲大薩或
日 邉九上也世大物地立
求回界工利誠意



鼻ヶ石
赤城寺

墓

石

二九九

故陸軍准尉歿七等
町田竹男墓前
航空兵昭和十四年十一月
溫春東飛行場東北月



地鼻ヶ石
田家墓

供養碑
(手向草)

二九四

(表面)
なきともの

みたまを
ようもなぐさめて

つけよ
くどひより
きしめ
のかす

心や昭
の裏面
どり木十
の友十五
年十月
をたむけて

多寶石塔

五輪塔

大前田
世良田
薬師堂
大前田
世良田
薬師堂
赤城塔
基属する
三に
り一七基
あ



薬師石像

二三九

赤城寺陰居榮秀
天初冬吉日

大前田
世良田
薬師堂

嘗寔延二己
信州總助

庚申塔群

二三三

文政四辛
年三月吉瑞日
川西原組

大前田

庚申

二二〇 庚申塔

寛政十二庚
天仲秋吉日

大前田

庚申

阿弥陀仏
一三五 延宝三年四月九日
増尾左衛門内

大前田
世良田
薬師堂

同安山岩
と
い
称
さ
れ
て

無銘

同

鎌倉時代
後期力代

阿弥陀仏



薬師

一三五 享保十八年丑
十月吉日

大前田
世良田
薬師堂



地

藏

一三五

明和八年
那天仲冬吉日

上求佛供養

願主当村

中沢清左衛門

二十三夜

二三

天保二載龍集辛卯一
陽末復仲冬二十有三
種造立

五輪塔

七〇 法印權大僧都祐慶

一

寶水七寅

二

七六

安永五年
中興開山法印決山

三

前總持當庵四世
万和尚釋師

四

文政戊七月五日
尼陽之人事

五

大応牧懶和尚

六

安政四年丁巳
雲陽之產人

七

大前田英

八

大前田英

九

大前田英

一〇

大前田英

一一

大前田英

一二

大前田英

一三

大前田英

一四

大前田英

一五

大前田英

一六

大前田英

一七

大前田英

一八

大前田英

一九

大前田英

二〇

大前田英

二一

大前田英

二二

大前田英

二三

大前田英

二四

大前田英

二五

大前田英

二六

大前田英

二七

大前田英



北霧增青
松井高井尾木
案計六名あり。
(1)(1)(1)(1)(1)(1)(3)

田島要吉
之墓

一七

惠善宋果居士
慶庵三郎

丁

大前田英
地田島家墓

一八

父榮老留吉^ジ
五名記以吉^ケ
五郎の名下鳥

大前田英
之墓

一九

俗稱田島要吉安茂墓
享年八十有二

五

大前田英
地田島家墓

一十

父榮老留吉^ジ
五名記以吉^ケ
五郎の名下鳥

大前田英
之墓

一一

歎広院德壽宋果居士
施主高橋松次郎

甲

大前田英
地田島家墓

一一

父榮老留吉^ジ
五名記以吉^ケ
五郎の名下鳥

大前田英
之墓

一二

安らうれし
死出の旅
年八十二歳
田島栄五郎

乙

大前田英
地田島家墓

一二

父榮老留吉^ジ
五名記以吉^ケ
五郎の名下鳥

八群馬県の歴史

宮中の祭として最も大切な神嘗祭に供える米と栗を宮城村の有志が毎年齋戒している。これは昭和二十四年より現在に至り、さらには続けれられる。戦後の宮城の清掃奉仕から歴史が行なわれるようになつた。その後歴史の希望者が多くなつたので米を他町村にゆづつたが栗を齋戒している。栗はそのためにのみ作業をして一粒精選を行つてゐる。

(上野丑之助)

年	精	栗	精	米	年	精	栗	精	米
25	宮下喜久雄	阿久沢武雄			37	井上治郎	栗原正茂		
26	松村義房	角田頼彦			38	石原秀作	北爪政則		
27	立川芳雄	町田甚太郎			39	上野丑之助	前原福一		
28	宮下清吾	前原彦市			40	大崎与平治	北爪福二		
29	北爪政則	松村利三郎			41	石橋伝吉	中村定寿		
30	井上多加	阿久沢貢一郎			42	北爪真三	阿久沢良太郎		
31	小池金作	下田勇一郎			43	阿久沢寿夫	六本木太		
32	阿久沢磐根	前原繁根			44	上野健作	豊島源之助		
33	中川熊吉	阿久沢俊夫			45	金子淳	(前田)		
34	北爪房一郎	吉田時雄			46	阿久沢重悦	(前田)		
35	六本木重節治	大谷誠一郎			47	井上義光	(前田)		
36	田島清一郎	田村定吉			48	宮田義雄			

- 國指定重要文化財
阿久沢家住宅(阿久沢秀夫) 柏倉六〇四
昭和四年四月十七日指定
- 県指定重要文化財
1 三夜沢赤城神社本殿内宮殿 三夜沢二一六
昭和三八年九月四日指定
- 2 三夜沢赤城神社本殿および中門
昭和四八年四月二十五日指定
- 3 三夜沢赤城神社の古文書
昭和四八年四月二十五日指定
- 県指定史跡
礫石(赤城神社管理) 赤城山二一九八
昭和三八年九月四日指定
- 県指定天然記念物
三夜沢赤城神社のたわら杉 三夜沢二一四
指定物件三本 昭和四八年三月指定
- 旧指定重要美術品
硬玉製 勾玉 三夜沢 赤城神社
- 昭和十四年七月十三日認定
- 宮城村文化財調査員 下田勇一郎 阿久沢重悦
奈良原安夫 上野丑之助 井上勝次

第五章 江戸時代の村のようす

- 第一節 領主の推移
- 第二節 村高と新田開発
- 第三節 家族構成と人口
- 第四節 五人組と統制
- 第五節 産業のあらまし
- 第六節 貢 稟
- 第七節 近世資料

第一節 領主の推移

宮城村のうち、三夜沢の赤城神社領五十石を除いて、旧七カ村は、徳川家康が江戸入府した天正十八年（一五九〇）に勢多郡の多くの村とともに牧野氏の領地となり、牧野氏は大胡に居住した。二十六年後の元和二年（一六一六）牧野氏は越後へ領地替となつた。その後、前橋藩の酒井氏の所領となり、寛延二年（一七四九）に至るまで一三年間続いた。

その後前橋藩の松平氏となつたが、十九年後の明和六年（一七六八）に松平氏は川越に居城するようになつておよそ一〇〇年間、三夜沢以外は天領、他藩所領、旗本領など複雑な領地関係となる。次表は、そのようすを示したものである。

前橋城が再築され、幕末の慶応三年（一八六七）に松平氏が前橋に帰つてきたので、再び松平氏の領地となつた村もある。

柏倉	市之関	三夜沢	備考
牧野氏	牧野氏	赤城神社領	○牧野氏の領有期間は、役場にある明治42年以降作成されたとみられる「郷土誌」と、明治11年1月「戸長取調べ」によった。なお「戸長取調べ」でも大前田、鼻毛石では元和4年迄としており、市之関では元和2年迄とある。
酒井氏	酒井氏		○酒井氏の時期については上記のものみな一致している。
松平氏	松平氏		○柏倉は貞享2年(1685)東西に分かれた。
東128石027 西285石373	226石200	50石000	○色馬場明和6年迄市之関明和5年迄とある。
東260石680 西325石014	425石318		○④元禄15(1702)元禄録帳
前沢藤十郎	前沢藤十郎		○⑤前橋御領中石高方角道方記、この石高は、元禄10年までの新田が本高に入ったものである。
山城淀城主 稻葉丹後守	前橋城主 松平大和守		○⑥苗ヶ島 明和4年～天明7年 柏倉 明和5年～天明6年
〃 長門守 〃 美濃守	川越城主 〃 (440石余)		○村 [◎] による。 注②…戸帳取調べ(明治11年) ⑤…勢多郡誌(昭和33年) 村…村 誌(明治42年)
〃 淀県知事	前橋城主 〃 前橋縣知事	神領朱印地 奉還	

江戸時代の領主一覧表

時 期	村 名	鼻 石	大 前 田	苗 ケ 島	馬 場
天正18年(1590)	牧野氏 (大胡)	牧野氏	牧野氏	牧野氏	
元和3年(1617)					
寛延2年(1749)	酒井氏 (前橋)	酒井氏	酒井氏	酒井氏	酒井氏
明和4年(1767)	松平氏 (前橋)	松平氏	松平氏	松平氏	松平氏
	261石200	391石400	659石800	190石400	
	394石273	567石226	920石310	392石832	
天明5年(1785)	幕府代官 前沢藤十郎 岩鼻駅	前沢藤十郎	前沢藤十郎	前沢藤十郎	
寛政4年(1792)	幕府代官 小笠原六五郎	小笠原六五郎	幕府代官 山中太郎右衛門	山中太郎右衛門	
			幕府代官 吉川栄左衛門	吉川栄左衛門	
文化3年(1806)	622石余	642石余	989石余	395石余	
			下野佐野城主 堀田攝津守	山城淀城主 稻葉美濃守	
慶応4年(1868)	前橋城主 松平大和守	松平大和守	"	"	
明治2~4年	前橋県知事	前橋県知事	佐野県知事	淀県知事	

第二節 村高と新田開発

現存の水帳（検地帳）からみると、馬場は正保三年（一六四六）に、大前田、鼻毛石、東西柏倉は正保四年に検地が行なわれたことが明らかである。なお、その後元禄二年（一六八九）に大前田、鼻毛石、東西柏倉、馬場が、元禄十三年に苗ヶ島が、永引き（出水などで土地が流された場合にその分の年貢—税金—が引かれる）等変更があったので、水帳写しが行なわれた。享保十年（一七二五）三月市之閏で検地が行なわれている。

元禄二年

表冊

上野国勢多郡之内大前田村水帳

四月

（後書）

右者上野国勢多郡之内大前田村水帳

正保四年柳井八左衛門・岩松九右衛門・三浦八郎左衛門

遂換地候以後水引等有之付古水帳

引合達吟味水帳写置者也

元禄二年己巳年四月

三浦 善左衛門

福嶋 七郎左衛門

岩橋 伊左衛門

摺印

墨付六拾九枚

長谷川 徳右衛門

青木 弥右衛門

廣瀬 三左衛門

名主

左五兵衛

組頭

伝兵衛

組頭

与左衛門

七左衛門

前述の水帳によつて元禄期の耕地のようすを見ると次表のようである。〔資料の関係で市之闕は享保十年（一七二五）のものである。なお、三夜沢は赤城神社領五〇石である。〕

元禄（記帳）正保四年（一六四七）期における耕地（含屋敷）のようす

（市之闕村は享保）

村名	田	畠	屋敷	合計	石高	田（屋敷）
大前田	三三・四・八・〇・六・歩	一四・八・七・二・二	二・二・六・二・〇	四八・三・五・二・八	三九一・四・〇・〇・合	六七%
市之闕	一三・九・〇・〇・二・六	三九・七・三・〇・八	三・九・〇・一・四	四二六・三・一・八	三八	三三%
鼻毛石	二三・三・五・二・四	一一・六・四・二・二	三・二・八・〇・七	二六一・二・〇・〇	六七	六二
東柏倉	一〇・五・八・〇・七	四・六・九・一・四	七・八・二・五	一二八・〇・二・七	六九	三一
西柏倉	二三・二・〇・二・五	一一・二・〇・二・〇	一・三・七・一・七	二八五・三・七・三	六六	三四
馬場	一一・二・五・〇・三	一三・七・七・二・一	七・七・九・〇・〇	一九〇・四・〇・〇	四五	五五
苗ヶ島	三五・五・二・〇・五	八・三・九・一・七	二・七・七・二・九	二五〇・二・二・四	六五七・八・〇・〇	三四
三夜沢				五三・九・一・二・二	六六	

大前田、鼻毛石、東西柏倉、苗ヶ島はおよそ三分の二が田で、残りが畠である。また、市之闕は、畠が三分の二で田は三分の一である。馬場は畠がやや多い。

石高は、苗ヶ島、市之闕、大前田、西柏倉、鼻毛石、馬場、東柏倉の順で、それぞれの村高は前表の通りである

水稲級種別合計調

村名 年月	級種別など												畠方計
	上田	中田	下田	下々田	下々下田 (全面積下田)	田方計	上畑	中畑	下畑	下々畑	下々下畑 (全面積下畑)	畠方計	
大前田村 (1968) 元禄2年4月	町友農歩 8.9.20	町友農歩 4.6.8.06	町友農歩 12.4.8.11	町友農歩 15.3.5.09	町友農歩 6.20	33.4.8.06	町友農歩 1.9.16	町友農歩 1.4.7.19	町友農歩 6.9.4.29	町友農歩 3.9.3.07	町友農歩 5.21	12.6.1.02	
市之間村 (1725) 享保10年3月	1.2.3.10	2.0.0.04	6.7.3.24	9.4.8.44	4.4.5.04	23.9.0.26	2.9.16	1.6.29	2.9.3.02	28.7.1.13	3.7.1.24	35.8.2.24	
鼻毛石村 元禄2年4月	1.6.0.17	2.7.1.14	9.9.4.29	9.0.8.27		23.3.5.24	4.3.21	4.5.11	3.2.8.23	4.1.8.20		8.3.6.15	
東柏倉村 元禄2年4月	2.0.17	1.3.20	4.4.3.13	4.8.2.03	8.14	9.6.8.07	1.6.00	3.15	1.0.9.21	2.6.1.13		3.9.0.19	
西柏倉村 元禄2年4月	1.2.4.22	3.9.4.19	8.6.9.01	8.3.2.13		22.2.0.25	1.0.10	3.7.09	2.3.4.10	6.9.7.11	3.23	9.8.3.03	
馬場村 元禄2年4月	1.6.4.10	1.8.1.24	4.2.9.17	3.4.9.12		11.2.5.03	3.6.02	3.8.02	3.1.1.26	1.9.7.19	1.4.13	5.9.8.21	
苗ヶ鳴村 (1700) 元禄13年3月	3.6.8.13	6.0.7.22	17.6.9.03	7.7.0.05	3.6.22	35.5.2.05	7.2.23	1.1.4.03	6.0.7.29	7.6.1.22	5.01	15.6.1.18	

村名 年月	級種別など				石高
	屢數	田面積	耕	高	
大前田村 (1968) 元禄2年4月	町友農歩 2.2.6.20	町友農歩 48.3.5.28	石高合計 391.4.0.0		
市之間村 (1725) 享保10年3月	3.9.0.14	63.6.4.04	426.3.1.8		
鼻毛石村 元禄2年4月	3.2.8.07	35.0.0.16	261.2.0.0		
東柏倉村 元禄2年4月	7.8.25	15.2.7.21	128.0.2.7		
西柏倉村 元禄2年4月	1.3.7.17	33.4.1.15	285.3.7.3		
馬場村 元禄2年4月	7.7.9.00	25.0.2.24	190.4.0.0		
苗ヶ鳴村 (1700) 元禄13年3月	2.7.7.29	53.9.1.22	657.8.0.0		

田畠の級種別の割合

級種別 村名	田畠の級種別の割合						下々下畠 (全面積下畠)			
	上田	中田	下田	下々田	下々下田 (全面積下田)	上畑	中畑	下畑	下々畑	
大前田村	3	14	36.8	46	0.2	1.5	12	55	31	0.5
市之間村	5	8	28	40	19	1	0.5	8	80	10.5
鼻毛石村	7	12	42	39	0	5	6	39	50	0
東柏倉村	2	1	46	50	1	4	1	28	67	0
西柏倉村	15	16	38	31	0	1	4	24	70.6	0.4
馬場村	6	18	39	37	0	6	6	53	33	2
苗ヶ鳴村	10	17	50	22	1	4	6	40	50	0

級種別に見ると、前表のようであり、田は全体的に大部分が下田、下々田である。畠も大部分が、下畠、下々畠である。元禄二年の本田持高階層別人数のようすは次表の通りである。全体的にみて一反以上五反未満が大へん多い。しかし、これはそのまま当時の耕地の持高全体のようすではなく、あくまで本田のみのようである。後述のように江戸時代前期には新田開発が盛んに行なわれ、寛文期までには、およそ大前田四一町歩（一五六石余）、鼻毛石一四町歩（七三石余）、馬場二五町歩（一六三石余）、苗ヶ島では三三町歩（一二九石余）、も新田が増している。

ちなみに、左端の市之閑村のは享保十年（一七二五）のものであるが、元禄期に天和三年（一六一七）までの新田が本高に入れられたので、五反歩以上一町歩未満がおよそ二分の一になっている。なおこの他にまだ本高に入らない新田があるので、当時の個人の耕作地全体はもっと多いことになる。

元禄期における本田持高階層別人数一覧表

市之関村	東柏倉村	鼻毛石村	大前田村
馬場村			
七	一〇六七	七	一二
三三	四六一五二九	三四	六二
四四	二六三七	二三	二五
九	二	二	五
二		一	二
一		一	
九六	六二五〇五三	五九	一〇六
一	一二一	二五	四
九七	七四五一	五六六四	一一〇
堀柏滝他 久屋に 越倉保數	川柏原夜沢	三他に 原浜倉沢	藏屋敷
一五一一 名名名	一一五	名名名	記本 載人 數帳

※ 市之関村のは享保一〇年(一七二五)

宮城村においても耕地の開発はさかんに行なわれたようで、残存する新田水帳からだけでも、寛文四年（一六六四）以前の新田が水帳に記載されている。つづいて天和、元禄、貞享、宝永、享保、安永頃まで開発されたようである。

資料 2

名主	元禄式己巳年	新田	老冊	孫兵衛	組頭
	上野国勢多郡東柏倉村辰る亥迄水帳	新田		孫右衛門	
(貼紙)		新田		同	
四月	此帳本高ニ入				
右者上野国勢多郡東柏倉村 跡ミ新田其以後寛文四年より 天和三年迄新田開発故 水帳段ミ有之ニ付從百姓方反別書上を以 割付引合逐吟味水帳写置者也					
摺印	元禄式己巳年四月	三浦 善左衛門	老冊	墨付四拾枚	
摺印	寛永八辛卯年	福船 七郎左衛門	老冊		
摺印	上野国勢多郡大前田村寅る亥迄新田水帳	岩橋 伊左衛門	老冊		
摺印	元禄十一寅年より宝永三戌年迄 新田開発逐吟味水帳記置	長谷川 德右衛門	老冊		
摺印	者也	青木 弥智右衛門	老冊		
摺印	元禄式己巳年四月	廣瀬 三左衛門	老冊		
摺印	寛永八辛卯年三月		老冊		
右者上野国勢多郡大前田村 跡ミ新田其以後寛文四年より 天和三年迄新田開発逐吟味水帳記置					
佐次兵衛	同	喜左衛門	老冊		
同					

宝永八辛卯年三月

原田 九郎兵衛^印外西方谷川
右之寄岡田 茂兵衛^印高合式斗壱升
此反別山屋敷壱反拾五步中嶋 次郎大^印右者上野国勢多郡苗ヶ崎村新田候地
依被 仰付六尺壱分分間等を以壱反三百步名主 善右衛門^印

之積被地相種者也

組頭 清大夫^印

安永四年未十月

御代官

前沢 藤十郎^印

同 同

手代

望月 源右衛門^印同 覚左衛門^印松岡 律右衛門^印同 長左衛門^印白石 幸七^印同 伝兵衛^印木村 力藏^印

同

案内

同

佐次右衛門^印同 勘右衛門^印浅七^印同 善左衛門^印太夫^印同 平右衛門^印太兵衛^印

同 横三間

太兵衛^印

同 長拾三間

太兵衛^印

同 山屋敷老取九步

太兵衛^印

同 高武升六合

太兵衛^印

同 横六間四尺武寸

太兵衛^印

湯之沢

太兵衛^印

一 山屋敷老取三歩

太兵衛^印

横五間

太兵衛^印

平右衛門

太兵衛^印

(八葉略)

太兵衛^印上野国勢多郡苗ヶ崎村新田候地板
湯之沢太兵衛^印

押印

太兵衛^印

印

太兵衛^印

印

新田（寛文四年（一六六四）以前）のようす

村名	大前田	市之関	柏倉	西馬場	苗ヶ島	夜沢	町反	石斗升	米合	分	米	畠	烟	分	米	畠	烟	計	分	米	畠	烟	計
							五・五・四・一	四・三・九・一	四・合	三・五・二・七・二	〇	一・二・三・三・〇	一	四・〇・八・三・〇	一	一・五・六・二・四・四	一	一・五・六・二・四・四	一	一・五・六・二・四・四	一	一・五・六・二・四・四	一
							一・六・八・一	一・四・九・〇・〇	一	二・〇・一・〇・二	一	五・八・六・〇・四	一	一・三・六・九・一	一	七・三・五・〇・四	一	七・三・五・〇・四	一	七・三・五・〇・四	一	七・三・五・〇・四	一
							二・〇・七・二	一・八・三・二・六	一	五・九・四・〇・八	一	三・一・三・〇・三	一	八・〇・二・〇・七	一	四・九・六・二・九	一	四・九・六・二・九	一	四・九・六・二・九	一	四・九・六・二・九	一
							七・八・二	六・六・二・三	五	五・〇・一・〇・七	五	二・二・一・五・二	五	五・八・〇・〇・三	五	二・八・七・七・五	五	二・八・七・七・五	五	二・八・七・七・五	五	二・八・七・七・五	五
							九・六・二	四・七・七・四・六	一	一・八・六・〇・二・〇	一	一・一・五・四・一・六	一	二・四・五・七・一	一	一・六・三・一・六・二	一	一・六・三・一・六・二	一	一・六・三・一・六・二	一	一・六・三・一・六・二	一
							一・〇・四・五・二	一・〇・三・六・二・九	一	一一・四・五・〇・七	一	二・二・五・八・八・三	一	三・一・九・一・〇・二	一	二・三・九・五・一・二	一	二・三・九・五・一・二	一	二・三・九・五・一・二	一	二・三・九・五・一・二	一

各村とも、寛文四年以前に前表でわかるように相当の新田が開発されている。ついで多いのが、鼻毛石村、東柏倉村では、貞享元年（一六八四）から元禄十年に、大前田村、西柏倉村では、元禄十一年（一六九八）から宝永三年（一七〇六）にかけてである。苗ヶ島村では、貞享元年から元禄十年にかけて、また、元禄十一年から宝永三年にかけてと二期にわたって相当多くの新田が開発された。

水帳の貼紙によると、寛文四年以前からの新田と天和三年（一六八三）までの新田は、元禄二年（一六八九）以後、時期は判明しないが、本高に入れられている。

次表中「分米」とあるのは、石高のことと、「筆限りまでを「分米」といった。武ツ、三ツ、四ツなどとあるのは石盛で、それぞれ一反歩につき武斗、三斗、四斗を表わしている。新田の級種は下々田、下々下田、悪地下々田、下々烟、下々下烟、悪地下々烟、山烟、屋敷で、それぞれの石盛は次のようである。

下々下田		下々下畠				下々下畠			
面積	分米	面積	分米	面積	分米	面積	分米		
反畝歩 2.5.22	石斗升合 六ツ 1.5.4.4	町反畝歩 3.2.5.00	石斗升合 五ツ 16.2.5.0	町反畝歩 32.0.2.20	石斗升合 三ツ 96.0.8.0				
				6.1.0.12	三ツ 18.3.1.2				
		悪地 8.2.5.09	武ツ 1.2.7.0						
			四ツ 33.0.1.2	1.0.8.03	三ツ 3.2.4.3				
1.2.19	七ツ 8.8.4	11.2.8.18	五ツ 56.4.3.0	7.2.14	三ツ 2.1.7.4				
				4.5.13	三ツ 1.3.6.3				
1.3.9.13	四ツ 5.5.7.7	24.8.9.01	武ツ 49.7.8.1						
		70.0.0.04	三ツ 210.0.0.4						
		悪地 7.3.3.00	武ツ 14.6.6.0						
1.9.17	七ツ 1.3.7.0	3.7.6.19	六ツ 22.5.9.8	2.1.7.19	四ツ 8.7.0.5				
				7.7.13	四ツ 3.0.9.7				
				33.2.5.18	武ツ 66.5.1.2				
		6.8.0.01	三ツ 20.4.0.1	5.1.05	武ツ 1.0.2.3				
2.3.2.3	七ツ 1.6.6.4	1.0.5.05	六ツ 6.3.1.0	3.9.6.02	四ツ 15.8.4.2				
				1.4.4.23	四ツ 5.7.9.1				
4.1.04	五ツ 2.5.0.7			1.7.5.27	武ツ 3.5.1.8				
		悪地 7.0.25	老ツ 7.0.8	11.6.7.09	三ツ 35.0.1.9				
(一筆)27	四ツ 3.6								
		下畠 1.8.8.24	八ツ 15.1.0.4						
			16.7.1.26	六ツ 100.3.1.2					
			4.4.5.04	六ツ 26.7.0.8	1.8.3.11	四ツ 7.3.3.4			
		悪地 2.1.8.03	武ツ 4.3.6.2			7.4.19	三ツ 2.2.3.9		
4.7.22	八ツ 3.8.1.9	悪地 6.3.09	四ツ 2.5.3.2						
1.1.0.00	五ツ 5.5.0.0	悪地 8.6.1.11	老ツ 8.6.1.4						
			7.1.9.04	四ツ 28.7.6.5					
		悪地 1.1.6.16	三ツ 3.4.9.6						
		4.5.0.23	三ツ 13.5.2.3	4.8.23	武ツ 9.7.5				

新田開発のようす

村名	開発時期	記載年月	下々田		
			面積	分	米
大前田村	(1664) 寛文4年以前	元禄2年4月	町反畝歩 5.2.9.19	八ツ	石斗升合 42.3.7.0
	寛文4年～天和3年	〃			
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月			
	元禄11年～宝永3年	〃	悪地 2.1.5.12	四ツ	8.6.1.6
鼻毛石村	寛文4年以前	元禄2年4月	1.5.5.22	九ツ	14.0.1.6
	寛文4年～天和3年	〃			
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月	8.06	六ツ	4.9.6
	元禄11年～宝永3年	〃	悪地 2.2.22	六ツ	1.3.6.4
東柏倉村	寛文4年以前	元禄2年4月	1.8.8.12	九ツ	16.9.5.6
	寛文4年～天和3年	〃			
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月			
	元禄11年～宝永3年	〃	悪地 8.7.05	七ツ	6.1.0.2
西柏倉村	寛文4年以前	宝永8年～享保元年		10七ツ	2.3
	寛文4年～天和3年	享保16年2月			
	貞享元年～元禄10年	元禄2年4月	5.5.03	九ツ	4.9.5.9
	元禄11年～宝永3年	宝永8年3月			
馬場村	寛文4年以前	宝永8年3月	悪地 2.0.23	六ツ	1.2.4.6
	寛文4年～天和3年	享保16年2月			
	貞享元年～元禄10年	元禄2年4月	5.9.6.25	八ツ	47.7.4.6
	元禄11年～宝永3年	〃			
苗ヶ島村	寛文4年以前	宝永8年3月	悪地 2.8.26	三ツ	8.6.6
	寛文4年～天和3年	〃			
	貞享元年～元禄10年	元禄2年4月	9.9.8.03	拾	99.8.1.0
	元禄11年～宝永3年	宝永8年3月			
市之関村	宝永4年～宝永7年	〃	悪地 1.3.6.27	六ツ	8.2.1.4
	元禄11年～宝永3年	享保16年2月			
		享保10年3月			

烟方計		屋數		田畠合計	
面積	分米	面積	分米	面積	分米
町反畝歩	石斗升合				
35.2.7.20	112.3.3.0			40.8.3.01	156.2.4.4
6.1.0.12	18.3.1.2			6.1.0.12	18.3.1.2
6.3.15	1.2.7.0			6.3.15	1.2.7.0
23.9.9.07	66.7.0.2	1.8.25ハツ	1.5.0.7	26.1.4.19	75.3.1.8
12.0.1.02	58.6.0.4			13.6.9.13	73.5.0.4
4.5.13	1.3.6.3			4.5.13	1.3.6.3
27.2.4.17	52.1.3.7			28.7.2.06	58.2.0.6
77.3.3.04	224.6.6.4			77.5.5.26	226.0.2.8
5.9.4.08	31.3.0.3			8.0.2.07	49.6.2.9
7.7.13	3.0.9.7			7.7.13	3.0.9.7
33.2.5.18	66.5.1.2	3.3.5.11四ツ	13.4.1.5	36.6.0.29	79.9.2.7
7.3.1.06	21.4.2.4			8.1.8.11	27.5.2.6
				10	2.3
5.0.1.07	22.1.5.2			5.8.0.03	28.7.7.5
1.4.4.23	5.7.9.1			1.4.4.23	5.7.9.1
1.7.5.27	3.5.1.8			2.1.7.01	5.5.7.5
12.3.8.04	35.7.2.7			12.5.8.27	36.9.7.2
				27	3.6
18.6.0.20	115.4.1.6			24.5.7.15	163.1.6.2
6.2.8.15	34.0.4.2			6.2.8.15	34.0.4.2
2.1.8.03	4.3.6.2			2.4.6.29	5.2.2.8
7.4.19	2.2.3.9			7.4.19	2.2.3.9
11.4.5.07	125.8.8.3			31.9.1.02	229.5.1.2
6.3.09	2.5.3.2			6.3.09	2.5.3.2
10.6.5.23	24.9.6.6	2.0.4.11ハツ	16.3.5.2	11.7.5.23	30.4.6.6
22.0.8.26	59.7.2.5			23.4.5.23	67.9.3.9
		山屋敷	1.0.15武斗代	2.1.00	6.3.0
4.9.9.16	14.4.9.8			4.9.9.16	14.4.9.8

村名	開発時期	記載年月	山 煙	
			面積	分米
大前田村	(1664) 寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	"	14.4.7.00	式ツ 28.9.4.0
丹毛石村	寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	"		
東柏倉村	寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	"		
	宝永8年～享保元年	享保16年2月		
西柏倉村	寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	宝永8年3〇		
	宝永4年～宝永7年	享保16年2月		
馬場村	寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	"		
	宝永4年～宝永7年	享保16年2月		
苗ヶ島村	寛文4年以前	元禄2年4月		
	寛文4年～天和3年	"		
	貞享元年～元禄10年	宝永8年3月		
	元禄11年～宝永3年	"		
	宝永4年～宝永7年	享保16年2月		
市之關村	元禄11年～宝永3年	享保10年3月	2.1.00	三ツ 6.3.0

屋 数	烟			田			等級	時期
	下 山	下 々 地	下 々 々 地	下 々 々 々 地	下 々 々 々 々 地	下 々 々 々 々 々 地		
	六ツ・五ツ	六ツ・四ツ・三ツ	四ツ	八ツ	拾・九ツ・八ツ	八ツ・七ツ・六ツ	六ツ	寛文四年以前
	四ツ	四ツ・三ツ	武ツ	三ツ・武ツ	三ツ	三ツ・武ツ	五ツ・四ツ	寛文四～天和三
	八ツ・四ツ	武ツ・壱ツ	八ツ	壱ツ	七ツ・六ツ・四ツ	三ツ	三ツ・武ツ	貞享元～元禄一〇
	八ツ	武ツ					四ツ	元禄一一～宝永三
								宝永四～宝永七

太字の石盛はいくつかの村ででてくる数字である。

壱ツは一反当米一斗の収穫、同様に七ツは一反当り七斗

一般的に、石盛は地域により相当な差があり一概には言えないが、田の場合の標準は上＝一五、中＝一三、下＝一、烟の場合は、上＝一〇、中＝八、下＝六とみられているが、宮城の場合は、寛文四年以前では、田は標準に近く、烟は標準より武ツ上まっている。貞享元年～元禄十年になると、田烟とも寛文四年以前に比べておよそ武ツ下りになつてゐる。これでみると、検地の時期や地域によつてかなり相違が見られる。苗ヶ島村が石盛が高く、つぎは東・西柏倉・鼻毛石で、大前田、馬場が前者に比して壱ツひくい。

第三節 家族構成と人口

各大字の資料調査では、「五人組改帳」や「宗門改帳」があまり残っていなかった。そのため、宮城村の当時の人口動態や家族構成の様子をとらえることは困難である。そのなかで、三夜沢村のが比較的多く残っているので、以下のことは、三夜沢村を中心として記す。

つぎの表は、元禄十一年（一六九八）から天保十二年（一八四一）にかけての、八回にわたる「五人組改」を一覧表にしたものである。これによると、元禄期の三夜沢村は五つの五人組と奈良原家で構成され、組頭はそれ以前のことは不明であるが、元禄期以降はほとんど固定した家であった。一組の家数は寛保元年（一七四一）までは、○○尻付△△△というものが入り、七軒を数えることもあった。なお、この尻付の者も、「善次郎尻付作兵衛」「権右エ門尻付権兵衛」のように、後に独立して他の組に入ったとみられるものがある。

五人組の家数は、少くも天明頃から減っており、五人組といながら、三軒・四軒の組もあり、天保十二年には一組二軒の組があった。

記載方法からみると、正徳までは苗字がなく、組頭（筆頭）など半数に近い者が「国名」からとった名前である。

なお、正徳元年のものには尻付や奉公人は年齢が記載されていない。寛保元年からは大部分が苗字がついている。また、寛保元年のものには、苗字のある人の妻は「妻」と記され、苗字のない人の妻は「女房」と記されている。前述の年齢不記載と合わせて、何か身分関係のきびしさを思わせる。なお、天明六年のは下書きではあるが、大部分が

	(1786) 天明 6年2月 (下書)	(1790) 寛政 2年4月	(1833) 天保 4年3月	(1841) 天保 12年3月
家主	○祠官 安芸守 43才 3人	○大祢宣 桜井近江 24才 4人	○大祢宣 桜井安芸 44才 4人	大祢宣 桜井安芸 52才 6人
〃	小川美濃 36 7	小川伊豆 51 4	小川伊豆 59 4	
美濃守	小川美濃 36 7	井下瑞見 33 4	井下伊賀 41 1	
〃	井下越前 42 5			
伊賀守	井下伊賀 41 1			
権平	神人権平			
後家	後家 70 1			
家主	清藏 36 3			
家主	○大祢宣 若狭守 68 6	○斎藤若狭 34 5	○斎藤若狭 25 8	大祢宣 斎藤若狭 33 7
〃	祠官 (父は伊豫) 伊豫守 65 5	桜井攝津 37 5	桜井攝津 59 7	桜井攝津 67 7
		常木丹後 48 8	常木丹後 56 6	
家主	祠官 伯耆守 58 4	常味伯耆後家 47 2	常味長門 39 2	常味長門 47 2
	神人 太郎兵衛 82 2			
家主	○祠官正六位 能登守 66 5	(父は因幡) 桜井能登守 70 6	○桜井因幡 39 7	大祢宣 桜井因幡 47 9
家主	大祢宣 薩摩守 48 7	木嶋筑後 33 6	木嶋初貞 26 12	木嶋主計 33 7
〃	祠官 豊前守 52 6	常木豊前 56 6	常木相模 61 6	常木相模 69 7
〃	神人 孫七 60 6	左勝 32 5		

三夜沢村の五人組の変遷

年月日 五人組	(1698) 元禄11年 8月9日	(1707) 宝永4年8月11日	(1711) 正徳元年8月18日	(1741) 寛保元年8月21日
	才家族数 69 6 下男1	才 家族数 43 9 下男1	才 家族数 47 8 下男1	桜井土佐家族数 46才 7
○土 佐	51 6	33 6 下男1	37 5 下男1	小川伊織 44 6
伊 豆	48 4	57 5	61 5 下男1	井上図書 33 4
源 左衛門	64 4奉公へ2	42 3	46 2	権 平 29 4
八 左衛門	34 4奉公へ1	奉公人与五左衛門 ? 5	与五左衛門母 ? 2	尻付伝兵衛 66
-				善兵衛後家 (印なし) ? 2
○若 狩	53 2 下男2 下女2	○62 3 下男1 下女1	亀之助 16 (譜代1) 下女1 (譜代)	下男2 ○斎藤外記 23 2
伊 子	38 6	47 6	○51 5	桜井内蔵 20 4
三 太 郎	16 2奉公へ1	25 2	29 3	常木掃部(印なし) 27
八 右衛門	60 3奉公へ1	36 4	40 5	常味數馬 33
伊 左衛門	29 2 下女1	権左衛門 38 3 下女1	42 4 下女1 (譜代)	
			亀之助尻付 八右衛門 ? 4	
○因 緒	44 5 下男2 ○53 4 下男2 下女1	○57 4 下男1 下女1	○桜井因緒 62 3 下女1	下男2 下女1 3
尻付 市兵衛	41 4	奉公人忠兵衛 ? 4	因緒尻付忠兵衛 ? 3	因緒尻付忠兵衛 奉公へ1 53 4
筑 後	46 5	作兵衛 68 3	72 3	木崎筑後 62 5
豊 前	45 3	54 5 下男1	58 3	常木周防 38 3
茂 兵 衛	53 3 下男1	孫兵衛 62 3	66 3	孫兵衛 48 7
徳 右衛門	33 4奉公へ1	仁兵衛 38 4	42 2	与四兵衛 57 4

	(1786) 天明 6 年 2 月 (下書)	(1790) 寛政 2 年 4 月	(1833) 天保 4 年 3 月	(1841) 天保 12 年 3 月
家主 筑前守	37 7	○大禄宣 常木筑前 41 6	常木和泉後家 44 3	大禄宣 常木和泉後家 52 2
弥市	75 5	神人(父は弥市) 内記 53 6	辰五郎 13 2	家主 辰五郎 21 1
与太夫	75 4	〃 助 37 4	志ち 38 1	
金右衛門	67 3	〃 八 31 1		
銀藏	39 4	〃 銀藏 43 4		
家主 大隅守	33 8	○祠官 高山大隅 37 5	○高山常陸 53 4	大禄宣 高山陸奥 61 5
備後守	71 8	〃 (父は備後) 板橋上総 46 8	板橋備後 29 7	〃 板橋備後 40 8
帶刀	35 6	大禄宣 常味佐渡 38 5	常味佐渡 50 3	〃 常味佐渡 58 3
駿河守	50 4	祠官 小野駿河 54 4	小野駿河 39 4	〃 小野駿河 25 6
松右衛門	54 1	神人 松右衛門 58 1		
家主 出雲守	56 10	神主 奈良原出雲 28 9	奈良原出雲 43 10	神主 奈良原出雲 51 9

年月日 五人組	(1698) 元禄年11 8月9日	(1707) 宝永4年8月21日	(1711) 正徳元年8月18日	(1741) 寛保元年8月21日
	○善次郎 27 3 下男1	○箕 55 後 4	○59 3	○常木和泉 奉公へ1 58 5
尻付 作兵衛 60 4 奉公へ1				弥市 26 5
次郎兵衛 53 5	62 4	66 5	与兵衛 58 5	
与兵衛 49 3	卯兵衛 58 3	62 3	清八 奉公へ1 49 3	
権右衛門 45 4	53 4	57 4	七兵衛 60 3	
尻付 権兵衛 40 1				
長右衛門 44 4	53 3	57 4		
○石見 47 8	○56 5	○60 6	○高山石見 60 4	
斎宮 25 3	34 2	38 2	板橋右京 27 4	
三四郎 27 3	新左衛門 36 3 下男1	40 4	倉人後家 ? 5	
駿河 44 4 下男1	53 4 下男1	57 4	宗女後家 ? 3	
長兵衛 47 5	権兵衛 49 2	53 2	新八 45 3	
出雲 50 5 下男3 下女3	宮内 43 7 下女4	下男3 下女3	奈良原宮内 50 5	下男1 下女1

「家主安芸守」というように、「守」がつけられている。これは、神職なり、身分を誇示したものだろうか？

この一覧表より、元禄十一年から天保十二年まで百四十余年にわたって、時に四十余年のへだたりがあつても、大部分の家の系譜を追うことができる。

つぎに、次表は統柄別の集計である。これでみると、女の子に毛ベ男の子が多いのがめだつのは、女の子は奉公へでるのが多いと考えられる。また、世帯主の父にあたる人が少く母が多い。

寛保期までは、下男・下女のいる家があり、元禄から寛保にかけて、それらが減少している。正徳期にはそれらの下男・下女の中でも「譜代」と明記されているものがある。

表Ⅸ 三夜沢村の統柄別集計一覧表

姓 組			年月日	柄 続	本 女	男 女	妹 婦
子	子	房					
一一一	一一三	二一三	元禄一二年八月九日	二六人	二三人	二三人	二三人
一	一四	二五	宝永四年八月二一日	二五人	二三人	二三人	二三人
一	一二	二五	正徳元年八月一八日	二五人 (内二人戻付女房)	二三人	二三人	二三人
二	六	二五	寛保元年八月二一日	二三人 (含孫)	二六人	二六人	二六人

竜外合	下下尻後姓	孫伯姪	姪弟
赤	寺計	男女付家姓	子母
二	(内奉公人八 下弟子小武 一三九)	一一三	三三
内清道心	一二五	一二	二三
一	一	七	七
二二四	六八二	一三	一五九
一〇七	二三二三		

※ 妻女房共 妻 ……苗字のある人の妻
女房 ……苗字のない人の妻 (五人組帳の記載のしかた)

次表は家族構成人数を表わしたものである。元禄から寛保までは三十五人家族が多く、天明から寛政にかけては四十六人家族が比較的多い。天保になると、特にめだたかたよりはないようである。一方、八人から十二人という家族も一一四軒みうけられる。

家数の変動についてみると、前に五人組で述べたように、年をおって減少し、天保十二年(一八四二)には元禄十一年(一六九八)――二十九戸――の約六〇%の十七戸になってしまった。

また、人口も寛政期を除き、漸次減少して元禄の百三十九人に比べ、天保十二年には九十人(元禄のころより約

三五%減)になってしまった。

三夜沢村における家族構成

総人數	計	二二一	二〇九	八七六	五四三	二一	人	人家族構成
一三九人	二九	一	三五九	七三	一	戸	八元(一月 禄六 九日年)	
一二五人	二七	一	二四八	八三	一	戸	八宝(二月 水七 二十四日年)	
一二四人	二八	一一一	五七七	五	一	戸	八正(二月 德七 一元日年)	
一〇七人	二六	二一六	七六	二	二	戸	八寛(二月 保七 二元四日年)	
一〇八人	男女五五八人	一	二三四	四四三	二	戸	六天(二月 明七 二六八六日年)	
一二〇人	五六六人	一一一	五六四	二	三	戸	四寛(二月 政七 二九年)	
九六人	四四七九人	一	二三一	五二二	一	戸	三天(二月 保八 四三三年)	
九〇人	四四三七人	二一四	三一一	一一二	二	戸	三天(二月 保八 二四年)	

つぎに、享保十一・十二年の苗ヶ島村の「五人組改」をみると、つぎのように記載してある。

大胡東領苗ヶ島村未之五人組御改

享保十二未八月十八日

馬場年四拾老母有	西領西大室村 喜左衛門娘房	男子老人 竹松とし十五	喜兵衛 熊助とし六つ	女子老人 へん年三つ	徒弟男子武人 房之助同年八つ
一、藤左衛門@	当村吉右衛門娘	又彦弟老人 彦右衛門同五十	又徒弟老人 彦右衛門娘	佐次太太 同三十三	弟老人 たかづん同十三
同三拾七	吉重同二つ	利左衛門@	姪里人 馬場村八兵衛妹	同四十三	弟老人 久兵衛同三十九
九右衛門@	久右衛門@	年三十一父有	姪里人 馬場村八兵衛妹	利左衛門@	舞老人 たかづん同十三
同五十四 勘之丞	太左衛門@	馬場当村 太郎右衛門娘房	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		馬場当村 太郎右衛門娘房	女子老人 ひめ年二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		伯父老人 小兵衛年五十八	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		伯父老人 小兵衛年五十八	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		従弟明子老人 平年廿三	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		従弟平子老人 年廿三	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		次郎同六つ	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		女子老人 はつ同六つ	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		男子老人 はつ同六つ	次郎同二つ	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九
		次郎助とし廿七	次郎助とし廿七	市之關村 市郎兵衛娘房	舞老人 久兵衛同三十九

このように、弟姫・甥・又従弟・又従弟姫・伯父・伯父姫などが記載されている。これによつて、二世代にわたる夫婦の同居はもちろんのこと、傍系親族も含む複合家族の様相を呈している。傍系親族の同居は、家業が必要としたので家にとどまっていたのか、分家が困難でそうなつていたのかは、個別の家のようによく調べないと明らかにできない。

次表は、享保十一・十二年（一七二六・一七二七）の苗ヶ島村の統柄別一覧表であるが、これからみてもかなりの複合家族があつたことがわかる。

享保十一年頃の苗ヶ島村は一四〇戸で、人口は六百八十七人ぐらいであった。家族構成は、その次の表でわかるように、四一六人の家が多く八十七戸で、全体の六二%をしめている。一家族七人以上十一人までのものも二十三戸ある。

苗ヶ島村の統柄別一覧表（享保一一・一二年）

伯	女男	女本	弟姫兄妹	母父	父	子子	房組	統柄	年	享保一一年	享保一二年
二一	九一〇	一九五	八八一	二二〇	一一三	六人					
二九九	一九九	一九〇	五二二	二〇七	一一五	五人					
養後	弟	従弟	従孫	孫	伯			統柄	年	享保一一年	享保一二年
子	男	弟	女	男	姪	甥	父				
家	姫	姫	子	子	子	子	娘				
二三八	三三九	三一九	二四四	四人							
三四八	二三〇	三一四	四四四	四人				統柄	年	享保一一年	享保一二年
金外寺 寺 巷 人	合	下	下	祖兄	又	又	又				
					従弟	弟	男子				
					女子	娘	子				
六八一	七九〇	一一二	六四四	六							
六八一	三八八	一一二	四五四	六							

家 族 数	○九八七六五四三二一 人	年 月
七〇	一一七九三六三六三	(寛文六年七月)
六三	一三六九四一八一	(延享元四年八月)
六三	三三七三六二八一	(宝曆七年三月)
六八	一一二一四一〇四一六一	(明和五年八月)
六六	一一一三三七四六	(安永七年四月)
六七	四二一四七〇六三	(天明二八年三月)

西柏倉村の家族構成と人口の推移

苗ヶ島村の家族構成
(享保11年)

家 族 数	家 数
1人	6戸
2	17
3	7
4	24
5	36
6	27
7	9
8	7
9	3
10	2
11	2
(計)	140

家数合計140は本組と後家の計とみられる。

本組	七〇	六一	一五三
下台	一七八	一五一	一二九
括計	一四四	一一七	二二九
	三三三	二六八	二二九
	三一	六(譜一)	一六二
	二〇	五(譜三)	一六五
	三七三	二八二	二九四
	二七九	二九二	二九二
		一六二	一五八
		一三六	一三四
		二八八	二九二

前表は柏倉村にあるつぎの諸帳によつて作成したものである。

寛文七年未ノ壬(閏)二月二十六日 大胡東領柏倉村未ノ五人組御改帳

延享元年子ノ八月二十二日 大胡東領西柏倉村子ノ五人組御改帳

宝曆七丁丑年三月 宗門御改帳大胡東領西柏倉村

明和五年子ノ四月 宗門人別御改帳 上野国勢多郡西柏倉村

安永三年午ノ一月 宗門人別御改帳 上野国勢多郡西柏倉村

天明二年寅ノ三月 宗門人別御改帳 上野国勢多郡西柏倉村

柏倉村は貞享二年(一六八五)に東西兩村に分かれたので、表中寛文七年(一六六七)の事項は東西に分かれる前のようすである。この表で明かなように、家族構成は寛文期で四、五人家族が多く延享以後は三人から六人家族が多い。

延享元年(一七四四)の欄は寛文七年から十八年後に二村に分かれ、更に約六十年経過したようである。分かれた当時のようすは不明であるが家数、人口とも増加したように考えられる。延享元年以後は家数人口、男女の人数差

など大きな変化はみられない。

次頁の表は慶応三年（一八六七）のものであるが、五人から七人の家族構成が多く、中には九人から十一人という家族もあった。幕末の西柏倉村は家数六十四軒、人口三百四十四人と、天明二年（一七八二）に比べて家数はわずかに減り、人口は五十余人増加している。

明和五年、安永三年、天明二年の宗門人別改帳には、各家の持高面積（反別）が記載されており、持高の階層別にみると表のようである。

西柏倉村の耕地所有のようす

年次	反別	無	高	一反未満	一七五反	五〇一〇反	一〇七一五反	一五七〇反	二〇七二五反
明和五（一七六八）		三軒			二三軒	二七軒	九軒	二軒	二軒
安永三（一七七四）	一		二軒		二一	二九			
天明二（一七八二）	四	三	二三	三〇	一〇	七	二	一	一

明和五年以降天明二年まで、わずか十四年間のためか、持高の変化はあまりみられず、五反未満がかなりあり、五反以上一町未満が比較的多い。

次表は、柏倉の「支切丹宗門御改人別帳」から作成したものである。

江戸時代の終り慶応三年（一八六七）の西柏倉村では、五一七人の家族構成が多い。なかには、九十一人という家族もあった。

幕末における東・西柏倉村の家族構成

三月

御改入別帳

下書

差上申一札之事

一從御公儀被仰出候切支端宗門御法度之規并自今以前被仰出候御高札之面堅相守可申候事

一当村ニ切支端宗門之者村人茂無御座候勿論常々不審ニ存候者無御座候事

一村中之者男女共且那寺住持之手形ヲ取切支端宗門ニ而無御座候文差上申候若シ賜ム訴人御座候ハ、且那寺住持并名主組頭五人組罷出急度司中披候重而宗旨替り申候ハ、寺手形ヲ取直し其節差上可申候

一附り召仕之男女當年ニ至まで宗旨穿鑿仕候処切支端宗門之者無御座候則其物名年國所迄書付致別帳ニ寺手形ヲ為仕相添差上申候

一私共父母妻子兄弟伯父伯母孫甥姪從弟其外差掛り候親類之内ニ茂切支端宗門之者無御座候此以前切支端宗門ニ而其後転候者有之候ハ、何年以前之義ニ候共有財ニ可申上候毛頭隱匿申候候事

慶応三年丁卯歲
上野国勢多郡西柏倉村天台宗切支端宗門

人數	家數	家族數								村名	年月
計女男	計	一一〇九八七六五四三二一人								(天台宗)	弘化三年三月(一八四六年三月)
一二八	六七	二九	一一四	二	一	一	一	一	一	(西柏倉村)	慶応三年三月(一八六七年三月)
一一五	一一四	四三	一一一	二	三	六	八	九	五	(真言宗)	慶応三年三月(一八六七年三月)
一一九	五六八	二一	一一九	一一一	三	五	五	一一	三	户	

本国上野

一天台宗生国上野国勢多郡市之閑村

卯八才

孫女子 た い

卯四十九才

旦那寺 上野国勢多郡西柏倉村 東昌寺

六本木善左衛門

一天台宗生国上野国勢多郡西柏倉村

証文卷上申候

本国上野

旦那寺上野国勢多郡西柏倉村 東昌寺

證文卷上申候

一天台宗生国上野国勢多郡西柏倉村

卯三才

一天台宗生国上野国勢多郡西柏倉村

二女 志 け

卯四十八才

女 房

旦那寺 男式人

メ六人内

旦那寺

一天台宗生国上野国勢多郡三よ沢村

(中 略)

卯三十三才

聲 歌之助

旦那寺
本国上野

一天台宗生国上野国勢多郡西柏倉村

卯三十武才

房

本国上野

一天台宗生国上野国勢多郡西柏倉村

慶応三丁卯年

三月

百姓代 平右衛門 同
伝右衛門 同
組頭 与右衛門 同

伊沢右馬九様

名同
与右衛門 同
主 弥右衛門 同
六本木善左衛門 同

第四節 五人組と統制

1 五人組制度

五人組の制度は、戦国時代に郷中町内の自衛組織として自然に発生したものであるが、秀吉の天下統一とともに、身分制度の確立、社会秩序の整備がなされ、五人組の組織化が行なわれた。江戸時代に入つて、全国的に普及して完成した。この制度は、浪人に対する取締、キリスト教禁止令の徹底および貢納確保の上におおいに利用された。五人組帳には前書に五人組法令が列記され、証文（請書）は法度の箇条を写しておき、毎月または年に数回、村内の惣百姓に読みきかせ、違背のないように誓わせたものである。

五人組前書は江戸時代を通して、また地域的にもその内容は大同小異であつて、後掲の如きものである。

嘉永四年年

御制禁被 仰渡五人組帳

二月 上野國勢多郡

苗ヶ崎村

一前々

覚

公儀御法度之趣亦以堅相守向後御家之御法急度可相守事
一村里田畠山野墳目明白ニ立置後ニ至争論無之様可掛相心

事

一常々農業無油断精出し御年貢之儀大切ニ相心得日限無差違
可相納候無謂於令難済者吟味之上急度可申付候事

一御年貢皆済無之以前他借済へからず尤皆済以前完未一切禁
止之事

一衣食居所ニ著なく実財之儉約相守親族者不及申村内睦敷い
たし常々五人組詣事申合家業無油断面々進退取続候様相心

掛可申候若五人組之異見不用不届者有之丹おいてハ早々
郡奉行江可訴出候若隱置惡事次第ニ募り後日相聞候ハ、名
主組頭五人組迄可為曲事

一孝子亦者寄特者有之候ハ、其段可申出事

一他領江対し候儀者勿論領内たり共非儀申掛けからず万一般
林之儀ニ一味致し候ハ、急度可申付候事

一常々火の用心大切ニ致昼夜油断すべからず若火事有之時者
風上者言ふニ不及風下たり共早速火元江馳付火越消可申
事

一村内ニおろて殺害人者勿論倒死又者変事有之候ハ、早々申
出内証ニ而取扱候ニおろてハ可為曲事

一村内ニ浪人者一切差置べからず無謂者ニ一夜之宿も貸べか
らす候事

一喧嘩口論堅相撲へし若擬付候儀有之候ハ、早速可申出事

一博奕三雙附富突之類懶而賭之諸勝負堅停止之神仏ニかこ附
人集すべからず若博笑いたし候者あらば早速可訴之訴人の

者ハ御褒美可被下之

縱同類たりと言共訴出るに於ハ其咎をゆるし是又被仰付品
可有之事

一附り宿致候ハ、急度可為曲事

一諸職人有之村ニ何ニ而茂人之害ニ成べきもの其外要用之品
之外排出べからざる事

一是迄田畠ニ而有之候処屋敷地他敷何ニ而茂勝手ニ成候無断
少々たり共田畠資べからず役所江申出差因可請事

一郡奉行其外諸人江不依輕重ニ音物堅停止之其外金銀米錢何
ニ而茂貨物致問數候廻村之節賄雜用定之外一切無用之事

一村ニニおるて差國無之要ニ一人馬出べからず若不出候ハで不
叶節者定之貢錢可取之事

一村中諸人用掛りもの無益之儀無之様可相心掛尤諸入用其時
と委敷帳面ニ志るし名主請取手形相渡若請取書茂不差出疑
數割合有之ニ於ハ早々可申出事

一何事ニよらず郷中之儀者郡奉行江訴さる儀外江訴出間數候
若奉行職無筋取上さる歟又者非道之取扱有之節者其曾目付

共まで可申出事

一附り諸役人足輕中間ニ至迄百姓江対し非道我僕有之時者
早速郡奉行江可訴出事

一憲而郡奉行より下知之趣相背べからず事

一右被仰出候趣大小百姓名主宅江呼集為訟聞候處一同承知奉
畏候若相背於者如何様之御料被

仰付候共一言之申訳無御座候依之銘々御請印形奉差上候如
件

喜右衛門

後

家

李左衛門印

外兵衛印

人

(以下略)

計

磯右衛門

印

嘉永四年二月 苗ヶ島村五人組一覽表

組頭

喜左衛門 後家

空左衛門

外兵衛

磯右衛門	市右衛門	兵衛門						
左衛門	右衛門	左衛門	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門
七門	七門	七門	七門	七門	七門	七門	七門	七門

源吉	三文	忠重	原利	善太	熊茂	右衛門	左衛門	右衛門
左右	右	次	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門	右衛門
衛門	衛門	郎藏	後家	兵衛門	兵衛門	兵衛門	兵衛門	兵衛門

定八	仁藤	藤平	柳十	市八	五郎	兵衛		
右郎	左兵	左衛門	右衛門	市八	兵衛			
衛門	衛門	衛門	衛門	平				

四郎	久利	弥						
右衛門	右衛門	助						
後家		七						

三三三四四四二三四三二四五

(寛文七年二月)

市郎左衛門	左衛門	右衛門	又伝角	市郎右衛門	左衛門	右衛門	忠七
重林	右兵衛	兵衛門	三郎	兵衛門	兵衛門	兵衛門	右衛門
重	右兵衛	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	藏
新	右兵衛	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	
平	右兵衛	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	
与	右兵衛	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	
藤	右衛門	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	
安	右衛門	兵衛門	兵衛	兵衛門	兵衛門	兵衛門	
主	名	善	与	九	四	次	前原与次兵衛
年四十三	他領相原村	大胡東源柏倉村未ノ五人組御改帳	男子三人	年四十四	大室村	文左衛門 <small>女房</small> 弥左衛門娘	女子武人
第四節 五人組と統制				とし十六母有	弥左衛門 <small>女房</small> 九左衛門娘	男子武人下男老人	弟若人門十郎
						三四四	三四五
						四五五	四五五
						五一五	五一五
						三五三	三五三
						後家七	
						□郎	
						弥文治	

三太郎命 いもうと老人

とし三十九父母有 他領山下村

左衛門命 女房小兵衛娘 男子老人

とし四十一父有り 宮地村 男子老人

雙右衛門命 女房七兵衛いもうと 女子老人

朝老人徳右衛門

(略)

五人組御改ニ付一札之事

一五人組被仰付候上者於当郷ニ徒者有之候ハ遠慮不仕御内

ミニテ可申上候事

一修行者ニ宿借申間敷候事第一順礼山伏坊主鉢ひらき行人等

也付諸勤述一切入申間敷候事

一召仕之者出所不知者并請人無之者抱置申間敷候事

一屋敷之内地子借申者并標借之者有候ハ成程吟味可仕候請

人丈夫ニ無之者借置申間敷候事

一浪人者片時も抱置申間敷候事若兄弟伯父甥ハ名主五人組

(与) ヘ断仕其上ニテ御公儀申上可任御指國候事

一当村人數上下共老人も隠匿申間敷候事

付他所へ男女共奉公ニ出し申間敷候事

一難逢寄人一宿并売買人有之時ハ名主五人組へ相属可任指國候事

これによつてみると、各箇条の内容はおおよそつぎのようなものである。

一卒人居住之者於有之出所る寺請証文領成請状取置可申候事

一盜賊有之時節ハ出合可申候事付火事等出来之時出合消可申候事

一他所江參候ハ、名主組頭五人組へ相属可申候事

一并構鄰ヘ參候共五人組へ断可申候事

一諸博矣打申間敷候事付宿堅仕間敷候事

一竹木張ニ伐取申間敷候事

一田畠完實候ハ、名主五人組へ相属可申候事

一親ニ不孝仕間敷候事

一此ヶ条之外ハ諸々被仰付外五人組へ相守候事

右之条々相背號於有之者檢分之者見出シ聞出し次第急度曲事

可申付旨 被仰出外

大胡東領柏倉村

寛文七年未ノ壬二月廿六日

長野平右衛門様 名主 弥五右衛門

原田八郎右衛門様

同 同 弥右衛門

鶴百姓姓 同 五郎左衛門

- 法令を遵守する

- 境界などの争論をなくす

- 農業に励み年貢を滞りなく納める

- 儉約する

- 家内、五人組中仲よくする

- 防火、防犯につとめる

- 浪人者をおかない

- 喧嘩口論、博奕をしない

- 田畠を潰さない

- 役人等への贈賄、必要以上の接待をしない

- 村入用（村費）を必要以上にかけない

五人組の構成も前述のように時代が下るにしたがって、四軒、三軒、二軒のところも増していく傾向にあり、甚しきものは一軒になってしまったところもある。これは、後述のように漬百姓がかなり多かったあらわれである。

2 村役人と村入用

江戸時代に代官、郡奉行の支配をうけて村政にあたったのが名主（庄屋）、組頭、百姓代である。これら村役人の長が名主で、江戸時代前期までは世襲制が多かったようだが、中期から後期にかけては、年番制、輪番制、一代限り制、入札制などが採られるところが多くなった。宮城村における各村（現大字）では、資料の調査不足でそれぞれの名主の系譜をたどれなかつたが、一代限り制や入札制のようである。なお、鼻毛石村では明和七年以前より年番名主

であった。

これらの名主は、現在でも区有文書（区長引き継ぎ文書）として引きつがれている、検地帳（水帳）はじめつぎにあげるような文書物品等を引きついでいた。

覚

一古木帳大冊并新田帳

武冊

一御水帳受取書
一田畠名寄帳
一小物成元帳
一鉄炮御改帳

壱通

武冊

壱通

五冊

壱通

四冊

壱通

武枚

壱通

メ拾壹品

壱通

四品

壱通

三品

壱通

武品

壱通

四品

壱通

武品

壱通

メ四品

壱通

メ五品

壱通

メ武品

壱通

メ四品

壱通

メ九左衛門

壱通

鼻毛石村

壱通

文化十一年申戌二月

壱通

当村古役岩右衛門殿

壱通

覚

右代親割附帳
一綱山御用書物
一反取増御書付
一金剛寺修堂金帳
一同寺什物帳

但封し氣

一百姓代江額連判

一役人給書付

一村明細書上帳

一夫食拝借帳

一分鄉一件済口証文

一同分鄉与唱達書付

一西年御普請出形印形帳

一同人足質錢品之割波帳

一耕地順番帳

一卯年御普請出來形帳

一同出來形繪圖

一同貨錢割波帳

一未年御普請出來形印形帳

一同貨錢其外割波帳

一前々川欠
申川欠 小前帳

壹冊 壹冊 壹冊 壹冊 壴通 壴通

一口無沢涌井出水損地帳
一手余地田畠反別書上帳
一同烟反別帳
一同親類組合申口帳
一貯穀御立札
一御用提灯
一石盛元帳
右之通相改憶ニ請取申候以上

文政十亥年四月七日

苗ヶ崎村
老冊 六枚 老帳 卷冊

名主

与治兵衛印

百姓代

文右衛門印

同

重左衛門印

当村

組頭

忠治郎殿

藤治郎殿

同

太郎左衛門殿

同

佐次兵衛殿

村役人の給与であるが、年代と村によつて異なるであろうがつぎに一例を示す。

安永八年（一七七九） 鼻毛石村

○名主給 八貫五百文

米六石四斗六升

外ニ中山新田給 鼻毛石村

明治四年（一八七一） 市之関村

○名主給 米七俵七升五合

外ニそれぞれ中山新田給 市之関村

米六俵

老町歩諸役除き

村より

○組頭給 六貫五百文

外ニ中山新田給 鼻毛石村

老町歩諸役除き

○組頭給 水五百文

老町歩諸役除き

村より

○組頭給 八貫五百文

○名主給 六貫五百文

（錦細御書上帳による。これは少くも幕末頃のようすを示すものと考えられる。）

近世の村落は一種の自治組織であつたから一村の諸経費は村民みずから負担によるものが多かつた。年中公儀地頭の諸入用・惣村にかかる小入用・村役人の給米・村政や貢租に関する諸入用・田畠用水などの自啓請にかかる費用などが村入用で、高割で各戸に課されたのが一般的であった。

安永八年（一七七九）、天保十五年（弘化元、一八四四）の鼻毛石村の村入用はつぎのようである。

安永八年三月

上野国勢多郡鼻毛石村戊年村入用帳

高六百武拾石三斗壹合

一、八貫五百文

名主給

米六石四斗六升

一春貢文

外ニ

一春貢文

外ニ

中山新田給

一六貫五百文

外ニ

中山新田給

組頭之給

米菴石四斗三升五合升取給共ニ

一文百文

墨菴挺

一老實文

三夜沢村

御年貢取給
延紙三百枚

一三百文

米方御年貢帳私帳夫錢帳

是ハ戊春村入用ニ付遣イ申候

人足三百拾四人

一老實文

江戸遣イ

是ハ戊春御用水帳普請ニ

江戸遣イ

遣イ申候但シ老人ニ付四拾（八文カ）

江戸遣イ

一老實文

人足三百拾四人

是ハ戊春御用水帳普請

江戸遣イ

遣イ申候但シ老人ニ付百文宛

江戸遣イ

一老實文

江戸遣イ

是ハ戊春帳者請ニ付遣イ申候

江戸遣イ

但シ老連ニ付五拾六文宛

江戸遣イ

一拾九貫文

人足三百八拾人

是ハ戊春村方所ミ道橋普請ニ付

江戸遣イ

一四百四拾八文

人足三百八拾人

一武百武拾四文

人足三百八拾人

一六拾六文

人足三百八拾人

是ハ戊春宗門五人組帳認候節遣イ申候

江戸遣イ

一五百文

江戸遣イ

一武百文

江戸遣イ

一武百文

江戸遣イ

安永八己亥年三月

勢多郡鼻毛石村

治兵衛 @

幸七 @

以下八十三名略

百姓代

与市右衛門 @

安永八己亥年三月

組頭

与左衛門 @

名主

源兵衛 @

同

忠兵衛 @

戌年組頭

藏兵衛 @

同年同

九兵衛 @

同年同

但し老反歩

百五拾四丁老反歩

御役所

永合拾六貫三百拾七文六分五厘

同掛ケ

此錢百七貫七百文

此丁錢百三貫三百九十九武文

此割反別

但し老反歩

六十八文ツ、

高發懸リ

宗門懸リ

名主給

兩組頭給

三夜沢給

定使給

足袋代

辻半成二ツ

惣代仕役

詰ひしろ代

諸勤化

雜目入用

當仕役

鶴屋賀代

古役 @渡し

当辰之暮割合目録

(鼻毛石村)

川々國役

仲間代

小物底尾

人足代水

不召上分

御改革

一永三貫拾老文九分六厘

勢多郡鼻毛石村

一永三貫百四拾四文七分

治兵衛 @

一永三貫武百拾四文七分

幸七 @

一永三貫六百文

以下八十三名略

一永七貫武百四拾六文三分九厘

同掛ケ

一五貫五百廿六文

此錢百七貫七百文

一拾七貫五百文

一武拾四貫百廿七文

一武拾七貫武百文

一武貫六百文

一拾貫文

此錢百五拾七貫百十武文

此丁錢百五拾貫八百廿武文

此割反別

百拾六町六反歩

但し毫反ニ付

百三拾八文

中山新田

一壺貫三百七文

一壺貫五百文

一四貫百四十文

一壺貫六百四拾八文

一三貫文

一壺貫文

一八百武拾四文

一壺貫文

此錢拾六貫八百八十五文

此丁錢拾六貫武百拾六文

御藏入用

利足

利足不足分

御年始懸リ

見越分

此割反別 六町
但し毫反ニ付
武百七十壺文ヲ

立合

清右衛門

源兵衛門

伝兵衛門

藤吉

与右衛門

平右衛門

与五右衛門

市郎

嘉藤

与次郎

太次郎

天保十五年

辰十二月

辰十二月

名主

林右衛門殿

役人給

利足

當仕役

小物成

納入用

永不足

見越分

渡し

第五節 産業のあらまし

文化三年（一八〇六）の苗ヶ島村の村明細書上帳と産業帳控によつて、当時の農業のようすをみると概略つぎのようである。

田植えは半夏以前より七月迄に行なわれ、早稻は作らず、中晚稻少しとおくを作つてゐる。直播はなく、全部植田である。田方種入れは一反に付き上田は穀七升、下田は穀八升である。十月から稻刈りが行なわれた。（当時は太陰暦である。）

畠では一反につき麦一斗宛で種入れされている。また、夏は大豆・小豆を、秋は栗・稗自家消費の野菜を作つてゐる。なお、養蚕糸とりなどもしている。

男は農業のあいまにこやし株をとつたり、林の立木を貰い割木にして大間々町や前橋町へ売り出している。女は木綿糸糸を紡いだり、薪とりをしている。大間々町の四八の市には、米麦割木薬糖織糸などを売りに行き、前橋の四九の市には割木だけを売りに行つてゐる。

明治五年（一八七二）の苗ヶ島村の物産のようすはつぎのようである。

明治五年申年
物産取調小前帳

十月 上野国勢多郡
苗ヶ島村

一米	武拾俵
一大麦	六石
一小麦	八斗
一大豆	四斗

一小豆 武斗五升

一栗 三斗

一稗 武石

一蕓玉共

一生糸

右之通り辛未年物產書上相違無御座候
百廿六匁四分

代金三両三分一朱

農 手鶴弥文次印

一米 拾俵

一大麦 四石

一小豆 八斗

一蕓 老斗五升

一稗 武斗

一粟 売斗五升

一蕓玉共 四斗

一生糸 九十四匁八分

代金三両三分也

農

一小豆 武斗五升

一蕓玉共 四斗

一生糸 九十四匁八分

右之通り辛未年物產書上相違無御座候

農

前原穀人印

一小豆

一蕓玉共

一生糸

一小豆

寄 拾武俵

一千三百九拾俵

四百五拾八石五斗

五拾五石老斗三升

武拾九石三斗

拾五石三斗七升

廿武石三斗三升

九拾四石老斗

拾武俵目

農 前原清六印

一杉柱 五拾本

七本 売高ニ而銭式貰六百五拾文

一杉太 代金百九貫五百文

武拾本 売高ニ而銭式貰六百五拾文

一蔵 金式兩也

卷貢文 代金百九貫五百文

一桶 三拾六駄

武拾本 代金百九貫五百文

一庚 売高金八丙三分式朱也

武拾本 代金百九貫五百文

一庚 六百俵

武拾本 代金百九貫五百文

一杉四分板 金四拾六兩貳分ト

武百五拾五文 代金百九貫五百文

一杉皮 七拾三間

武九兩式分ト 代金百九貫五百文

一杉皮 九百八拾坪

武九兩式分ト 代金百九貫五百文

一杉皮 十月

武九兩式分ト 代金百九貫五百文

同 同

武百六貫式百廿武文 代金百九貫五百文

同 同

金武四ト 代金百九貫五百文

同 同

武百六貫式百廿武文 代金百九貫五百文

同 同

七拾五間半 代金百九貫五百文

同 同

四百八拾四束 代金百九貫五百文

同 同

錢百武拾壹貢文 代金百九貫五百文

同 同

杉貫 武百丁 代金百九貫五百文

同 同

錢六拾六貫六百拾六文 代金百九貫五百文

右之通り昨辛未年村方物産老人別取調書面之通り相違無御座候

第八大区小巷区

勢多郡笛ヶ崎村

明治五壬申年

十月 取調

總代人 東宮治郎

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

嘉永六年（一八五三）の組合村々議定書によると

……耕作日雇並諸職人手間代之儀者今般相改取極候
左之
通

一大工職之儀者金壱分ニ付 八日

一左官職之儀 同断 ニ付 七日

一黒鍬仕事師 同断 ニ付 九日

一耕作日雇四月より八月迄同断ニ付 拾人

但し麦蒔時中同様十月より
三月迄老人ニ付錢百文

一麦搗拔女日雇 同断ニ付 拾三人

一春田植 其所仕来りダ二割下ケ

一麦田植 右 同断

一諸賃仕事 右 同断

となつてゐる。この議定書には、苗ヶ島村はじめ馬場村、柏倉村、大前田村、鼻毛石村、山田郡勢多郡の五十三カ村と大間々町が参加してゐる。これによつて当時の諸職人、農作業の手間代のようすがうかがえる。

第六節 貢 税

江戸時代の租税の種類は年貢・小物成・課役の三種から成つてゐる。年貢は物成・取箇・成箇・本途・本免などともいい、石高に賦課する「田畠・屋敷の地租」で、米の現物上納を原則とするが、一部分は麦・大豆その他の雜穀を代納し、後には金納が認められてゐたところが多い。この年貢には欠米・込米・口米・（口永）等の附加税があつたが、毎年の収穫米の三・六割を徴収する年貢は、当時の全租税收入の九割前後を占めていた。前述の欠米等の附加税は藩によつて区々であるが、合計すると年貢米の一割以上に達するのが普通であつた。

小物成は年貢に対する小年貢の意で、雜税の総称である。山野・原野・四木（桑・楮・漆・茶）等に課するものと、商工業その他の生業に賦課するものとに大別できるが、地方により時代によつて名称・税率等を異にする。小物

成の代表的なものに山年貢・林年貢・山役・川役等がある。小物成はいずれも徵税台帳ともいべき郷帳に村別に登載し、年々一定額を上納させるのを普通としたが、小物成はその村高に編入しないことを原則とした。

課役は高役ともい、石高に賦課される役である。本米は徵用によつて労務を提供する夫役であるが、後には多く米・金を以て貢納するようになった。課役のおもなるものは国役・高懸物・村役・人足役などがある。国役は河川・堤防・道路の修理、災害復旧、外国使節費等の臨時支出に充てるため、国を定めて石高に賦課する。高懸物は村高に課される役で幕府領では三役（伝馬宿入用・六尺給米・藏前入用）があつたが、私領では藩ごとにその名目が違つてゐる。村役は道・橋・堤などの修築に際し、村高に応じて人夫や修築材料を課す役で、多くの場合金納は許されなかつた。人足役は諸侯・旗本・代官等が城郭・陣屋の普請、掃除等に必要な人夫を高割りに徵用するものである。

資料の関係で、時代を追つて租税のようすをみるとることはできないが、つぎに天保十三年（一八四二）の鼻毛石村の年貢皆済目録をみるとつぎのようになっている。

寅御年貢皆済目録

丑と巳と未五ヶ年定免	上野国勢多都	一永貢百三拾八文八分	口永
高六百石拾武石六斗五合	鼻毛石村	一永百五文式分	大工運上
一米百六石武斗四升九合九勺	本免	一永七百六拾四文七分	石工運上
内 武斗零升四合田米天保十亥年増		一永七拾九文三分	小物成品々
武斗式升式合烟米同断		一永三貢百拾三文	
一水七拾貢六百四拾七文卷分六厘右同断（欠）	餅米式石	夫（欠）	石代
内水六拾貢六分六厘天保十亥年増			
一水五百三拾四文四分			
一米三石三升五合七勺			
口米			
一大豆四石			
石代			
三合七勺			

此代永三貫武百文

但金巻兩二付
巻石武斗五升

十ヶ年賦初年

丑御用金元リ渡

米百九石武斗八升五合六勺

永武拾八貫六拾武文五分

寅御用金元リ渡

合此斗立百武拾四石八斗九升七合八勺

永八拾武貫三百七拾五文

米方金納永渡

永八拾武貫九百武拾五文三分六厘

永三拾四貫五百武拾三文六厘

烟方金納永渡

右払

永三拾四貫五百武拾三文六厘

烟方金納永渡

米巻石五斗

名主給米渡

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米式石

餅米代米渡

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米巻石五斗

但餅米巻石(石一付)

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米巻石五斗

但餅米巻石(欠)

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米巻石五斗

大豆代永渡

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米巻石五斗

但金巻兩二付

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

米巻石五斗

但餅米巻石(欠)

永三拾四貫五百武拾三文六厘

寅御用金元リ渡

これによると、鼻毛山村では天保十二年（一八四一）から弘化二年（一八四五）までの五年間定免となっている。

本田に対する租税は、江戸初期においては根取りといって四公六民——高の十分の四——を租税として課したが、中期以降幕府の財政が逼迫するにおよんで五公五民が標準となつた。しかし、検地後高の変化や年々の豊凶によつて、このような賦課方法は実情に適しなくなり、実取に相応する方法として検見を行なわれるようになつた。しかし毎年検見を行なうことは煩雑であったため、過去数年あるいは十数年の取米を平均して租率を定め、三ヵ年・五ヵ年・十ヵ年・二十ヵ年など一定の期間中、原則として年の豊凶にかかわりなく定率の租税を納める定免が行なわれるようになった。幕府が享保三年（一七一八）天領に定免の勅令を命じ、享保六年さらにその勅令を督勵している。鼻毛石村はじめ現宮城村に属する村々は明和六年（一七六九）以降天領・旗本領になつた村があるので、定免もその時期ごろから実施されたと考えられる。この皆済目録からみると、定免とは言え、租率が少しずつ増していることがわかる。

田畠の税のほかに、その附加税の口米・口永、小物成、大工石工運上、水車運上、夫錢、餅米代、大豆代などを納めている。

明治維新後もしばらくのあいだ江戸時代の方法で年貢が徵収されたのであるが、石高の制度が廃止される（明治六年）直前の明治四年（一八七一）の東柏倉村の免定はつきのようである。

未年免定

上野國勢多郡

四拾三町七反五畝七歩 煙方

煙方

已る西迄五ヶ年請免

東柏倉村

上田武反拾七歩

此駅

此反別六拾六石六斗八升

田方

残武反七歩

文化九申河原成引

拾武町七反九畝拾九歩

内四町巷反三畝拾四歩

烟米取

中田老町三畝廿歩

下田四町四反三畝拾三歩

内訳

四町四反拾三歩

内

六畝拾武歩

武反壱畝歩

壱反三畝廿五歩

武反四畝拾歩

四反八畝廿八歩

内

壱反六畝拾八歩

我三反武畝拾歩

残三町武反五畝廿八歩

三畝歩

下々田六町七反拾五歩

午起返

内訳

四町八反武畝三歩

内

四畝壱歩

老反拾五歩

四畝拾七歩

前々川欠砂入引

西少川欠荒引

文化九申河原成引

七反四畝廿八歩

五反廿三歩

九畝拾七歩

六畝拾七歩

残三町武反七畝廿武歩

老町六反武畝拾老歩

武畝七歩

壱反壱畝九歩

我老町四反八畝廿五歩

式反六畝壱歩

我三反武畝拾歩

内

壱畝廿九歩

壱反武歩

壱反廿歩

我武畝拾歩

下々下田武反八畝老歩

内訳

壱反九畝拾七歩

残壱反四畝廿六歩

八畝拾四歩

荒当一廻引

荒田

午少戌迄五ヶ年疎下

荒田

前々川欠砂入引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

荒当一廻引

子砂入引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

西少川欠荒引

荒當一廻引

荒當一廻引

荒當一廻引

荒當一廻引

下畠田成拾八歩	子永河原引
内	内
五畝拾五歩	荒当一廻引
四畝拾歩	荒田
老町九畝三歩	午々戌迄五ヶ年賦下
上畠田反六畝歩	残三町老反四畝六歩
中畠田三畝拾五歩	下々下畠三拾六町武反廿歩
下畠田九畝三歩	内訛
老町七畝歩	老町老反老畝九歩
内三反九畝五歩	内訛
残六反七畝廿五歩	内訛
武畝三歩	老町老反五畝廿五歩
下々畠六町武反五畝七歩	荒地
内訛	午々戌迄五ヶ年賦下
武町老反八畝廿老歩	前々川欠砂山引
内	前々川欠砂山引
六畝拾七歩	文化九申河原成引
三畝拾歩	子永河原引
荒地	子永河原引
午々戌迄五ヶ年賦下	文化九申河原成引
残武町八畝廿四歩	荒地
内	内
武畝歩	内
廿武歩	内
武反五畝五歩	内

午々戌迄五ヶ年歟下

春畠廿步

荒田

戎四町四反五畠拾九歩

午々戌迄五ヶ年歟下

星敷四町老反四畠六歩

荒田一畠引

内訛

六反八畠八歩

荒当一畠引

内武畠拾七歩

米取

残六反五畠廿壱歩

残六反老畠拾歩

三町四反五畠廿八歩

下々烟田成五畠拾八歩

内武畠

鄰盛數

残三町四反三畠廿八歩

老町四反六畠廿九歩

小以内米四石老斗七升三合

内訛

米五拾九石八斗壱升九合三勺

米取

右同断

五反五畠廿壱歩

一高武拾七石五斗六合

六畠廿四歩

此反別八町老反八畠拾壱歩

残八反四畠拾四歩

九反武畠廿三歩

廿八歩

内老町四反八畠拾七歩

三町老反壱畠廿三歩

五町七反七畠壹歩

老町五反九畠廿九歩

此訛

五反四畠廿四歩

惡地下々田八反七畠五歩

下々下烟五反老畠五歩

内訛

内訛拾八歩

五畠步

四反九畠拾七歩

文化九申河原成引

第六節 貢

租

内拾歩

前川欠引

残四反九畝五歩

一水百六拾八文
内八拾四文

米三石三斗四升七合九勺

鉄炮役
寅増

小以内米毫石武升七合四勺

子増

永四貫百九拾七文八分

一水貰三百五拾六文四分
内五拾文卷分

右同断

青貢三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

一高突升三合

一水貰三百五拾六文四分
内五拾文卷分

此惠地下ニ田拾歩

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此取米毫升七合七勺

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

米六拾三石毫斗七升武合九勺

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

取合内米五石武斗四勺

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

永三拾壹貲或百九拾三文八分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

外

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

一永五拾武文五分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此種七俵

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

一永百四拾文

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此藝武拾束

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

一永百八拾四文八分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此藝武拾八束

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

一永拾九文四分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此種六拾毫房七分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

此種四枚

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

薦代

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

戌改出

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

四ヶ所

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

納合

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

永三拾四貫三百武拾武文七分

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

右之通霜月廿日以前急度可皆濟者也

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

明治四年十月日 滋民政局

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

名主百姓中

一水貰三百五拾五文三分
七百拾七文卷分

これによると、東柏倉村も定免であつて、この免定（免状）は明治二年（一八六九）から明治六年までの五カ年の請免になつてゐる。文化九年（一八一二）とか、それ以前、また文化九年以後とたびたびの出水等で田に砂が入つたり、河原になつたりしたので、かなりの面積が年貢免除になつたり、年期を限つて年貢免除（鉢下）になつてゐる。

田と畠の一部が米を納め、上記の畠以外は錢納となつてゐる。
ほかに、糠代・藁代・萱代・繩代・薙代・鐵砲役・林下草代・炭役・石切役などの小物成が納められている。なお、林下草代は何年かことに稅が増してゐる。

明治四年の市之岡村の「銘細御書上帳」によると、小物成として糠・藁・繩・萱代等を出している。
定免ということからみて、これらの租稅のようすは少くも幕末のそれと大差ないと考えられる。

東柏倉村では新田は田と畠の一部が米納と稅率は違つても本田と同様であるが、鼻毛石村の中山新田はつぎにあげるよう、田畠屋敷とも錢納であつた。

天保三年辰年

村高井御物成書上帳	上州勢多郡	鼻ヶ石村之内	中山新田	名王	権左衛門	下々下田町四戸拾七歩	分米七石三斗武升	七ツ
						烟四町九反四戸拾八歩		
						分米三拾七石七斗四升七合		
						内		
						下々烟三町七反七戸拾九歩		
						分米拾八石八斗八升七合		
						尾崎町老反六戸廿九歩		
						分米拾武石八斗六升六合		十一
						田畠合五町九反九戸五歩		

永合四貫七百八拾文

口永百四拾文四分

武百式拾文九分

小物成

永メ五貫百四拾五文四分

右者上州勢多郡鼻毛石村之内中山新田寛文四年より天和三支年迄開発新田ニ御座候以上

天保三年辰年

中山新田
山本大膳様

御役所

名主
権左衛門

上州勢多郡鼻毛石村之内

中山新田

文久元年（一八六一）の中山新田の「反取御書上帳」によると、当時の中山新田の物成の租率はつぎのようである。（反取）

下々下田烟成 反ニ 六拾文

下々烟 反ニ 九拾三文毛ト

屋敷

反ニ 百式拾六文

新田は水利権・耕場使用権などにおいて本田に比べれば不利な立場であったにもかかわらず、前出の土地関係のところで記したように大変増加した。これは領主側の奨励によるが、他に新田が本田に比べて年貢が低く、また賦下年季と称して開発当初より高入れされるまでの数年は年貢を免除され、作物制限もゆるやかであつたことなどにもよる。

享保改革の租税增收策の一つとして定免が採用され、それが領主側の利害打算の上から出たものであつた限り、かならずしも農民の利益と一致しなかつたと言われるが、後掲のように苗ヶ島村では「定免額」が年次を追つて出されている。

つぎの「連印一札之事」によると、明和六年（一七六九）から天明元年（一七八一）までは被見であったが、猪・裏が多く出て荒すので早稲を刈取りたいので定免にしてもらいたいと願いでいる。

連印一札之事

一当田方之儀去丑年迄御候見請候處近年猪鹿多荒候ニ付早稲

方稻毛刈取申度候も有之何幸御上様御勘弁フ以被仰付候

ハ、御定免ニ御願申度旨連印ヲ以村役人中江頤出申候御年

貢御取箇之儀者御上様御割賦通り村役人取斗達皆無之御上

納可仕候為其連印如件

左衛門^{ヨリ} 村役人

茂吉^{ヨリ} 佐右衛門^{ヨリ}

角兵衛^{ヨリ}

（以下署名略）

一札之文

一田方之儀去酉年^モ戌年^モ迄武ヶ年季御定免奉請候為當亥切替

ニ相成申候依而尚又御定免御請奉願上度奉存候間何分御取

斗イ御願被成可被下候且又御吟味增之儀格別之儀ニ無御座

候ハ、御請申度奉存候仍而承知連印如件

苗ヶ崎村

茂左衛門^{ヨリ} 弥文治^{ヨリ}

佐次右衛門^{ヨリ}

（以下署名略）

一札之事

享和三年年

閏正月

當村

御役人中

苗ヶ崎村

一札之事

享和三年年

閏正月

當村

次郎左衛門^{ヨリ} 弥文治^{ヨリ}

左次右衛門^{ヨリ}

（以下署名略）

寛政十一年未年十二月

御役所様江御願可被下候然上者御年貢米御割賦之儀者去ミ

卯年迄之振合ニ御割賦之儀急度承知仕候為其追印依面如件

上野国勢多都苗ヶ島村

文化六年

喜右衛門(署名略)

（署名略）

茂左衛門(署名略)

三月

御役人中

前掲「一札之事」と同内容でつぎつぎと定免願いが出されている。これによると、

寛政九年（一七九七）一

武力年季定免

寛政十一年切替につき定免願提出

寛政九年（一七九八）一
十年（一七九八）一

武力年季定免

享和三年切替につき定免願提出

享保元年（一八〇一）一

武力年季定免

享和三年切替につき定免願提出

文化四年（一八〇七）一
二年（一八〇二）一

武力年季定免

文化六年年季明けにつき定免願提出

文化五年（一八〇八）一
二年（一八〇八）一

武力年季定免

文化六年年季明けにつき定免願提出

と、なつておおり、苗ヶ島村では武力年の定免を請け、年季があけるとさらに武力年の定免を願い出していたとみられる。ついでながら、定免を願い出て、「御吟味増之儀者格別之儀無御座候ハ、御請申度」と、増徴のないようことわっている。

貢租も天領・私領によって違いがあり、つぎの書状によると、苗ヶ島村はじめ六か村が、私領（松平氏）から天領になつて

大豆・餅米・口米・菜種　御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用
を上納してきたが、御料所定式とは言え、甚だ難儀至極であったがやむを得ず納めてきたこと、再度私領になつたの

で前記の税を免除されたい旨を願い出ている。

乍恐以書付奉願上候

与頭 平右衛門

一勢田郡山田郡左之村々奉申上候私共

村方明和四亥年迄者松平大和守様御領分

ニ而同工子年より前沢藤十郎様御代官所ニ

相成候以来大豆餅米口米御伝馬宿

入用六尺給米菜種御藏前人用

右之品々被仰付是迄御上納仕候甚

贋儀至極仕候得其御料所御定式ニ右

御役所ニ而被仰付候間無撫御上納仕

詔有候此節御私領ニ相成候上者

前々御私領之通り右之品々御免

被成下置候様村々一同奉願上候何卒

御勘弁之御慈悲を以右願之通御免

被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候

以上

勢多郡下増田村

名主 九

同 横沢村

名主 佐

八

同 新屋村

名主 豊

文化三亥年
十月

苗ヶ崎村

吉川栄左衛門様

御役所

(前原謙氏所藏文書)

乍恐以書付奉願上候

上州勢多郡苗ヶ崎村

前原久弥

一水車壠輪 但輸經九尺

旧稅永六十壠文四分增

外永六十壠文四分增

右者從前農間水車渡世致來候凡

今般增稅御上納仕水統仕度此段

御開済被下置度奉願上候

以上

明治五壬申年

六月廿七日

當人 前原久弥
旧与頭 東宮専二郎
旧名主 同 佐七

群馬県

御役所

奉願上候 以上

右村

石工 伊藤 由平

明治五壬申年
六月廿七日

大屋前原久弥代印

田組頭 東宮専三郎印
同名主 同 佐七印群馬県
御役所

上州勢多郡苗ヶ崎村

前原久弥店

石工 伊藤 由平

一税永貳百八文六分 但式人分

右之者從前御運上相納石工渡世致來候也
今般改而私老人ニ而右水錢御上納仕渡世向永続仕度此段以
御仁恤御聞済之程

前掲の願書は明治五年（一八七二）のものであるが、これにより幕末ごろの水車運上、石工運上のようすがわかる。

水車老輪 水六十壱文四ト

石工 老人 永百四文三ト

江戸時代の貢租負担は容易でなかつたらしく、後掲の資料では、鼻毛石村で畠林九拾七町七反歩余の減免を願いでいる。しかし、年貢の減免はむずかしく、數度にわたる願書検査のようす、再吟味、減免額に対する引き出し、再引き戻しと、領主側と納税者側（村方）との攻防が何度も繰り返されたようすがみられる。

鼻毛石村では「烟」として檢地帳に記載され、それが林となつていて、税は烟の分でかかるので、大へんな負担であったことがわかる。それでも前橋町が繁昌しているうちは薪そだも売れて何とか貢納もできたが、松平氏が明和五年（一七八八）川越へ移城して家臣、町人が一緒に移り、明和四年と同六年の前橋町の大火灾による町の衰微が、薪の

充れ行きをとめ、貢租を負担するのが誠に容易でないようがうかがえる。

右者上州勢多郡鼻毛石村之義村萬六百武拾石余ニ而赤城山麓之村方ニ御座候忽田烟反別都合百五拾五町四反歩余御座候内書面之烟反別九拾七町七反八畝拾七步之分御木帳御付等ニ茂烟与御座候得共一林先現る林烟山ニ而此度山内遠ニ御見分被成下候通ニ御座候然ル処前ミ私領之節ム右煙林ム染新下草落葉等迄茂前橋御城下江附出シ壳払御上納仕来り其余力を以百姓相続仕候是去ミ子年先御領主様前橋表ム川越江御取替被遊御家中不残御引松被成候ニ付町人等迄起ニ川越表江引越相残り候者之内も商売無御座候ニ付在ミ江引込候茂間々有之其上去ル亥年去丑年兩度之大火ニ而前橋表急ク資微仕候等相調候者一切無御座候ニ付右山稼必至与相止ミ候間烟九拾七町七反歩余之御年貢御上納可仕方便無御座候ニ付乍恐格別之御引下ケ不被下置候而者村中難相立本田煙荒地ニ罷成候仕合故不顧恐去ミ子年御引方被下置候様ニ御願申上候忽烟方之儀者実例之御取説故御引方与申者不相立殊ニ私領之節も古來之御取簡ムハ引ケも相立居候儀ニ候得者何方ニ茂是迄之通り御上納可仕旨仰渡願書御下ケ被成候ニ付無是非子年之儀者小前之者共家財諸道具等充私不足之分ハ色ミ他借等を以御上納仕候當又去丑年之儀も右段度ニ御願申上候ニ付御檢見之節ニ通御見分被成下候迄ニ而御引方等仰付不被下置候間丑年ニ至リ候而者弥御年貢上納可仕方便無御座候得共御大切之御儀ニ付田烟

買入等ニ仕其外身亮奉公等ニ罷出身上御仕漸ミ才覚を以御上納仕最早村方難相立罷成候故尚亦右之趣追ミ奉願候ニ付此度御見分為御吟味被成御趣役村役人并地主共御案内仕山内不残御見分被成御絵図等御仕立之上被仰聞候ハ林之様子柴木魚梁等之小木斗ニ而薪之外不用立木品ニ候得共前橋御城下引ケ候而薪壳方無之難儀之段御聞得被成候得共都而烟方林烟等之儀者定例之御取説故容易御引方等被仰付候儀決而無之候之条何分是迄之通可相心得旨再応被仰聞候ニ付惣百姓一同乍恐申上候者右煙林御年貢先現如何之訛ニ而右跡高免ニ御諸申上置候哉既ニ二三十年以前ム山方捌兼隨分相様候而茂源御年貢大茂伐出シ候仕合ニ付二三十年以前享保廿卯之年酒井雅美頭様御領地之節御引方奉願其以後年ニ少々宛御引方被下置候得共全林惣村田烟反別三分二通者煙林ニ御座候間持主ニヨ御年貢丈も稼出不申御私領之節も年ニ弁納仕候様ニ罷成次第村方因窮仕年増減百姓出来仕候忽前橋御所替以後者山稼必至与相止ミ右煙林斗所持仕候百姓共ハ及渴命ニ罷成り候得共御年貢皆済仕候得共右申上候通之儀故子年以後一两年之間ニ悉ク済百姓相増最早当年ニ至候而者才覓之手段も尽キ無是非身上相仰付ケ他所江奉公日用稼等ニ罷出候者段ミ多ク罷成候ニ付右

之分田畠并ニ造林等無概観頭五人組引受或者村方割賦ニ仕引
請候ニ付弥以相残ル百姓共茂至而困窮仕諸道具馬車も売払其
上他借金次第ニ相算り當時種夫食等茂無御座難儀至極ニ奉存
候右之通り之成行ニ御座候得者自然与田畠茂候荒シ所々ニ茂
可相成駄ニ御座候間格別之御慈悲を以右引方之儀何分御伺被
下候様ニ連而御願申上候是被仰聞候者村方困窮之段者御見聞
被成無相違願之趣難止思召候得共水ミ御引与申儀者決而御
伺不被成候間五年歟七年歟年季を限御願可申上旨被仰聞御尤
奉存候先ニ御領主様御代ム五七年冠年季を限り御引並下數年
來是迄御引方も相居候得共去ル亥年迄ハ前橋御城下繁昌ニ

御座候付年季明候而又ニ薪火方直段等宜時節茂可有御座候与
奉存年季ニ御請申上候得共最早前橋實業仕候上者後年ニ至候
而も何方江蘇伐出可申場所無御座候年季明キ候共可立直時
節無御座候問何分ニモ水ミ御引方奉願上候勿論後ニ年ニ至リ
若シ前橋表又ニ大御城下ニ相成繁昌之時節も御座候ハ、其節
者元未水之通御上納可仕旨申上候是左候ハ、私共御願申上候
通ニ而者多分之御引方ニ付猶更御伺被成難候間分引戻シ仕
御願可申上旨種ニ御吟味ニ付無概米老斗三升三合水三貫八百
五拾六文九分引戻シ仕書上候是左候シ少タ候間格別ニ可引戻
旨再応被御付候得共委細前書申上候通之成行ニ而山稼一切相
止ニ御年貢全ク弁納仕候儀御座候得共者何分此上引戻難仕旨
連而御願申上候是左候シ少タ候而者決而御伺難被成段精ニ御吟
味ニ付小前百姓共茂打寄色ニ評議仕無是非又ニ米六升七合水

上野国勢多郡鼻毛石村

百姓代 与市右衛門

明和七年寅ノ七月

組頭 九兵衛

同 惣左衛門

名主 源兵衛

前沢藤十郎様御手代

高木恒右衛門殿

上州勢多郡鼻毛石村造林御年貢取下再引戻吟味書
差上申一札之事
一應地下ニ烟六町六反五畝廿五歩

本斗代一斗二升

此取米四石二斗六升一合 元反取一斗一升

但反 六升四合

内米二斗

御吟味ニ付引戻

内米六升六合

再御吟味ニ付引戻

外米三石六升三分

御引方奉願候分

外米三石七斗二升九合

本斗代ニ減候分

一下ニ烟武拾四町三反九畝歩

但反ニ四升六合

外米三石六升六合

本斗代ニ減候分

此取水九貫武拾五文四分

元反取五拾文三分余

但反ニ三七文

内水壺貢式百拾九文七分

御吟味ニ付引戻

内水壺貢式百拾九文八分

再御吟味ニ付引戻

外水五貫式百拾九文六分

但反ニ永拾三文三分余

外水五貫六百拾文四分

本斗代ニ減候分

一下ニ烟六拾六町七反三畝拾三歩

本斗代八拾五文

元反取六拾四文六分内

但反ニ四拾八文

内水壺貢式百拾九文五分

御吟味ニ付引戻

内水壺貢式百拾九文五分

御引方奉願候分

外水壺貢式百拾九文七分

本斗代ニ減候分

合烟九拾七町七反八畝拾七歩

米四石二斗六升一合

取永四拾壺貢五拾七文九分

米武斗

内米六升六合

水壺貢八百武拾武文五分

再吟味ニ付引戻

外米三石六升三合

水壺貢三百武拾七文者分

御引方奉願候分

米三石七斗二升九合

水壺貢三百武文一分

本斗代ニ減候分

外米三石六升六合

水壺貢三百武文一分

御引方奉願候分

外米三石六升六合

水壺貢三百武文一分

御引方奉願候分

右者上州勢多郡鼻毛山村烟林九拾七町七反八畝拾七歩之分去
ミ子年前御城下引候ニ付柴薪壳方無御座山稼必至与相止候

故右烟林御年貢上納可仕方便無御座候年々弁納ニ罷成候間御

取下之儀去ミ子年以来段々奉願候ニ付御見分為御吟味被成御

越村役人地主共御案内仕山内逸々御見分被成委細御吟味相濟

候凡御引方ハ容易御伺難被成候得共種々御吟味之上願之

趣無拂思召御御可被下旨然レ共私共願通ニ而者多分之御方

ニ而御伺難被成候隨分引候シ仕可相顧旨被仰深重々御吟味

之趣御尤奉承知無是非再度ニ米武斗水五貫式百拾三文八分

内水壺貢三百三拾四文 再御吟味ニ付引戻

外水壺貢七拾三文五分

御引方奉願候分

外水壺貢四貫六百九拾壺貢文七分

本斗代ニ減候分

勿論御吟味之度々遠方江戸表江御呼出被成候節者村役人共往

返井ニ冠留中難用等も相攝り候儀ニ村其段も見込過半可引戻

旨被仰聞御尤ニ者奉承知候得共段々御見聞被成下候通之村方

成行ニ御座候得者此上引戻仕奉存候併再三御吟味之趣難點

止村中小前百姓共江も精々申聞せ書面之通米六升六合水苞貢

八百石拾文五分又ミ引戻仕御願申上候此上之儀者何分御用

捨被成下願之通被仰付被下置候ハ、大勢之百姓御田地ニも不

難村中相続可仕旨難有仕合奉存候依之村役人連印一札差上申

前述の烟林九拾町余の貢租はつぎのようである。

覚

高八拾武石九斗三升六合

一下ミ烟二四町三反九畝九歩

亥取水一二貫二七九文 但シ反ニ

五〇文三分余

子取水一二貫二七九文 但シ右同断

丑取水一二貫二七九文 但シ右同断

高武百石二斗三合

一下ミ烟六六町七反三畝一三歩

亥取水四三貫一〇六文 但シ反六四文

六分内

所仍如件

上州勢多郡鼻毛石村

百姓代与市右衛門

組頭九兵衛

惣左衛門

前沢藤十郎様御手代

高木恒右衛門殿

名主源兵衛

明和七寅ノ年

丑ク四三貫一〇六文 但シ右同断

右者此度調取下ヶ奉願候煙林去ル亥年松平大和守様御領地之
範并去ミ子年より御領所ニ相成候已後去丑年迄御取管仕御割付
頂戴之上小前割賦仕所之上納仕候米水苞書面之通り相違無調
度候已上

上州勢多郡鼻毛石村

明和七寅七月

九兵衛

惣左衛門

前沢藤十郎様御手代

高木恒右衛門殿

子ク四三貫一〇六文 但シ右同断

高	土地の種別	面積	(亥)明和四年取水 (子)明和五年水取 (丑)明和六年水取	反当り取水 (亥年)
△石丸・三・六	下々畠	二町三・九・〇	三貫瓦文	高文会分余
△△・二・〇・三	下々畠	六・七・三・三	同	高・八・内
△・三・一・七	悪地下々畠	六・八・五・五	上	一斗〇・六 子一斗三升〇

年貢の取立ては厳しく、前述のように容易には減免もしない。つぎにあげるように、年貢を皆済させるためによく抑えつけている。

一常々農業無油断精出し御年貢之儀大切ニ心得得日限無遅滞
可相納候無謂於令難済者吟味之上急度可申付候事

一御年貢皆済無之以前他借済へからず尤皆済以前完未一切禁
止之事

(嘉永四年 御制禁仰 渡五人組帳)

元治元甲子年

苗ヶ崎村

十二月五日

名主

前原久右衛門

議定一札之事

一近來世上不穏ニ付御石代金取立中ハ勿論納済ニ相成候迄村
内一統相心附大切ニ可仕候若万々一之儀も有之儀道者村惣

高ニ割合候而掛リ之者斗リ之難済ニ不相成様ニ可仕候右議
定致置候上ハ何様之儀御座候共少茂達實仕間數候依之為後

定上申御請之事

証連印致置候丸如件

苗ヶ崎村

名主

前原久右衛門

組頭

前原与四郎

作右衛門

藤次郎

安右衛門

百姓代

平左衛門

久右衛門

一 売丙式分武朱六百六拾七文　米永共ニ

伊右衛門

一 売丙三分四拾四文

米永共ニ

伊右衛門

文化十四年正月

鼻ヶ石村

百姓　伊右衛門

五人組　蘭　八尋

門　八尋

藤　八尋

規　規　平右衛門

右者當申御年貢米水書面通り上納可仕候甚困窮之百姓故今

日ニ至候而も御年貢方上納不仕候故御呼出御吟味之上取締

納方被仰付以入恐奉存候得共何卒御慈悲を以來ル正月十

五日迄御日延奉願上候御聞清被成下難有仕合ニ奉存候然ル

上者御日延御日限通り無相違上納可仕候若又伊右衛門蘭八

差督候儀有之候とも五人組并親類方より御日限通り聊無差督

書面之米水急度上納可仕候若相背候ハ、如何様ニ茂被仰付

候依之御請印差上申乞如件

前書願之通り御日延被成下候上ハ伊右衛門蘭八并五人組規

類御日限通り無相違上納可相仕候以上

百姓代　物右衛門

組頭源　藏

名主源兵衛

小笠原若狭守様御内
西野　右内様

前掲「差上申御請之事」にみられるように、困窮の為滞納になつていても、呼び出して厳しく督促し、納期の延期を許しながらも、当人達が上納できないときは五人組・親類に責任を持たせている。

この例のように貢納は重い負担であったため、つぎに示すように、寛延元年（一七四八）より明和七年（一七七〇）までの二十三年間に百一軒のうち十八軒が潰百姓となつていている。

これらの潰れ百姓は、年貢懸り等のため、田畠を買入れしたり、借金したりして、しまいには家財農具馬などを売払い農業ができなくなつて、奉公人や日雇、店借（借家）親類に厄介になつた者たちである。

覚

一家數拾四軒　　漬百姓

此人數四拾七人

男廿三人　　内女廿四人　　馬六疋

權右衛門

源左衛門

八兵衛

一惣家數百眷軒

寛延元辰年迄有家

三左衛門

伝右衛門

喜右衛門

人數四〇八人

男二二六人

内女一八五人

馬三十疋

半右衛門

市左衛門

利兵衛

内

平右衛門

庄右衛門

藤右衛門

新之丞

權兵衛

濱百姓

家一八軒

人數五八人

男二九人

内女二九人

馬一五疋

一家數四軒

濱百姓

人數五八人

男二〇〇人

内女一六〇人

馬一五疋

此人數十一人

男六人

馬二疋

人數三六〇人

男二〇〇人

内女二九人

馬一五疋

小兵衛

八左衛門

亦五左衛門

人數五五人

男三三一人

内女二三人

平十郎

内女五人

馬二疋

人數一〇人

男三三一人

内女二三人

姓株漬レ候分

外

馬七疋

内

男三三一人

内女二三人

是ハ御領所ニ相成去キ子タ当寅春迄三ヶ年内右同断百

姓株漬レ候分

是ハ御領所ニ相成去キ子タ当寅春迄三ヶ年内右同断百

姓株漬レ候分

馬七疋

外

馬七疋

是ハ前橋御城下引ケ候ニ付薪火方無御座山稼難成御料

等ニ茂差支勿論小高之百姓ニ而薪附出シ候之外馬入用

義無之亮私相成候分

合家數拾八軒

男二九人

馬一五疋

人數五拾八人

内女二九人

馬一五疋

(明和七年)

勢多郡鼻毛石村

百姓代与市右衛門

組頭九兵衛

寅七月

同

惣左衛門

第六節 貢

租

四六九

前田喜十郎御手代

名主源兵衛

高木恒右衛門販

第七節 近世資料

文化三貢年

村明細書上帳

十一月

名主

与次兵衛

上野国勢多郡苗ヶ崎村

苗ヶ崎村

老町三反七畝廿老歩
式拾町九反式畝式拾七步

田方

畠水取

一高六斗三升

同所新田

此反別式反老畝歩

一当村東西南北道法

東西拾武町程

南北三拾町程

越石御座候

他村江当村より出作御座候當村御料私領入合御座候

一往来並木両側延長三千三百九間

一高八百七拾五石四升壹合八勺壹升

此反別九拾三町式反九畝歩三厘

内 四拾五町五步廿步半

田方 畑米取 畑水取 同所新田

拾六町七反五畝步

三拾老町四反八畝九歩八厘

一高六拾四石六斗六升

此反別式拾六町三反拾八步

内

是ハ前々御入用被下置候得共当村ハ自昔請ニ御座候

一橋九ヶ所 内五ヶ所武間半

四ヶ所武間

一田方種人 壱反ニ付 上田初七升

一烟方種人 壱反ニ付 下田初八升

上烟麦壹斗

下烟麦壹斗

一田畠貢人直段 壱反ニ付

金拾五両六七兩迄ニ御座候

但シ場所ニ下御座候

惡田烟之儀ハ手余ニ御座候

一御城米運貨米貯貨代

是ハ御公儀様々被下置候

一御城米津出之儀當村伊勢崎江出シ申候

但シ道法四里程

一鎮守三社

年々九月祭礼勤來リ申候

一寺老ヶ寺御除地壹反壹畝五步

真言宗金剛寺

一寺老ヶ寺 金剛寺門徒方福寺無住

一頭 鐵炮所持仕候 四人

一百姓家數百武拾九軒

人別四百四拾五人内男百五拾壹人

女百九拾四人

一男之稼農業之間ニヤシ株取申候

一女之稼田烟仕付間薪取申候

一馬數五拾疋

内弱馬御座候

一御高札之儀此度御分鄉ニ付御料所相成御領分ニ無御座候

右ハ村方ニ有之品書上申候以上

文化三寅年十一月

与頭 五郎兵衛

百姓代 重郎兵衛

上州勢多郡苗ヶ嶋村

吉川榮左衛門様

御役所

文化三寅年

上州勢多郡

苗ヶ嶋村

産業帳 指

十一月

名主与次兵衛

覺

村高九百人拾九石八升九合 上野國勢多郡

一高九百四拾石三斗三升壹合八勺 苗ヶ嶋村

此反別百拾五町八反拾八步三厘

内出高五百武拾四石五斗六升

此反別四拾五町五畝廿歩半

畠高四百拾五石七斗七升壱合八勺

此反別七拾町七反四畝廿七步

外高四拾八石七斗五升七合壱勾

吉川栄左衛門様御支配所入合

一当村用水之儀者赤城山より出水ニ而柏川より引入半夏以前

より七月迄植付十月節より刈入申候尤早稻ハ無之中晚少々

稻草ハのけ長おく四分を作反ニ七升より壱斗迄萬申候

一字山田凡反別七町歩程山付ニ而谷々出水ニ而仕付申候

一字反田耕地九町歩程者池ノ内涌井井ニ字大石と申所之出水

ニ而仕付申候

一插田ハ無之不残植田斗ニ御座候

一畑方之儀夏作者大豆小豆を仕付秋作者粟稗仕付其余ハ手前

遣の野菜作申候

一屋敷附烟地栗地等少々有之候得共充私候儀一切無御座候

一た葉粉香料之分烟地江仕付候得共充出シ候義ハ無御座候

一畠場之桑木植立蚕糞いたし弟ニ取大間々町江持出シ充私申候

一赤城山野山ニ而薪取申候

一男之儀者桑葉之間百姓造林立木を貢割木ニいたし大間々町

前橋町に附出シ充申候

一女之儀者桑葉間木綿糸糸糸等取申候
一平日之夫食ニ者麦飯を喰申候

一払木之儀ハ年々大間々町江持出シ充私道法武里半程御座候
一近在町市日前橋町ハ四九大間々ハ四八市立大間々町ニ而ハ
未麥割木桑葉糸糸等充申候前橋町ニ而者割木半斗充申候

一江戸江飛脚使之儀ハ伊勢崎町山鳥屋佐右衛門より飛脚屋有
之江戸江便り御座候

一當□字湯之沢□吉川栄左衛門様御支配所之内ニ温泉有之村
内平右衛門佐次右衛門御領分当村市郎右衛門儀右衛門太兵
衛右五人之者二月下旬より十月上旬迄出張湯わかし湯治人有
之候得者世帯具座敷共メテ壱人ニ付一日廿八文宛請取之
助成仕候湯能之儀者痴氣す白痛風疾筋骨痛てきもの切紙持
病飛せん腰の痛其外諸病ニ応申候湯湯江居村より道法武里有
之候

右之通御座候以上

上野国勢多郡苗ヶ崎村

与次兵衛

五郎兵衛

重郎兵衛

寅十一月

明治四辛未年八月
銘額御書上板

東通

此反別拾武町七反七畝歩程

市之關村

一菅野無御座候

一高四百武拾六石三斗壱升八合上野國勢多都

一薪取場之盛ハ赤城山ニ而入合野ニ而取申候

一馬林取場之儀右同断

一百姓林無御座候

一堀井宅ヶ所

長サ四間

横 武間半

一屋敷五畝步右者高之内ニ而御年貢御除地ニ御座候御藏番
之儀村中ニ而代リニ相勤申候

一溜井宅ヶ所

堅三拾間

横式拾五間

一当村御田地用水ニ御座候从種損シ緒イ之節ハ御支配様
御人足等被下置普請仕候

一堀七ヶ所 年々御支配様ハ御伝馬御人足竹木枝木質等被下
置普請仕用水ニ而他村入合之用水渠ニ者無御座

候

一他村より用水取候處無御座候

一種式ヶ所長三間宛種木被下置普請仕候

一堤川除御人足被下置普請仕候

一金丸川落合用幅四間程

但シ此用西柏倉村境ニ而當村御田地用水用ニ御座候

一割附之外小物成、疊葉織賣等出し申候

一御林四ヶ所

一外物之内高入候物無御座候

一御年貢之外高役等無御座候

一板橋武ヶ所 内巻ヶ所四間

志ヶ所三間半

是ハ御支配様る橋木御伝馬御人足被下置普請仕候

一童子少々仕候

一炭燒無御座候

一当村ニ鷹場無御座候

一当村伝馬宿無御座候

一助馬出し候俄無御座候

一山川献上物無御座候

一名主老人組頭武人

一名主老人ニ付木事老俵ト七升五合元ミ御地頭様る被下置候外
ニ米六俵村より出し申候外ニ老町歩諸役相除キ申候

一組頭老人ニ付木五百文宛村より出外五反歩諸役除キ申候

一定便老人ニ付為給分老ヶ年木三俵村より出し申候

一名主東京都用ニ罷出候儀只今迄無御座候

一組頭 同断

一御朱印地無御座 (候)

一神社除地老町五反拾武歩

一寺堂除地四反三畝八歩

一鉄炮四挺

一狐體四人

一社寺 御朱印地 無御座

一神職 神職

一酒造無御座候

一馬敷三拾武定

一牛ハ無御座候

一馬医無御座候

一牢人并医者無御座候

一馬喰無御座候

一石切無御座候

一鐵次屋無御座候

一船師無御座候

一瓦師無御座候

一桔屋無御座候

一大工老人百姓ニ而御支配様迄御役相勤申候

一木挽老人百姓ニ而御支配様迄御役相勤申候

一屋根葺き老人百姓ニ而御支配様迄御役相勤申候

一織多婆まわし等無御座候

右者今較鄉村依之委細御事之通少度相違無御座候此外小物成
等者不及申ニ何ニ而茂所之様子申上載無御座候

若隨置候ハ、拂者共越度可被

仰付候為後日依而如件

東通

市之關村

長百姓

阿久沢重平郎

明治四辛未年八月

与

小池桑八郎

同

阿久沢甚七郎

主

高橋新三郎

御支配

御役所

文政二己卯年

鄉例

介書

十二月

一 村方取極之儀者是迄有來之庚申待一組ヲ相談講ニ相立講頭ヲ肝煎ト名付月々順番寄合致信心五人組者不及言父子夫婦昆弟朋友之交リ厚ク諸事深切相互ニ差支無之様申合從古來御法度之儀者不及申此度被仰出候御法令御書付肝煎ヲ組合

江為説聞急度相守候様心ヲ合万一千御法令相背昌候もの者組中異見差加賄費相祭候ハ、神恩も可有之候猶又肝煎儀者其席而已不拘常々心付一組之善惡ヲ相印封印いたし月々名主方江差出可申候於名主方ニ茂當役立合一村之善惡書記是又紙之俗ニ入致封印肝煎る差出候一紙之一同勸農取扱五人之もの前橋出張場所江毎月廿九日迄ニ差出可申候

一 村役人之儀者從古來身元ヲ撰其村百姓被顧置候処近年村方取扱未熟相成差當候事而己相務上之御赴は小前江不申聞小前之善惡も不申立等閑ニ相動候村方有之由右故年増相衰役人小前之隔無之却而村方江対シ不夷ニ相当り自然与役威も相衰其上役人共心得違ニ而政道間敷儀いたし候得者小前被懲候杯与懲事も見達候輩有之旨不夷之第一ニ而身持不立輩政道無之候得者好キ事ニ心得懲事致增長終ニ帳外与相成公儀江被召捕候間村役人政道相立候者一統若年より事之善惡相弁へ候道理悪性之者迄相憤自与善事ニ加リ役人共政道相用可申候全々政道者実意之基ニ而間小前も相用役威も日々相增左候得者役人共家ヲ起し對

一 上江村役も相立申候己采ハ相互ニ心得違無之様相動可申事一 村役人年礼著寒者被着用ニ而罷出可申村方年礼之儀者小前之者元日当役人者二日返札可致候小前一統五節旬月並之礼者當役方江早朝九時迄相廻り当役人者九時後ニ返札可致候尤一同左ノ羽織ニ而も着用可申候事

一 御法令按等ニも有之候外通於名主宅役人共御書寄いたし候儀

相有之耕役人共自分ニ面酒代相払候而其儀不弁村入用与心得役人共申付候ヲ表向而已相用復シ申間敷候以来者心付右様之儀相候可申事

一 年貢納米之儀者上米ヲ相払米ニ而上納いたし候紫又者賦

役取立之節も村役人止ニ而相應候由小前之者畢竟年貢役ヲ疎ニ心得候故右之始末有之候御領地之儀者、御軍功ニ而御貢被差下々江御頭被成下年貢錢米ヲ以、其路命妻子ヲ養ヒ候御手当ニ被下置費者費作ニ而も御定之外御取立者無之達作之年柄ハ御引穀被下置其ミヘ 上御物入ニ而諸難ヲ御教被下置候儀下々安穩ニ而農業被世可為いたし候

様猶又底先遠國ニ而如何様之愁有之候共領主之名而中立候得者其所之定法ヲ以無難ニ而居国いたし候領主無之もの者無宿与中候全々御威光之程も不弁無勿躰恐入候儀右様太御高恩奉報候ニ農業ヲ勤年貢本代上納可仕与常躰心掛相勵候様一同心得候年貢賦役者農民之基ニ而間已來者名主宅江急度持參可政様申間置方一不相用候ハ、課類組合呼寄取立可申付候事

一 親孝行内納方宜もの井農業相勵候者村内深切ニ世話いたし候者可申立候事

一 村方致別家候もの貧民子供大勢有之候者可申立候事

一 先年被 仰出候得共近年懃惄之内心得達之者共間引候事有之赴相聞候月々村役人井肝煎る相改懃惄之者組中一同不相間引様異見を加不得止候事相間引候もの者早々申出候事

一 御年貢納米大數相納候もの年々可申出候事
一 謝之諸膳負御条目ニも有之其止致ニ被仰出候得共守有之赴村役人始メ肝煎常林取調聞出候ハ、組中一同異見相加江不取用候ハ、早々可申出候事

一 五人組撫ニも有之候通酒身持不宜者田畠荒シ置候者常ニ相調聞出次第肝煎組合実意ヲ以理解申聞其上役人一同異見差加可申候尤〇酒之儀者隣村酒屋迄相断名前ヲ印張札可為敷候其もの江認し売いたし候ハ、村役人各利解申聞不取用候ハ、早々可申出候事

一家内不和合之者有之候ハ、賢勇成共不道申券候もの者子等

し候事親之政道難成候間村役人上ニ而其善惡ヲ見届ケ夫々ニ筋ヲ立家内睦教相緩いたし候様取計可申候是迄之通捨置候得者農業怠り子供放埒ニ相成候者及老弱路頭ニ迷終ニ退転ニ相成候右様之儀多分有之故小前江申聞一組切ニ心付候様肝煎立合申付置万一行届兼候ハ、可申出候事一度ニ被 仰出候得其近年婚礼之式及花麗結納金相増候赴貧窮之百姓縁組難相成自然ト若者放蕩相成又者子供ヲ結納与して高金取締付其出生ヲ以我が方之相続可為致杯不堵成儀申右故人別減ニ相成候以來婚礼之式者寛政度被 仰出之通り結納武百疋着服之儀者太纏袖下着脂帶精相定メ可申候尤貢方支度振舞等之儀者一組中限り決而他組若者へ酒たりとも振舞堅無用振舞諸入用其分限ニシテ難改無之様肝煎立合組中相談之上更意ヲ以陸敷取計可申候名主方江其嫁為

坡當酒老升聲為坡當酒老升聲者把組長百姓扇子老對も相定可申候若ものより博受候事決而不相成候尤其段若者とも可申候猶又不幸之節出家者格別出、言いたし候もの婚禮同様着服堅相守可申候兩様共其當江役人老人肝煎老人立合候様可申付候万一相背結納金余分取引又者御別服相破り候もの者役人肝煎より理解申聞不相用候ものハ早々可申出候事

一御条目之通り他所取組祿談之儀已來者前広ニ願出可申候申付無之内者取極堅ク不相成候事

一御条目御定ニも有之候通強者致病死候節本家又者近親之者居屋敷田畠并家財有合之品引請跡式追面相立候杯^{サル}与欲性ニ掛其假設置候儀折々有之由縫本家近親那リ共一判所持いた

し候者は上之百姓ニ候死後早々名主江申出村役人立合財居屋敷田畠并家財有合之品引請跡式追面相立候杯^{サル}与欲性ニ掛其假設置候儀折々有之由縫本家近親那リ共一判所持いたし候者は上之百姓ニ候死後早々名主江申出村役人立合財有合之品封印いたし親類江預ケ置田畠之儀も親類江預世話為致小作ヲ取立名主方江預置キ跡式相続人ヲ相尋相応之百姓ヲ見繕相立候節右之品を相渡可申候畢竟我類之欲性掛り村役人者等閑る人別減ニも相成候間已來肝煎一同組中心付可申候是迄之通假置候儀相聞候ハ、親類者勿論村役人越度ニも可相成候間無油斷申合不相用もの早々可申出候事

一兩親死後若物老人ニ相成候もの有之候ハ、可申出候事而も農業勞も疎ニ相成候其所江若もの寄集り候得者自然与惠^サ申候ニ付右様之儀無之内早々可申出候事

一貧窮之者○參宮之田畠ヲ貢地ニ渡金子借用いたし京大坂江相廻費金銀もの多分有之赴已來ハ其親々が村役人方江申出

候節肝煎親類組合呼寄分限相改メ夫飯路用金相心貯家内落合立候ハ、顧出可申候手当無之候ハ、差留メ可申事

一新規ニ居宅致普請候もの名主方江可申出其節親類肝煎ヲ呼寄其謂ヲ礼し普請金夫飯等貯候ハ、可申付万一手經ニ出来候事も有之候間後悔無之様肝煎組合中申合難済ニ不相成様取斗可申候若シ不相用候ハ、早々可申出事

一瑞祭礼等之儀年増及花麗入用金相増候赴右故村^ミ衰微いたし候哉古来之通一夜、七ツ半仕舞并裝束舞台傍日除等花麗ニ不相成様質素ニ可致候猶又稽古日數成丈ヶ相減候様可申付候祭礼企之節若もの名主方江申出候ハ、肝煎親類呼寄其分限ヲ改メ格別之貧民者差留メ可申候万若もの上ニ而理詰ニいたし相加江候義も有之候哉得与相改メ其儀無之夫飯貯候もの者可申付事

一五人組捷ニも有之候通り火難病難賊難等有之候もの其一組ニ而格別之実意ヲ以差支無之様世話可致候當人者其難ニ迷惑転可致候間安心いたし中様力ヲ添陸敷及相談候ハ、一助ニ也可相成候猶又相互之事ニ候間役人肝煎右之段可為相心得候事

一御条目捷ニも有之候通子供ヲ職人ニいたし候者有之赴全ク心得達職人者日々手間代ヲ取候故長酒食世上ヲ渡惡事ヲ見習自然子孝心ヲ忘失方江歸候而も其辭不相止終住居立候迄親之家務も不相立候事も有之候間已來作間外渡世いたし候ハ、名主方江申出候様其節分相応之職分可申付候事

御法令五人相続等ニ也有之候通り是迄作問ニ商いたし來候もの村役人肝煎等農業相減候故取調相減候もの家内人數疎し農業可為致候万不取用もの者可申出己未者面いたし候もの名主方江相属ケ候様可申付申出候ハ、肝煎類呼寄其

御承自接ニモ有之候通村内添出入様之儀者投人共肝脾常々申合聞出次第并親類ヲ呼寄實意ヲ以理解申聞候ハ、諸人不相攢内故双方道恨薄ク内済可致候捨置候得者世上之外聞ニ掛り内済難致

上御難ニ相成農業ヲ怠リ費金銀取持之田畠壳私其うへ身帶之事ヲ思付内済いたし候輩も有之猶又他村掛合之儀者不思身勝手相成候間違々可相弁候身勝手有之候而者小事も可及大事候善惡共内済いたし候ヲ村役人共実意可心掛事

一御条目御法令按ニも有之候通り村内製結其外番民着置中間
數さへもん山伏身之元不知もの一夜たりとも留置申間敷候
猶又農業も不致外渡世いたし候もの村内ニ差置候儀堅無用
之事

一宗旨五人組改之節勝手合ヲ以号病氣ト代印差出候もの有之
由心得遠ニ而当日身ヲ清其席江出席者身之恥有之候所作病
ヲ言立我身ニ病ヲ招ニ当リ不吉ニ而右様之儀相慎実病者前
日名主江相属ケ其日ニ当リ急病者肝煎相調其旨名主方江可

相居等
一御積穀之儀者七才以上より老人ニ付神武升ツタ年々名主方江
取立郷柵江積置可申候因作相続及因葬候節一統江割返し夫
飯之手当ニ可致事

一御条目擬ニモ有之候通不儀様之儀若もの聞出双方親々之弱味ニ付込難題申掛ケ其内大勢集り思シ酒食好候事候後双方親元江酒食代為相私候儀是迄度ニ有之候由右様之儀若もの政道可致候筋毛頭無之法外之始末單就徒党い〇〇端り甚シ不埒至極之儀有之候猶又若者仲間相立候由夫故右様之事ヲ発し難済人も出来候間以来ハ急度相慎可申候尤文化度被仰出之通り若者仲者つ与申儀決而無之候若シ右様之儀有之候ハ、早々可申出候事

失念相互ニ申合相守候様可被致候此段申聞候以上

民政

勸農御掛り

御役所

文政二己卯年

十月

江田六郎左衛門
住屋武兵衛

羽鳥幸五郎

江田禄右衛門
大崎久兵衛

御請書

北第八大区老小区

勢多郡大前田村

御定免奉願上候ニ付御請書之事

一反別三拾六町八反壱畝拾壠步

此貢米百五十石武斗九升

右者大前田村之義者是迄定免場ニ御座候是當戌年攝置御定免

米を以猶御定免請
可奉願之免烟米多ニ付極難済之村方ニ
御座候間前書納付を以當巳ノ來ル西迄
五ヶ年猶御定免請被 仰付候様仕度奉願上候
尤右年季中三分以上之損毛ニ相當リ候ハハ
破免御檢見入奉願上候右之通被 仰付

可仕候

右ニ付心得方左之通り被仰渡候

御定免御約束申上候上者如何様之豐作有之候共御上納増方不
被仰付私共勝手筋ニ相成候義不打候間、永旱損之年柄有之候
義三步御下之損毛ニ御座候ハハ御引方之義一切御願上仕間
敷事

若多分損毛有之候節者、村役人始高持一同立会下見次第三分
以上之損毛ニ而御定之通り御上納難仕候節者、篤ト相改御則
歩之通り内見帳相仕立毛付建札等細密ニ仕御見分可奉願上候
但シ御見分奉願上候節者村中合鍵留御定無願ニ而者作

西領大前田村

百姓代 茂兵衛
与頭 勇右衛門
名主 武右衛門

明治二己卯年六月

毛刈取申間敷事

万一天災ニ而損所出来候筋者損所开ニ残地之町歩細密ニ相改御見分可奉願上事

右之趣高持百姓一同屹度相守心得違無之様仕候上者御定免之義御取調可相成旨被仰渡承知奉段候然ル上者右之条々外苦難ケ間敷義一切御願仕間敷依之私共連印御請書正差上申候以上

北第八大区若小区

勢多郡大前田村

戸長 中村 伝吉

明治七年
成四月一日

副戸長 武井 藤八

立合人 田嶋新三郎

河原熊谷某令殿

水悪地

御見分願書ノ扣帳

水下ニ烟

明和七庚寅年七月

御吟味ニ付申上候

上州勢多郡與毛石村田畠反別本田新田ニ而百五拾五町四反三
敷拾四步之内本下ニ烟夫拾四町三反九敷九步新下烟六拾六町
七反三敷拾三步新惡地下ニ烟六町六反五敷廿五步都合九拾七
町七反八敷拾七步前ニ煙請之林ニ而年々薪伐出シ前橋江

無御座候

壳私御年貢上納仕来り候是去ニ子年前橋御領主川越江御得替

以後薪一向壳レ不申候ニ付御年貢上納可仕方便無御座乍恐右

烟林之分御年貢米水御引下ヶ被下置候様去ニ子年より段々奉願

候凡烟方御引方之儀者容易難被仰趣精々利害被仰聞奉承知候得共子丑武ヶ年御年貢茂色々他借等を以全々弁納仕村方難相

一右之通中上候處當又被仰聞候者古來より烟林ニ候ハ、前々御領主江相頼付等林烟与名目相直シ可申處無其儀禮在候者如何之訳ニ候哉御吟味御座候
此段御割付御名目直之儀村方ニ而茂心付前々村役之者共數度御地頭御役人中ニ相頼候得共水帳ニも烟与有之先々御領主様御割付ニ茂烟与有之上者容易御直シ難被与被仰聞私共顧御取上無御座候ニ付無是非御料所ニ相成リ候而も烟之名目ニ而御年貢上納仕候

一右烟林之内悪地下ニ煙六町六反五略廿五步之分ハ如此之訳ニ而米取ニ候哉御吟味御座候

此段烟米取之儀右烟林ニ不限本烟新烟共外ニ茂木取多御座候ニ付右同様之儀与奉存候此儀者古来格別米下直之時節有之村方為勝手地頭江相頼米取ニ相成候由承伝申候當時者米直段高直ニ罷成石代ニ被仰付候而も延口掛り其上石代直段高直ニ而烟米納之儀甚難儀至極奉存候得共前々より仕来り今更御歎可申上様無御座候併六町六反歩余之分者全ク山林ニ米納仕候別而難儀至極ニ奉存候

一當時作物仕付候烟地之内右烟林御年貢ノ却而反別低キ方有之候左候得者古來ハ山林の方勝手ニ相成右神御年貢上納仕候而茂仕當テニ合口故換地之節無忌儀御請申上候儀与恩召候尤當時者前橋御城下引ケ候ニ付柴薪木充實相止候得共去之子年以前前橋繁昌之節者勝手ニ相成候哉可申上旨御吟味御座候

此段此度御取下ケ奉願候外ニ而烟林有之全林当村田烟反別三分式通者烟林ニ而山林ニ御座候先規如何之訳ニ而右神高免之御年貢御請申上候哉其儀者私共不奉存候得共酒井雅菜頭様御先祖御代迄者一統世並茂宣前橋表殊之外繁昌仕御家中町方共柴薪元レ方多分有之其上直段も宜敷候ニ付百姓情次第伐出シ候得共何程も撰候由當又三四十年前迄者里方村々より山手を差出下草落葉等刈取候ニ付是以余程之多足ニも罷成候處近年ハ里方村々より下草落葉等取候者老人者無御座薪先方も格別少々相成り漸々村方困窮仕先ニ御領主様之節より右烟林御年貢上納仕兼三拾六年以前享保廿卯年雅菜頭様御領地之節奉願右烟林御年貢御引方被下置其以後年ニ御引被下松平大和守様御領地相成り候而及年ニ御引方被下置候得共薪先方も故故年増ニ村方困窮仕次第ニ濱百姓多ク罷成り無是非遺跡烟林ハ親類五人組引請御年貢弁納仕候ニ付亦増濱百姓出来仕候右之通り前橋繁昌之節さへ古來与達柴薪木兼御年貢ニ差結り無御引方も被下置候然ル免去ニ子年前橋御所替以後ハ御家中者不及申上町人之内も余程川越表江引越相残候者茂商完無御座候ニ付親類縁者等之縁を以在方江引込候者多刺前橋表去ル亥年去丑年丙寅之大火ニ而町方大半焼失仕其後者亦以町人とも在ニ江引込相残候町方ニ而茂酒屋温便屋等而至迄子年以前之半減も仕入等不仕薪入方過半減少仕殊其日過ニ仕林之者共外商完日用之稼も無之

近辺山々ニ而自分ニ柴薪を取候林面相成り候ニ付薪壳方一向無御座通附出し候而茂買手無御座候得者無是非安直段ニ而知合之者杯江無理ニ先払候仕合子年以前の十分一

茂壳レ不申候故子丑武ヶ年御年貢色ニ他借等を以全タ弁納仕追ニ済百姓出来仕其外他所江奉公等ニ出候者年增多更成り当時の林ニ而者次第ニ御田地或仕付リ兼自然与作リ荒ニ相成り近年之内村方所ニ可龍成哉と難儀至極ニ奉存候依之無是非不顧恐別紙之通り御年貢御下ヶ奉願上候何と楚辞惡甚を以願之通り被付御付村方相続仕候様為仰付被下置候ハ難有仕合奉存候

此度御取下ヶ相願候烟林三口之外烟名林何程有之哉可申上旨御吟味御座候

此段此度御願中上候烟林之外古来より山林を烟請ニ仕候分

御割付面五口ニ而六町七反九畝廿九歩御座候尤右之分も同様之林故是又御年貢并納仕候様至極ニ奉存候間一同御取下ヶ奉願上候得共先年如何心得候哉右之分者先々御領主様江茂御引下ヶ不相願候ニ付此度新規ニ御引ケ奉願候様恐多奉存無是非本斗代ニ而上納仕候且又惡地下ニ田之内九畝歩先年より林煙ニ相成先ニ御領主様迄

年々御引方被下置候ニ付奉願候得共一紙ニ御引方奉願候得共織之反別ニ候間頗可相除旨被仰渡相除キ申候右之分茂當時林ニ而未納仕候

前橋表不繁昌ニ付柴薪壳賣無之百姓銘々伐出候儀難成候ハ

、請負人ニ而茂引付方角を極メ年々請負相渡シ候歟又者廣ニ燒戸廻しニ仕候共何述ニ山捌方可有之様ニ思召御吟味御座候

此段多分之林無益ニ立置候事故村中ニ而御方色ニ評載仕見候得共山内不殘御見分被下候通り柴木龜柴斗ニ而板材木等ニ相成り候木品一切無御座薪之外用立不申其上利根川遙隔平塚河岸迄七里程有之右河岸之外ハ枝川も無之川下ヶ等難成前橋ニ而先払候外致方無之場所ニ御座候間山師に相談仕候共仕當ニ合不申候得者請負可仕者無御座當又灰ニ燒候程之舞木も無之縱燒出し候共右之通り河岸出シ速タ御座候ニ付却而失脚損ニ罷成旁以致方無御座候

一当村家數人數牛馬數當時何程有之先ニ增減御尋御座候

此段御私領之節茂済百姓多家數人馬共ニ相減シ御料所ニ相成候而茂段ニ減少仕相残候者ニ内も老人子供足弱之者等引候得者農業相勤候者甚少ク難成申候馬之儀者就中子年以來前橋薪附出し不申候ニ付段ニ先払格別減少仕候則別紙委細書上申候

一前橋之外最寄ニ大立候町場無之哉与御尋御座候

此段前橋之外最寄ニ大立候町場無御座候尤当國山田郡大間々町三里半程候得共右町之儀者山中ニ而薪等潤沢成場所殊ニ大立候町場与申程之儀ニ無御座候得者柴薪壳賣等難出場所ニ御座候右之外ニハ町場無御座候

右御吟味ニ付申上候趣少茂相違無御座候以上

上州勢多郡鼻毛石材

百姓代与一右衛門

明和七寅ノ年七月

祖頭九兵衛

名主源兵衛

前代官

天明八申年より寛政四子年迄

前沢藤十郎手代

高木恒右衛門殿

中山太郎右衛門支配

寛政五丑年ヨリ文化三寅年迄

明治九年一月

旧領主取調帳

戸長

前原甚太郎

北八大区壱小区

勢多郡苗ヶ崎村

野州佐野城主

畠田撰津守領分

明治五年三月ヨリ

群馬県青山権令

熊谷縣河瀬秀治

大胡城主
牧野駿河守領分
元和三丁巳年越後長

峯に所替同年長岡ニ移ル
元和三丁巳年ヨリ寛延二己巳年迄

前橋城主

酒井雅楽守領分 寛延二己巳年幡州篠路所替

寛延二己巳年ヨリ明和四年武州川越江所替

前橋城主

松平大和守領分 明和四年武州川越江所替
明和四丁亥年ヨリ天明七丁未年迄

御代官

前沢藤重郎支配

天明八申年より寛政四子年迄

御代官

吉川榮左衛門支配

文化三寅年ヨリ明治四未年迄

御代官

吉川榮左衛門支配

寛政五丑年ヨリ文化三寅年迄

御代官

中山太郎右衛門支配

寛政五丑年ヨリ文化三寅年迄

御代官

吉川榮左衛門支配

寛政五丑年ヨリ文化三寅年迄

御代官

吉川榮左衛門支配

天正十八庚午年ヨリ元和三丁巳年迄

明治八年十二月

右村

立合人

北爪繁治郎

豊嶋慶太郎

タ

上野古文治

關戸長

東宮佐七

東宮六郎治

石橋十三郎

長

前原甚太郎

横取熊谷縣桂令殿

第六章 記録・文書

第一節 赤城神社『年代記』

第二節 吉勝翁物がたり

第三節 赤城神社 奈良原家文書目録抄

第四節 赤城神社 真隅田家文書目録抄

第五節 宮城村役場所蔵資料目録

第六節 旧家所蔵文書目録

第七節 明治十年村誌

第一節 赤城神社『年代記』

往古年紀書在而承久自初書誌墨朱ヲ用紙悪タ古紙(カ)故分明
シ難所多シ

依而成有壯年ニ書寫ス処也最前後重複モ在然共古紀ノ徒ニ失
シ或ヲ恐

天保三壬辰九月中旬再記之中務成孝謹誌

奈良別命後裔多氣賀倍彦フ為齋主新年会ヲ行多氣賀奈良ノ祖
倍彦ハ真鍋田祖也此處世良田室權藏上野誌ニ載
上毛野朝臣ハ下毛野朝臣ト同祖豐木入彦命五世孫多支波勢ノ
後也

以上姓氏錄

崇光

觀心

五丑己

後光嚴
文和

元庚寅

二卯辛

元辰壬

二己癸

元午甲

二丙未

元乙酉

延文

後醍醐
貞和

元酉乙

四子戊 三亥丁 二戊丙

今年新田義興殿武州橋樹郡矢口波ニテ討死

後円融	五子壬	四亥辛	三戌庚	二酉己	元申戊	応安	五午丙	六未丁	御宮昇替十二月 當國沼田城軍勢捕	四巳乙	年二月十日 同年八月一日	神主成益卒七十歲 成益妻卒	小山次郎高重卒	五丑庚	康安	貞治	元寅壬	元辛	今年京都大火災 今年 ホウキ星出
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	---------------------	-----	-----------------	------------------	---------	-----	----	----	-----	----	---------------------

至德	後小松	永德	康曆	永和	元和	元七	元六	元五	元四	元三	元二	元一	元未	元巳	午戌	巳丁	辰丙	卯乙	寅甲	丑癸
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

今年三月御造立宝堂共三所成就

嘉慶
元
卯丁

卷之二

明德元年 今年秋七八月大雨降無間五穀不熟

二
宋辛

三

今年南朝北朝御平和九月廿九日也電田川ニテ
御製電田川浮フ賀葉ノ行末ハ流レ止ルコトモ
在シナ慕ヒ来ル梅ノ匂ヒノ追風尔誘ヒタラス

十三丙 戊 東社 地藏一千林 西社 虛空藏千手觀音五
百休ツク 百休ツク 当國邑樂都庄司寄進

西癸 四
今年六月三日 左京介成德六十八歳ニテ卒

七

二
乙

三丙
当社大般若經写始神主成置代

鍾倉氏遺稿

五
寅戌

六卯己 今年義弘敗死時直冬卒

十八卯辛十七寅庚十六丑巳十五子戊十四亥丁十三戌丙十二酉乙十一申甲十未癸九午壬八巳辛七辰庚

八巳年
今年京都火災大内裏炎燒

十一

十一

十一
西

十三
皮門

七月一日龍沢不動尊造立 大洞地藏岳地藏當

地蔵一千軒 西社 虚空藏千手觀音五百
百体ツク 当国邑楽都庄司寄進
日流沢不動尊造立 大洞地藏岳地藏當
國佐賀庄司又太郎藤原沙弥通庄

十五
子戊

十六
丑巳
今年
國中震動大方ナラス
同十一月二十日
在京應天

同十二月二十日　左近道臣國事主計官印
飛彈守女ナリ

十九辰 今年

左京達成置業卒

称光二十癸

卅二乙巳

今年四月ヨリ雨ナシ五月六月雨ナシ川木カレ

廿一甲午

卅三丙午

井水カルル
今年秋八月洪水赤松満祐乱ヲナス

廿二乙未

卅四丁酉

六月洪水温病流行人多々死ス

廿三丙申

正長元戊

杉下康吉 杉下山城先祖

廿四丁酉

永享元己

杉下康吉 杉下山城先祖

廿五戊戌

後花園元庚

杉下康吉 杉下山城先祖

廿六己亥

元西己

杉下康吉 杉下山城先祖

廿七庚子

二戌庚

杉下康吉 杉下山城先祖

廿八辛丑

三亥辛

杉下康吉 杉下山城先祖

廿九壬寅
十四日ナリ社ニ納

六寅甲

百万反流行 同年九月太神宮御遷宮

卅卯癸卯

七卯乙

今年比叡合戦

卅辰癸卯

八辰丙午

今年信濃源氏村上小笠合戦

卅一辰小糸没落同年十二月江戸合戦

寺有尊

十二己 今年朝鮮使來 持使亂ヲナス明年結城氏朝乱
未 フナス

嘉吉

十二庚

享徳 元申

二酉

當社丙宮御正体奉納
神光寺堂造立成就

三甲

康正 元亥

今年明使來朝

二壬

二戌

十一月廿三日夜地震半時十二月廿七日於輝

倉上杉右京亮忠卒翌年正月廿三日武州府中合戰三月三日成氏村岡御陣ニ移ル古河小栗攻

十一月廿四日大田合戰

長禄

二丙

元丑丁

同年三月一日武州江戸ノ城成千代田城ト云太田美濃守持資入道道灌築立成就ス

二寅 戊

正月十九日上総市川合戰同廿八日八幡合戰千葉農州ニテ打死只木山敗

三卯己

宣正 元辰庚

今年朝鮮使來

四未癸 二巳辛

今年諸國疫病行義就政長合戰在

三辛 二午 江鶴御陣

未

元己

今年諸國疫病

五辰 戊

四卯丁

文安

元子甲

三癸亥

二丑乙

三寅丙

二卯丁

三辰戊

二巳己

三午壬

四未癸

五申甲

後土御門

六乙酉

三月六日九州豐後國上杉長棟遷化

文正

元丙戌

応仁

元丁亥

京都大亂上杉道朝死去明年迄統テ京中大亂細

川勝元山名宗全合戰

二戊子

今年京洛中大亂

文朝

元己丑

同年八月十四日大風吹

杉下正仲
板橋通祐
神主成仲卒
板橋先祖
八十七歲

二庚寅

同年九月十一日

三辛卯

今年天下禍參ハヤリ人多死 同年 古河公方

三壬辰

成氏投落

四癸巳

今年四五月ヨリ雨少シモ不降大旱魃五穀括諸

大饑饉

五癸午

今年天下禍參ハヤリ人多死 同年 古河公方

六甲未

当年大旱魃猶不怠六月上州エ御扁陣ナリ同年

信州善光寺炎上 増田仲教代

杉下正仲代

七乙未

○同年世上飢餓人民多死

同年上方攝州尼崎大津浪人家多失

八丙申

今年北國紅ノ雪フル

九丁酉

今年諸國軍在テ大亂ナリ

十戊亥

今年公方様古河ニ畠城同年丙上杉合戰在

十一己亥

公方様成田御陣政公東山御隱居

十二庚子

同 下總御陣

十三辛丑

七月秩父日野没落

十四壬寅

八月崩日川々洪水

十五癸卯

太田源六古河出仕

十六甲辰

太田入道生害 聖人塚流行十二月足宮大宮柱

十七乙巳

立

十八丙午

今年上杉憲定上杉定政太田道灌卒

十九丁未

太田入道生害 聖人塚流行十二月足宮大宮柱

二十庚申

上杉兩家別去十二月十五日高見合戰

延徳 元巳 今年義蒸陣中ニテ卒明年東山義政誓去

二庚

三辛

明応

元壬

太田鷦宮上葺

二癸

伊勢新九郎長氏伊豆亂入十月三日上杉ハソカ
ツ卒 長氏 氏綱 氏政 氏直 北条氏五代

ナリ

三寅

今年北条早雲相州小田原城ヲ取

四卯

十一月十五日晚早雲馬込ヨリ敗北六千人

五辰

九月十九日洪水 武州浅草寺柱立 同年赤松
政則卒 明年古河公方成氏卒

六巳

同年藤沢上人横懸手負太田源六生害 八月廿
午戌

八未

十月十六日公方御陣古河エ御帰陣

九庚

同年三月東宮ノ鐘フ作ル銘赤城山大明
神宝前明応九年庚申歲三月ト銘フ打

後柏原

元辛

今年四月十八日大水雨降

二壬

公方様千葉御免向六月廿日御出陣ナリ

三癸

今年夏五六月ヨリ大旱魃五穀枯井水ナシ今年
明年迄諸国大饑饉

永正

元甲 九月立河原合戦上杉扇谷兩家四千余人討死

二丑

正月七日長尾修理亮死去 此頃南方ト云北条
家ナリ 同年内関東大方北条家ニ属ス

三寅

今年春ホラキ星出ル同年諸国麻疹時行

四卯

細川政元被殺

五辰

今年義種飯落再任同年義澄近江穴太ニ走ル
杉下成常神主 山城家祖

六巳

今年長尾為景起後フ領ス

七午

今年太神宮炎上 瘟瘍流行小兒多死

文龜

元辛

今年四月十八日大水雨降

二壬

公方様千葉御免向六月廿日御出陣ナリ

三癸

今年夏五六月ヨリ大旱魃五穀枯井水ナシ今年
明年迄諸国大饑饉

十一癸酉 八月八日夜大風吹

十二甲戌 今年夏大旱魃

十三乙亥

十四丙子 今年四月大水雨降東海道方夥シ

十五丁丑 十二月十五日大雪降 五尺余 今年秋大洪水

十六戊寅 五穀不熟

十七己卯 今年諸國大飢渴

十八庚辰 今年北条早雲庵卒

十九辛巳 西宮殿若真院十一月朔日ナリ

二十壬午 大水

二十一癸未 元辛未

二十二甲申 今年十月三日神主左京充仲致卒武藏國岩付住

二十三乙酉 士長井田彈正ノ三男ナリ幼名与市

二十四丙戌 武州江戸城自落二月二日岩櫻没落 同年夏大旱魃

二十五丁酉 五乙酉

後奈良 六丙 戊午 元子午 七亥 七午 七子午

三庚寅

武州足立郡大谷郷別所大堂雷火ニテ焼ルナリ
三月十五日ナリ同四月十八日仲致室卒六十一
歲

五月中旬古河公方春氏小山為退治御發向合戰
在公方衆皆討死百卅人木戸兵部上野陸奥同隼
人佐同弥五郎海老名左衛門蓮沼大助助督吉与
七尾原信濃守大草亦三郎同年京兵亂洛中洪水

細川晴元高圓ト合戰

九月廿四日夜太田道可岩付垂却 杉下成忠

嫌倉ヨリ和田兵エ大夫當國赤坂ニ移ル

三甲子 今年諸國疫病時行

四乙未 八月十二日大風吹ク 今年四月十日加賀神成

勝卒

五丙午 五丙午

植ル

三丁

右棟祝女淵ヨリ馬一匹太刀一腰紺布ハ本願出
之今度当社惣門懸禱ナリ

正觀町

永禄

元戊

今年夏大日照 八月西宮鳥居建番匠少岸庄大
夫 本願善生ナリ

二己

近年ヨリ近郷農民俵物ヲ當山ニ持上ル家家ニ
預置ク

三庚

今年庚申歳田今川桶間ニ戰今川義元討死 上
杉憲政越後在國ニテ今年九月十五日長尾景虎

憲政ヲ引立沼田倉内エ着陣被滅自落同十四日
於赤石既橋彦太郎大胡右馬允生害丙城之親類
家僕五百余人死ヌ陣厄病流行テ敵味方共多死
憲政九月十五日越山ニテ氏康方要害落沼田飽
間岩下高山倉賀野小幡既橋大胡佐貫松山是ナ

四辛

二月廿日憲政ヲ引立申相移小田原ニ取掛リ要
害回リ其外令放火相州悉ニ國ト成其陣中於鎌
倉八幡宮自管領職掛領在改其名政虎ト号四月
廿日御燔陣沼田倉内御看之時東神主奈良原紀
伊守叔父尊義ト二人參向シ上毛城々前引仕專
義ハ川原浜村広昌寺祖師タリ上杉家ヨリ長刀

ヲ拜領ス同年七月四日前橋要害ニ被立御馬越

後御帰國ナリ同年八月信州御出馬武田ト御合

戰在川中島也

木牧近江守

直江山城守

上杉謙信老臣

柿島和泉守

長尾文与者

川田伯耆守

萩田備後守

五壬

六亥癸

七子甲

八丑乙

九寅丙

十卯丁

十一辰戊

十二巳己

大洞炎上於風淫男女千余人死十一月十五日ナ
リ

今年京二条城ヲ築 同年壬五月廿三日荒山浅
間墨付到来 小田原家ナリ

元龟 元庚 当年富士三所浅間御飛ニテ三社ヲ建立ス同年
午庚 群集移シ

右名倉正健ト云 成正倉種正暨ト云

折紙 同年九月十五日高津戸合戦神主家秀成
秀代

二辛

三壬 今年十二月十三日 三夜天狼星停止之制札到
申未 四月三日下毛小俣合戦

天正 元癸 三月十二日綱生城落ル七月廿六日改元 同年
西癸 京鎌倉尼利氏亡滅

二甲 八月九日霜降五穀不熟当山稻家ニ一本モ不入
同年碓氷峠合戦西上州方敗軍甲州墓下ニ成

三乙 八月八日二宮明神社南方氏政勢打破ルナリ神
主ハ無力ト云ニ大軍ニテ恐シマ不出持無宮ナ
ラハ可打破ト云シ

五丑 同年九月廿八日ヨリ残星出ル

六寅 今年東社上葺本願玄覚上人大且那北条安芸守
萱五百駄依稼廿俵ダシ祝三月三日同八日延年

明神御進納 太刀折紙 戸張一流完女潤善生

七卯

八辰 去年神梅寄合戦当年勝城千余人討死一時計
ノ内ナリ落城ナリ同十一月十一日奈良原真須
田丙名宛ニテ本紙到來 新居形部少輔長重判

九巳 三月三日東宮鳥居立

十午 西宮上葺三百駄北条安芸守殿被トナリ
同三月左大臣信長公関東御発向神主成忠代

十一未 武田御一類生害

十二申 正月朔日大地震七月廿九日湯沢川大水大胡町
城下ニテ人馬二百余人流失佐野宗綱討死金山
落城 十一月十五日宇津宮炎上

十三酉 今年秀吉公四國攻 同年七月九日守護不入墨
付申受 常陸介殿ナリ

十四戌 年三月十日ヨリ十五日迄地震一日ニ二度ツツ
ニル也

寅 戊

後陽成 十五丁 秀吉九州責

十六戊 於当山篠寒多生人質美ス 同年足利殿平地金

破乱 同八月十六日左京進成秀卒成勝勇也

十七己 東社大殿若経写始 筆者神主家秀

十八庚 年三月日武藏國住人村山土佐守上葉拝殿寄

進也同年閏白殿東國下北条氏直退治八箇國奥

高遠一統シ給フ 同年北条氏亡 今年平岩親

吉戰橋在城廢長六年迄居住

十九辛 年三月朔日大雪降八日モ大雪フル

文禄 元壬

今年十一月廿八日改元 豊臣閏白殿朝鮮御征

伐日本諸太名方相具シ築紫進出張正月ヨリ初

ル

与源齋ト云 以上六人 右ハ常陸介
殿老臣也 御宮歌仙 植田重兵衛元綱寄進
但 文禄五年丙申三月廿八日
ト在後ニ改元カ

殿老臣也 御宮歌仙 植田重兵衛元綱寄進

慶長 元丙

六月廿一日大水出四月五日雪大ニ降同年閏七

月十二日夜ヨリ大地震五十日ノ間也京都方ヘ

二万人余死失ストイフ 同十一月廿七日改元

二丁

三月朔日信州浅間山焼出石砂降同年四月八日

参詣人千人余死

三戊

今年八月十八日他界六十三歳 今年豊臣大關
他界朝鮮軍ヲ止 同年三輪城ヲ赤坂ニ移高崎

ト号井伊兵部少輔直政

四己

石田治部逆乱 同年三月八日成秀妻卒 小池主

ハ惣社移住今尚子孫在リ 月田村郷士小池主

税女ナリ

五庚

年八月既橋エ酒井河内守重忠嚴川越ヨリ引移

ル 是ヨリ代々酒井家 重忠 忠世 忠行

忠清 忠峯 忠相 親愛 親本 忠知

力丸主計 豊島丹後 植田筑後

八癸
今年家康公大將軍

九辰
當社歌仙奉納
隨神二尊寄進 参河國住人与田氏

十乙
十一午
十二丁
十三戊
十四己
十五庚
十六辛

十七壬
十八丑
十九寅
二十卯
二十一辰
二十二巳
二十三午
二十四未
二十五申
二十六酉
二十七戌
二十八亥

東社 高櫻造立

後木尾

三月當社瓦葺ニ成 牧野駿河守康成寄進 戸
張一垂奉納 同寄進兩祈立願ナリ

三弦流行

七子

○二月廿日ヨリ大門松並木植 大前田村川
東彦兵衛寄進 松前木新田金山ヨリ取板橋村
鎮守ノ森同種同人寄進ナリ此時板橋森ニ団子
丸老女居ト云今團子宮ト云

兩宮檢皮葺 牧野駿河守忠成寄進也 劍道本
頼豆州大海坊十乘三月十三日東殿立
當年家久成貞上京初官 同年駿河城成

二月廿八日出火十八軌燒 東神主手前不燒

十八丑

慶長十八年ナリ冬大地震 翌十八年守護不入
証文 牧野駿河守

三月水來錢通用止京錢ヲ銷ル 煙管始キセル
モ出来ル

十九寅

当山惣門瓦葺ニ成二月九日初九月十三日成就
ス 同年八月廿八日刀祢川其外川々洪水坂

十一丙
十二午
十三未
十四申
十五庚
十六酉
十七戌
十八亥

十九寅
二十卯
二十一辰
二十二巳
二十三午
二十四未
二十五申
二十六酉
二十七戌
二十八亥

陣
五月七日午刻大坂落城大御所様將軍天下請成
敗寄 同年八月朔日惡風吹稻諸作途フ 七月
十三日改元
當年四月十七日大御所様御他界

十一丙
十二午
十三未
十四申
十五庚
十六酉
十七戌
十八亥

十九寅
二十卯
二十一辰
二十二巳
二十三午
二十四未
二十五申
二十六酉
二十七戌
二十八亥

三月廿日牧野駿河守越後長岡城拝領引移ルナ
リ

此社内在シツ板橋名次ニ出シ故同人カタシ
タリトイフ

元和 元卯
十九寅
二十卯
二十一辰
二十二巳
二十三午
二十四未
二十五申
二十六酉
二十七戌
二十八亥

五月七日午刻大坂落城大御所様將軍天下請成
敗寄 同年八月朔日惡風吹稻諸作途フ 七月
十三日改元
當年四月十七日大御所様御他界

杉下 伊勢 ナリ

三丁 巳

三月廿日ヨリ十月廿日迄東方ニ白ハタノ如キ
雲三本立 十月九日ヨリ東ニ火ノ如光ノ星十

十六辛

七日迄出ル牧野氏長岡移リ

五未

六庚

七辛

八壬

九癸

十癸

十一癸

十二癸

十三癸

十四癸

十五癸

十六癸

十七癸

十八癸

十九癸

二十癸

二十一癸

三月九日東社鳥居立大工 河田久兵衛神主家
久代 同年京都大火災

今年秀忠公延君御入内東福門院ト申奉ル

今年秀忠公日光御社參 五月御本社ト千萬ニ
成神主家広代大工既橋住人藤田之権兵エ同京

都北野太郎左衛門二人ニテ甚任先規新田之御
子達沙汰致シ引登ル遷宮之時ナリ使ニハ常木
直久遣ス取持神主家久成貞兩人

今年秀忠公家光公御上洛諸大名大方上洛

今年江戸東収山御建立 同年二月卅日改元
成就ス

今年家光公日光御社參在リ 当年既機城築出

帝二条工御掌秀忠公相國

今年東収山御宮立

太神宮御遷宮

當年閏二月宮内尉家広上京明神ノ宦仕ト云吉

六己

田二代ノ判取社人共ニ島帽子ヲ免ス紀伊守駒
犬ヲ造立ス 同八月七日成貞妻平 山田郡新
川村住竹内主税息女也

七午

八未

九申

十癸

十一癸

十二癸

十三癸

十四癸

十五癸

十六癸

十七癸

十八癸

十九癸

二十癸

二十一癸

二十二癸

月朔日東社エ御饗奉納藤田権兵衛

十月十日西社金燈籠奉納 藤田権兵衛 今年
諸国甘露フル

十一月廿日東社エ鏡一面奉納 天川太郎左衛
門秀家

同年家光公日光御社參

九月東宮鑑ノ繪額奉納 大胡 大河内勘兵衛

同年江戸エ大名交代始

寬永通宝錢ヲ鑄日光御社參 西社前殿造立九
月也大工 大室 片山庄左衛門

西社鑑ヲ鑄本願寺光尊海俗生沼田輪組ニテ
沼田ヲ勸化シ十月廿八日佐野ニテ鑄リナリ

同年肥前国島原合戦アリ切支丹御制禁南蛮船

當年ヨリ開東五人組始ル切支丹御制禁南蛮船

止

二己

○家綱公日光御社參同八月廿四日御朱印始
東社鳥居杉ノ内ニ在ヲ築地致シ外ニ立ル同前

十六己

今年切支丹御制禁

十七庚

今年日光御社參

十八辛

西社鳥居立ワクサシナリ大工大室片山庄左衛
門ナリ 八月廿日上棟 同年大洞山内不残炎
燒也

十九壬

大洞宮塔建立日光御社參

二十癸

未

後光明

正保

元甲

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十一乙

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十二丙

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十三丁

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十四乙

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十五丙

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十六丁

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十七未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十八未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二十九未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十一未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十二未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十三未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十四未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十五未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十六未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十七未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十八未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

三十九未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十一未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十二未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十三未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十四未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十五未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十六未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十七未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十八未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

四十九未

未

八月大門ノ石橋ヲ作ル同年十二月十六日年号
改元 同年大名方系國御改触出ル 同年二月
十七日加賀守成貞成秀男也

二丑

○家綱公日光御社參同八月廿四日御朱印始
東社鳥居杉ノ内ニ在ヲ築地致シ外ニ立ル同前
ノ石附作桐生神主上京七社神主許状ヲ取ル西
宮神主社人許状取五月ナリ右近利右衛門将監
四人一紙ナリ二ノ宮神主モ同年ナリ麻疹
ハヤル同年桐生小島大和二宮田所石見神子官
出入

二丑

○忠門建替 大工重久保与右衛門木挽小坂子
五右衛門也 今年由井正雪丸橋忠亦謀ノ徒
不戮御成敗残党吟味触出ル

年貢出社家ハ無シ

五乙

桐生吾妻山權現ハヤル同年鏡モ出ル 同年京
吉田殿幼年ニ付補佐可申旨四人家老起証文出
ル同年七月十一日御朱印二度目書替被下

三酉丁

○江戸大火十万八千人供養回向院立 是則元
禄野論免元ナリ

六丙

三月成光上京初重行事相伝當國ノ始ナリ御國
画図当村画院圖モ出ル同八月廿七日東ヨリ分

七丁

今年不受施宗御制禁

万治

○西宮石段ヲ作杉下伊勢源成長免願同年七月
廿三日改元 百燈ヲ上ル 願主室沢 石原孫
兵衛 同年吉川惟足上京吉田殿御目見始御相
伝アリ

八丙

米証文取
今年夏大旱魃今年江戸大火同年三月奈良原家
神主号初ナリ是迄吉田麥祠豆也

九丁

太神宮御往宮

元戊

伊勢太神宮御往宮江戸両国橋掛

十丙

今年上方大風雨

二己

去年江戸両国橋掛ル今年七月惟足再上京神道
皆御伝受也 今年大坂御城雷火人多失八月十
三日吉田侍従兼從御晉去

十一辛

今年蛭夷騒動在リ同年二月電赤寺東収山直末
ニ成ナリ今年神光寺難植致一代限國ニテ電赤
寺工付櫻石上ノ山ヲ造赤寺工寄進スル

十二壬

三月十六日大洞宮火災

元丑

四月廿五日改元 東社唐戸 御簾 戸張 京
都督積院僧正仙丁房 右仙丁房祐亭家繁叔父
坊ナリ此由ヲ以苗ヶ島金剛寺モ法流寺ナリシ
ナリ同歲大内炎上

十三癸

今年京都大地震五条ノ石橋落其外人家木大ニ
倒ル

元未

四甲 雪元 三卯 三癸 二寅 一辰

十四丑

今年日光御社參 同年奥州岩城郡社家山伏出
入御裁許

十五寅

大洞宮塔建立 同年九月十二日 成尚卒八十
五歳 今年大内炎上同九月廿一日改元

十六卯

西社内ニ東照ヲ祭桐生神主小島行安初重相伝
ナリ、上方京中大洪水

三卯 三門井下カトニ在ヲ八月十二日板井因幡門ニ
引テ建ル也 今年大内炎上諸國饑饉御救被下

東山

四卯 今年十月十一日 成尚妻卒九十歳野州宇都宮
城主本多家老臣 棚口主計息女

ヨリ始ル大常卿共云
國一宮ニ來リ今年此山ニ移、神祇道行事此時

元禄 元戌 吉川惟足上京神道行事兼連禱ニ不戻反伝人、
同年九月卅日年号改元

元辰 二己 今年伊勢御辻官在
柏倉東西兩村ニ別

三午 当山苗ヶ崎村柏倉鼻毛石ト野論公事始山内惣
代ハ在京死也 今年麻疹ハヤル人多死成兼代

四未 也 今年麻疹ハヤル

貞和 天和 伊勢内宮御炎上同年十月九日改元
元辛 二壬 今年西宮拝殿上葺社家板橋大和親右京我假始
三癸 二戊 今年川々大水日光大地震
元甲 ○今年二月廿一日改元 紀州ヨリ右正ト云神
職来リ火直行事神樂等伝授東社神樂行事ノ始
也右正ハ杵築ノ社家共云何カ板橋右京我假ニ
テ齋舍申付タリ

二丑 二月廿二日夜光物出ル 後西院崩御 同六月
御朱印三度目十一日也

三寅 十丁 三寅當社仏像ヲ掘埋京都ヨリ千葉巻岐守ト云人當
壬子 九月丙 今年八月上毛國 甘露フル

元甲 四辰 五巳 六午 七未 八庚

六酉 七戌 五壬 申

六酉吳 山燒候使立五月也 杉山彦兵衛 植内七郎右
衛門 今年山論公事終

八乙 今年金銀吹替元ノ字金

九丙 六月信濃國雪フル 江戸大火

三寅 二丑 三寅當社仏像ヲ掘埋京都ヨリ千葉巻岐守ト云人當
壬子 九月丙 今年八月上毛國 甘露フル

十一寅 戊

十二卯 巳

今年江戸宮崎永代橋掛ル長百廿八間

十三辰 戌

子

十四巳 辛

午

十五午 壬

午

十六未 吏

未

十七未 未

未

十八未 未

未

十九未 未

未

二十未 未

未

二十一未 未

未

二十二未 未

未

二十三未 未

未

二十四未 未

未

今年不二山大燒宝永山出来関東沙降 当年手前居宅作ル 元禄中追放ナル後田村治大夫トニ依ナリトイフ

享保 元丙 申

吉宗公大將軍 同年七月一日年号改元

正徳 元卯 辛

元

今年三月関東諸所御高札改 同四月廿五日改

七寅 戊

元

今年金銀吹替 江戸芝口御門立 九月廿一日成光妻卒武州羽生岩瀬村 上原甚右衛門息女

七寅 戊

元

種口氏姪ナリ

家宣公大將軍

五戊 戌

元

今年京都大火十文錢ヲ跨

ル余慶在テ以テ宅ヲ造ト云大工柏倉北爪長太夫南向四間半十二間半

名乗丹羽家ニ仕フ中黄金五枚ヲ得テ老後ニ帰

十二未	今年下總大杉祭流行
十三申	今年將軍家日光御社夢 秋九月用々洪木江戸 两国橋落 大屋座奉明神開帳在此時ヨリ夢詣 群集シ大ニハヤル
十四酉	今年麻疹ハヤル
十五戌	甘露降江戸大火
十六亥	甘露降江戸大火
十七壬	十八癸
十八癸	今年十一月朔日東社太々神樂執行東上毛神樂 ノ始也
十九甲	二十乙
二十卯	今年十月吉日鳥居ノ立替大工深沢多門 _{古ハワ} ナリシヲ ナラスナリ
二十一辰	今年五月七日遼元在 文ノ字金八分六厘ニ吹 替在リ
二十二巳	京江戸ニテ新錢ライル 同年四月十二日 成 菊妻卒 飯土井 関根伊左衛門女
二十三午	今年六月六日湯ノ沢川洪水 丈余ノ水也 東 ノ新坂ヲ作当所草薙馬苗ヶ鶴工行泊ル 同年 下総小金原鹿狩在 明年モ有
二十四未	今年下総小金原鹿狩
二十五未	今年五月五日 成菊卒七十八歳成光男 同年板橋大和神前松竹節上棟祝出入同閏十月 内済ニ成ル
二十六未	今年神主社中ト大和ト出入始
二十七未	三戊
二十八未	三戌
二十九未	四己
三十未	五庚
三十一未	六辛
三十二未	七壬
三十三未	八癸
三十四未	九甲
三十五未	十乙
三十六未	十一丙
三十七未	十二丁

三午戊

三寅丙

今年諸家諸國寺社御朱印御改

四己

四卯丁

今年諸國風邪ハヤル

四未

元辰戊

同年正月成縁上京佐渡守正六位下 勅許上毛初官也

五庚

寛延元辰戌

今年八月霖雨降続平田方不熟穀播種大方枯穢百姓一揆起り本城エ強訴ス 領内騒動大方ナラス 同年七月十八日年号改元 琉球朝鮮使来

五辛

二巳

今年正月十五日酒井家播州所替 同年五月廿八日松平喜八郎引移リ姫橋領主ナリ 同年稻青立義湯也 伊勢大神宮御遷宮利根川荒川大木

寛保元辛

三午庚

今年四月物門造立願主月田村源四郎建立大工田面村五郎左衛門月田村与七種梁ナリ 別記在リ 同十一月五日改元在 同年妙義山社立

寛保元壬

水

大工武州玉井村今村修理

二乙

二壬

今年十一月朔日月田村松村起発テ水代太々神業始修行

二庚

三癸

今年二月廿八日改元

三癸

元子

今年諸国風ハヤル是年迄借貸金錢相對之御触

三癸

元甲

位下是時上毛国社家受領昇進始也 成有禱生ス 同年家重公將軍宣下

三癸

元乙

今年二月朔日 勅許在テ成縁任佐渡守叙正六

三癸

二壬

今年二月廿八日改元

三癸

二乙

今年二月朔日 勅許在テ成縁任佐渡守叙正六

三癸

二壬

今年二月廿八日改元

西乙	大神宮 今年御神位勅許日光方部供養法行ニ テ應司殿杯ト同道中山道下リ手前安房兩人別 記在、同年五分銀ツイル 山縣大式隱謀ヲ企 露顕ス
三丙	今年大洞社造立 寛文中造立後 初テ建立ナ リ 同年秋 関東大洪水 今年十二月神主役 幣帛ツ讚岐願ニ付住之豈有代
四丁	今年御領主松平家川越軒任前橋城ヲ崩ス 春 ヨリ其迄日照、稀宜シ三河尾張大洪水ト聞エ タリ
五戊	同年秋 七月十四日 佐渡守成禄卒 七十五 歳也
六己	今年四文銭ヲ鑄ル 今年ヨリ此辺御領所ニ成 御代官前沢藤十郎 同年彦永生ル
七庚	今年伊勢大神宮御遷宮 春采ヨリ夏迄雨降稀 半吉
八辛	伊勢參宮群衆ス 年内大旱魃
九壬	今年二朱銀ヲ造ル 江戸大火人多ク失ス
十癸	江戸金森兵部少輔家断絶 京都總大寺殿御謀 露願成鳳初重相続二宮六合田讚岐守始テ初重 相伝ナリ
十一辛	今年御本宮建立成就上棟祝十一月朔日武州玉 井邑今村修理造 家治公將軍宣下
十二壬	後醍醐
十三癸	大坂其外海邊大風
元甲	琉球朝鮮使來 同年六月十三日年号改元
明和	後醍醐

同十一月廿五日改元

病身ニテ七日断食參籠中焼死 翌年ヨリ堂建

二癸

今年諸國疫病ハヤル 同國塙沢大和種荷ヲ塙
沢宮申

三午

今年三月ヨリ森内裏白椿木ワサス 成有仕立
ナリ 同諸國大風雨

四未

今年四月末ヨリ雨フリ蚕因シ夏諸國疫病病ハ
ヤル

五申

今年日光御社參在リ 要橋御舟橋掛

六丁

今年四月八日大洞大沼ニ北ヨリ浮橋ヲ掛 同
年五月大雨手洗川出水一丈余 六月雨降八

月風吹稻不熟 六月二日川々洪水武相两国日
照ニテ旱枯多シトイフ。

七戌

同年板橋勘解由難日 九月十二日此前權神主
ト取ル故急度止之 京洛中洪本

八亥

今年三月鳴物在リ

九庚

今年板橋勘解由難日 九月十二日此前權神主
ト取ル故急度止之 京洛中洪本

元辛

今木綿高値ニナル 関東川々荒木 同年二月
十三日改元

二壬

今年十二月 滝沢不動堂 柏倉寺東門次郎子

六丙

八月板橋土蔵造大工安芸ナリ 今年九月東社
鳥居立笠木ハ 小野カ門前 出雲木ニテ造三
日ヨリ建始テ六日棟上祝 大工ハ桜井安芸成
照 人足苗ヶ嶋ヨリ上ルナリ。同年二月桐生
猿石 森下佐渡位所森下助兵衛孫ナリ 同年
正月世良田僧正戸張奉納 東エハ御座三室等
奉納ナリ

晴 七月十三日ヨリ三日内雨大ニフリ用々洪
水 八月モ降リ補悪シ

リテ諸國宜シ 同年大裏造営十一月御新殿御
遷幸 同年滝沢不動額奉納手前
采女也

百文 米三合 剤七合十日斗リノ間ナリ
翌年春 米丙ニ二斗二升五合 麦五斗八升

七丁
今年迄困窮ナリ 一分ニ白米一斗 其外諸穀
高値 葛巣ノ根ヲホリ ワラノ餅出来ル別テ
奥州仙台領幾種ナリ 同年六月神主奈良原家
伯死去難儀ナリ 家齋公持車家宣下民御救被
下公方様ト可称旨出ル

同五月鹿田神下官願便ス

八戊
今年三月滝沢不動入仏 同年十月又焼失

同年二月三日已刻鳴物一声雷ノ如シ 未申ノ
方ニテ太鼓ヲ打シ如ナリ 四日ヨリ雪フリ五
日七時迄ナリ 京都大火 大内裏炎上聖護院
へ渡御

同年十月卅日 成風卒七十五歳 桐生神主小
島大和二男也

元己
今年二月三日改元 今年諸国社宮寺堂エ五穀
成熟祈禱被仰付祈福在リ 同年二月十七日

石鳥居ヲ吹演ス 但シ十八日朝納リ 風ハ昨
日午ノ刻ヨリ 同伊勢御造宮

二庚
今年春ヨリ風雨頗る五穀成熟 夏雨少ニ日照

三亥
今年白川城主松平越中守政務ヲ司ル國中静謐
ナリ 八月四日ヨリ三日間大雨降利根川烏川
渡瀬川荒川其外用々大洪水 熊谷ノ堤數ヶ所
切レ其外諸國洪水 又九月大風 同年正月寺
社御改ニ付テ兩宮井木社鳥居物門迄東西一紙
ニテ奈良名前ニテ上ル 同村内西園三枚上
ル 一枚ハ公儀エ上ル 同年西社家ト手前ト
年頭礼格式出入在内済 成

四壬
今年豊年六月日照五穀成熟 同年七月十三日
大風上方モ大風ナリト 同年三月ヨリ肥前国

島原温泉獄焼出シ 四月一日大津島原五六里
カ程入海ナリ島原御領主モ立退ナリ人家人馬
多失 江戸大焼ナリ 十一月十九日大雪降
同月十五日大胡養林寺時ノ鐘ヲ鋏ル 同十二
月板橋ヨリ証取新ニ大社目号頃造ナリ

五癸
今年正月七日未刻ヨリ酉刻迄七度地震内二度
ハ至強シ 夫ヨリ十三日迄ノ間 昼夜少シツ
ツユル 二月モ度々地震在リ 三月七日五度
ユル 五月ヨリ雨フル土用中降リツツキ
月八日大雨川々大洪水人馬流失多大胡切馬通

止 秋毛甚不宜 同年ヨリ神葬祭式頃始西組

本嫡二人 同年十一月廿日 彦水妻入嫁ス

明和五年生漆久保角田氏女也

六 甲寅

今年五六月日照五穀豐熟世靜謐ナリ 横沢村
大工二八歳日東社大工ニ成リ井上山城ト云

七 乙卯

今年三月將軍家下絶國小金原鹿狩 同五六月
雨フリ 八月風吹雨フリ五穀不熟 同年十月
十六日新川善昌寺ヲ以神葬式願東収山差出ス
順相濟 十二月十五日帰國同年寒中度々雨フ
リ寒氣少シ 同十二月二宮六弥太氏上京出立

八 丙辰

今年二月二宮神主六弥太氏勅許任誠岐守叙從
五位下大宮司号顧 此家往古ハ永井姓ト云六
弥太ヲ名乗リ近代迄平姓ヲ用シテ此時改源忠
直ト云武藏國忠証末孫ト吉田エ披露ス依テ
源姓ニ改ム 岡部ハ橋氏也ニ水井ハ大江ノ姓

也源姓ハ非ナランカ

五月十八日ヨリ六月迄雨フリ、六月十五日ヨ
リ三日雨止祈禱

九 丁巳

今年大鳥居建立始廟主苗ヶ崎村上野文右衛門
笠木七月廿伐西宮鳥居前大武丈四尺回り額主
買取代金ハ出雲取ル代金三両二分東柱ハ我屋

十 戊午

今年五月水雨降大間々辺ヨリ大原武州横沢施
羅都辺迄降麦懸シ 京都大仏雷火ニテ燒大鳥
居建今年也

出雲出奔モ今年カト覓也

十一 巳未

今年五六月風吹麦大惡シ 桑麻ノ外高植ニテ
蚕モ世間甚惡也 同年二月十三日成鳳妻卒八
十二歳成縁女也 同年九月九日出立彦水上京

同十月廿五日勅許 十一月廿一日帰國僕清太
夫同伴二宮色田所石見道中三人 任加賀守叙
從五位下位記下

十二 申酉

今年三月大洞千手觀音前橋ニテ開帳 四月八
日ヨリ廿二日迄大沼島ノ弁天モ開帳北ヨリ浮
橋ヲ造リ參詣始ル 室沢闕大久保女瀬邊者登
山シ橋ヲ止ム 四月十六日朝止ル 同年七月

數歲ノ後ニテ伐九尺八寸回リ 西柱ハ奈良原
屋ニテ伐九尺五寸回 同八月十九日柱立標工

始ノ祝作料金八両米七俵ニ渡大工横沢村井上
山城墨連シカ笠木ヲ上ニ置スク西ノ柱ナリ

同年二月二日 彦水男成智義生未刻 同年

東神主家伯男家保逐走西社家正監嫁ヲ誘 同
年備貨相對無裁許旨被仰出延享元年ヨリ五十
年ニ相成也金錢貿易定無裁許ト

盆中ヨリ雨フリツフキ 同八月中両宮ニテ雨止祈禱太々神樂奏行夫ヨリ天気快晴前橋岩鼻

御陣屋大秋ノ大麻差上ル最華在リ 同年正月十五日午刻彦永女子誕生幼名キサ後政

元辛酉今年西宮鳥居前小路ヲ広ク作 四月十九日ヨリ又神樂ノ裝束ヲ調ス 同年十二月大阪天王寺雷火 京大仏モ焼ル 同年夏秋風雨順時五穀成熟 世間大ニ宣リ冬モ至テ暖ナリ 同年二月十四日改元有

享和

元辛酉

今年西宮鳥居前小路ヲ広ク作 四月十九日ヨリ又神樂ノ裝束ヲ調ス 同年十二月大阪天王

寺雷火 京大仏モ焼ル 同年夏秋風雨順時五穀成熟 世間大ニ宣リ冬モ至テ暖ナリ 同年二月十四日改元有

二壬戌

今年春風邪大ニ行ハレ上方関東共同シ 同年四月七日館林城主松平右近将監新領頼見ノ序忍テ社參在 手前方休ミ中食ナリ 最華百疋休祝同斯 同年 大屋郷産奉宮正一位ノ御位記下給フ 桐生新町天満宮開帳在リ 諸々社家參会ニ付テ成有結居ル 今年風雨順ヒ世間諸作吉十二月二十七日將軍子生ル

三癸亥

今年春二月暴風ニテ常陸国京舎浜ヘ異國船漂着船鉢ノ如キ形ノ船ニ中女一人在り背高タ色白ク廿七八斗載見一尺余ノ萬ヲ持リ近ク人リヨセスト聞シ 同年諸國麻疹ハヤル 当山ハ八月ナリ四十歳位ノ人迄煩フ何モ過ナシ 当年風順秋宜ク未一両ニ一斛二斗錢六貫八百文

文化元甲

今年二月十九日改元同年出羽国庄内大地震山崩人家倒レ人馬共ニ多ク失 同年風雨順時秋穗宜世中静 同年十一月廿七日彦永男子成團誕生幼名秀次郎 同年正月神前御供餌番ヲ定ム聞ヲ以フテ定ム

同年羽州象潟地震ニテ干渴ト成 名所一時尼テ岡ト成田ト成

二丑

三丙寅

今年春ヨリ風雨時ニ順ヒ日照ニテ諸穀豐熟十一年來豐作也 同年三月四日江戸大火高輪ヨリ浅草迄燒 同年宮石築地成池ノ石垣モ出来明年東宮ノ石垣ヲ造候父文五郎

四丁

今年十二月西社中板橋家略常味常木相模小川美濃板橋富恭深沢忠次郎増田繁司大屋小糸豈前泰富以上八人上京出立也 今年秋種不熟櫻夷苦難魯齊藝驟動始ル是ヨリ後南部津輕藩ヨリ追々注進アリ 沖ニ折々異國船相見ル二年ノ間ニ江戸ヨリ御家人數多ク被遣後ニ堀田攝津守出連ヒ 終ニ明年落着 当年成智柏山工行 石井民五郎策第二成 十一月也 同年江戸宮崎水代橋落人多死

五
辰
戌

今年十一月西御宮拝殿造立三間六間 十八丙
十八俵渡 大工棟梁原之郷品川兵庫 脇棟梁
小樽村福田弥左衛門 棟上祝十一月近郷集
春ヨリ雨フリ七月餘後ヨリ別而雨降ツツキ豆
クサレ 秋穂不熟ナリ 今年モ蛭夷乱ス

六
巳

今年春ヨリ風雨頗時五穀宜ク豊作世ノ中宜
シ 裏山雜木ヲ払フ今年ヨリ三年掛ル 岩ニ
焚当所左内源六小川弥政等也

七
庚

今年東御宮拝殿ヲ建上棟祝十一月十三日棟
梁横沢井上山城ナリ

八
辛

今年東御宮根 西宮新社地エ杉ヲ植四月廿
八日百廿本ナリ 同年八月ヨリホウキ星出ル
戊ノ方鍋割山ノ方ニ見ル御光星共云 一星ヨ
リ辰巳ノ方エ光ヲ放フ 夏天氣宜ク 秋モ宜
同年五月廿八日手洗沢出水

九
壬

今年正月二日諸方山谷黒雲翻引又少シ赤キ
処モアリ世上上雨降ト云ヘリ 五月朔日二日
水雨降川越邊ヨリ辰巳ヘ横一里堅十里之間夏
作不成 同年六月大ニ雨降ツツキ同廿八日當
山ノ小沼ヨリ出水又外川々手洗沢柏川白川梨
木川殊ノ外洪水諸所山崩砂石ヲ流立木ヲ流ス

十
癸

今年春ヨリ湯沢西伐場出入始 水下十七箇村
訴訟相手ハ湯之沢二野也

十一
甲

十二
亥

今年四月十七日日光山東照宮二百回忌京都ヨ
リ宮方門跡方近衛殿其外公卿殿上人衆人堂
子迄數多御下向法事在リ 同年四月七日彦永
卒去四十八歳

事事シ 渡良瀬川利根川堤ヲ切テ 今年六月
日照故田面柏川深津女瀬等ノ人足小沼エ登り
切割又ハ不淨ヲ入ルト云其咎ナリト云 右村
々田地不減砂入柏川田面丙村名主親子共田ニ
居テ流死小沼ヲ掘ニ登ル人足二人行束不知柏
川神沢丙川筋村村流死伊勢崎迄ノ間七八十人
ナリ 大湖町不残水上ル 赤烟水車波志江水車
流失 同七月益迄辰巳風雲ヲ飛シ山ナリテ恐
シ 盆中ヨリ五日間兩宮ニテ天氣祭太々修行
夫ヨリ天氣成 同年二宮御本宮立替 古宮ハ
ヒシ木作二間三間ナリ 產泰拝殿モ同九月十
三日上棟 二宮ハ十一月廿五日ナリ 同年閏
東大地震 秋宜シ 同九月下總國相馬郡藤代
宿百姓久右衛門女子八歳ニテ男子ヲ産ム

十三丙 今年四月將軍家御転任御兼任家齊公右大臣家慶公右大将被任 同年風雨順時秋穗宜シ 同年八月四日大雨辰巳ヨリ吹木吹倒人家ヲ破ル 武州小川辺甚 吾妻郡大ニ荒ル 近年大風 今年幸塚九兵エ卒

十四丁 今年六月井上河内守 小笠原主殿頭等取替 今年風雨順時五穀宜シ 同年三月廿三日湯沢東屋島屋燒失 同年七月八日成宥妻卒去行年七十二歳波志江村新藏妹ナリ 同十一月湯沢論所檢分 鈴木兵右衛門 山岡兵平二人手前旅宿ナリ

崎尼瀬町名達彦七其子和源次武七等也 六間半十六間九月上棟祝同年十二月十三日辰刻出火新宅土藏不残焼失 此年農作米一両ニ一斛五斗六斗ナリ

三庚

今年四月廿五日湯沢蔵取場公事裁許湯元方理運ナリ 去年六月十日若狹筑後社中代ニテ森境出入訴訟 同年五月十七日湯沢東屋島屋二軒燒失雨中ナリ

四辛

年水野出羽守御老中執頭 同年鎌倉鶴ケ岡八幡宮炎上 今月九月十六日二宮石見祐右衛門板橋新兵衛扱立入 森境出入内済ス 同年正月政女桐生嫁ス

五壬

家齊公左大臣 家慶公内大臣 今年吉良龜之助亭山宅ニ來 明年五月迄居 今年五月深沢播磨居宅下ノ方ヲ造ル 同月十八日上棟祝ナリ 今年出雲門先五間通出雲ヨリ若狭エ渡ニ費作也 今年力丸羽鳥エ杉木ヲ先裏山通り木挽子次郎來居 此冬ヨリ居宅普請材木伐始 同本宮上葺 今井村彦市

今年四月赤堀本間千五郎剣術者太々奏行 今年居宅普請始五月ナリ 大工力丸住越後出雲

二己

今年四月赤堀本間千五郎剣術者太々奏行 今年居宅普請始五月ナリ 大工力丸住越後出雲

文政

元寅

今年四月武分金ヲ通用始ル 五月四日改元同月柏川神沢出水也 湯沢河原中行者居押流レ手洗沢ニ止ル 其後二月ヲヘテ又押流ス

同年田面柏川深津三村大洞小沼ヲ破故荒木ナリ 同日水雨ヲフ拉斯大サニ寸余也 風雨順ニ費作也 今年力丸羽鳥エ杉木ヲ先裏山通り

木挽子次郎來居 此冬ヨリ居宅普請材木伐始 同本宮上葺 今井村彦市

六癸

今年四月廿二日江戸西御丸ニテ 御詰ノ旗本壯士一人同土若侍七八人ヲ切殺生害ス 今年成則五月出府平田ノ門ニ入 秋穗大方明年新銀通用三大名阿部氏共三家取替

七甲申

今年江戸築堤苗ハヤル鉄ニテ作ル 口ニフク
ンデビヤボント鳴フ出羽殿ト聞ニ今年夏四月

四日巳刻下野守成有卒去歳八十才ナリ成服一
男彦水父ナリ 当年秋毛吉同五月西長屋ヲ建

ル 宮東奈良原杉ヲ買柱ニ造 上棟九月廿一
日 大工半七越後大工ナリ 同年十一月出府

江戸訴訟事成智出 同年麻疹ハヤル 同年三
月御社參詣來ル十九日也 道中奉行石川主永

正様ヨリ上野中回ス 同年同國利根川内東上
州大毛虫出ル五六寸ナリ 色黒シ大毒也 林

ニ青葉ナシ

今年関東諸国桶不稔 別テ上毛青立 ニテ悪
シ米一両ニ六斗程 同年春長屋壁塗 同年

正月一日江戸ニテ讃岐女子ニタ病死 同年四
月日光御社參詣可有旨去年御神右世柄惡故三
年御延引 同年六月板橋側後家焼失 同冬居

宅作 佐藤吉右衛門也 当年ヨリ当所ニ住
九左衛門 吉右衛門親子ニテ因幡門南家ヲ作
住 同年五月廿七日湯沢鳥屋焼失 同五月十
三日此辺大水雨降桃ノ如シ 木枯ル

今年三月五日訴訟落着ス 成智奥州岩城下
ル 四月十一日江戸立 同年東社家神光寺且

九丙午

今年三月五日訴訟落着ス 成智奥州岩城下
ル 四月十一日江戸立 同年東社家神光寺且

十丁亥

那神幕祭願済 神祇道ニ成 同年江戸満作豆
ト云菓子ハヤル 風順ニシテ五穀宜

今年二月廿五日奈良原出雲宅火災 同月十八
日成則奥州ニ行ク也 同年四月御勤使威司右

大将殿御下向 将軍家斎公被任太政大臣 祝
日四月十八日 大名表束興ニテ登城丸内見物

貴賤夥シ 二月一橋一位殿卒去 同年春細田
根津守 下野左野上野村ニ新陣屋ヲ立 二月

西御宮拜殿星根草替 長屋葺替雜作 同年五
月十一日成智帰宅 十一月領主松平大和守殿

御本丸ヨリ御養君御入 今年秋弛モ大方宜
同年武州本庄御堂ニテ佐渡エ行因人ヲ切取

ル 惠兌在 翼年仕置

今年正月雪度々降 三四月雨フリツツキ

五六七八月大雨先間 八月端日利根渡良
瀬川荒川其外川々洪水、百年來ノ大水ト云川

辺水損諸所平均秋毛惡シ大ニ世間惡シ 家祥
公大納言 同六月廿五日成智室人烟 同年西

国大津波別テ筑前福岡筑後久留米博多 肥前
長崎平戸五島等迄城破町々人家海ニ被引津々
浦々夥シ 中國周防長門下関尾張三河等迄モ

荒ル 秋穗半吉
越後三条辺大地震三条御坊倒レル 又同所殿

治町ト云処倒屋ヨリ火出テ大方焼失 人馬多死一向宗ヲ信仰ノ咎ト評判スル

十二己

今年伊勢大神宮御造宮 一朱銀出来 同年閏東別而上毛武藏両国政道改革触在 御代官手附回村中渡 芝居等停止セラレル 同氣風雨順時也 秋毛大方吉 同年三月廿一日昼已刻

神田佐久間町ヨリ火出テ直連御門ヨリ西ハ三河町限リ、東側原通大川南ハ芝新橋迄不残町ル焼失スル 丸内無難橋ニ焼落 佃島飛火ス焼ケル 同沖ノ船多焼失スル 江戸中焼死

四五千人ト云 今年京都大地震 宮社寺等塔人家多破北野天満宮ノ石鳥居根ヨリ折レテ其傍ニ立テ不倒ト云

同年九月長屋底下水道作ル信州黒鉄忠藏 同年高山常陸居宅ヲ 佐藤吉右衛門 根利村

九年左衛門二男ナリ

二卯

今年春二 三月雨フリツツキ 秋七分年柄宜金錢追因ス 今年二 三月ヨリ門底屋根ヲ初ム 六月葺終小保方村惣助ナリ 同年五六月内長屋表堀ヲ作水道ヲ作長井邑黒鉄國藏ト云者 同年四月十日夜桜井因幡家焼失シ 五月

中因幡家内不残傷寒ヲ煩フ 同年冬 因幡家

ヲ造ル座舎モ一所ニ造 佐藤吉右衛門 同年春三月齊藤右膳居宅ヲ造ル 同時ニ井下伊賀長屋土蔵ヲ造ル 右膳居宅ハ吉右衛門 伊賀藏ハ万七ナリ今年九月有姫君御下リ山城國戸井郡小泉村万平御供二百廿八才ト云 明和安永ヨリ當時マデ次第ニ関東村々家絶入少ニ成五

天保 元寅

十数歳之間 凡三歩或ハ四歩ノ減ナリ 山方
別而思シ 正政無故力 上下甚著ニ長シ 別
而近金錢不景氣 世間皆利欲ニフェル者多
シ 自然擾乱ノ元ト思ハルル 今ヨリ三十年ヲ
経バ世上一變可致カ誰モ考ル者ナキハ口惜キ
哀ナリ 神モ無カ如ニ思ヒ人モ上下無ヤウニ
タタ利欲ノミ思改革ノ旨モ甚法シ後ニ可智也
三壬

今月四月十日京都ヨリ三議忠義哥修行下和泉
方手前方ニ居 今年正月大雪フル 二月 三
月風雨順 四月ヨリ日照リ夏中暑氣甚シク
正月十五日神樂所ニテ簡刹至ツチ宜シ 同四
月公卿御監居哥執行ニ手前ニ居 同年領主ヨ
リ恩跡ノ者吟味在四月ヨリ六月迄也 同六七
月当國諸所之病疾大ニ行ス 東山中花輪ヨリ
沢入邊迄毎家煩死者夥シ 同年七月三日波志
江矢内新歲死失 三月廿日本島築後セ失ス 同
年八月御料御願在村高改木戸家士右衛門見役
人ト草津道長野原ニテ又傷ス 大騒動ス 同
年徳川色正田隼人追放 同月東宮金ノ幣五本
失 同年八月下旬江戸湯島金勝院境内ニテ雀
合戰在 每日四五百フツ食落 九月上旬ヨリ
兩フリ下旬ヨリ天氣ニ成 十一月琉球人來同

四癸

時風邪大行ル 同九月十六日己未二宮神主六
谷田讚岐官位昇進ノ為上京出立ス 同十一月
三日帰國從五位下讚岐守永代大宮司別席也
同人子許状ヲ取 同十月十日新田一ノ井赤城
鎮守テ太々修行杉下神主同安房守伶人ハ東社
家ヲ頼ム 同年十月十四日大鳥居ヲ倒シ片附
黒鍾三人大胡ヨリ上ル 寛政九年横沢山城作
物也 据替クサリ用ヒ不成故新建立ノ相談也
同十一月西宮御拝敷石ヲ入ル 石工信州兼次
郎 同月東宮神乘殿昇替ル 越後出雲崎松藏
同年十二月朝日出立上京 高橋民部 斎藤右
膳板橋右京三人同道 同年矢金ヲ造ル 辰巳
方ニ十二月怪星見ル 松茸ノ形ノ如シ 松平
豆州老中ニ成 秋毛七分年柄宜シ 金錢通リ
因ム 今年冬ヨリ来年六月迄米至ツテ下直一
両ニ 九斗半 同年四月背垣杉木ヲ植ル稻生
祠ヨリ東ノ方也

同年二月水戸宰相聯慶三郎ト申ス 政事批判
水野出羽守板役閉門ナリ 賤金之罪人梶首止
今年四月二十二日清太夫死失ス
正月二十四日高橋春藤板橋帰國
○今年江戸ニテ加賀家飛脚観
父七十一、母七十才ニテ懷妊ス

○苗島金剛寺屋根葺替出来

今年六月迄風雨順也 六月下旬廿五日甲子ヨリ

リ雨降出不止至テ冷氣ニテ八月一日大風雨ニ

テ天氣ニ成 メ一両ニ七斗五升 九月ニ至テ

丹波但馬等ノ百姓一揆興ル 其後十一月播州

姫路一揆興ル 酒井家陣屋ヨリ石火矢ヲ打即

死三百手負數不知大ニ騒動ス 上毛辺メ一両

ニ四斗四升 大麦八斗八升迄買完ス 九月幸

手宿ニテ呉服商人大家米友買積致シ一揆ヲコ

リ十一斬打潰シ境大間々等モ打潰米ト風聞ス

レ共不來 出羽國大飢饉 米一升五百文 統

テ仙台会津惣チ凶作 関東惡シ其内水戸領甚

シ 上毛ハ六七分ニ取 然共山方ハ惡シ皆無

也 信濃越後モ甚惡シ 東海道新近江美濃尾

張等豈作九州モ宜シ 江戸裏住居夥シ 田舎

ニ移ル 江戸ニテ大ニ麥ヲ食ウ 十二月米一

両四斗麦八斗 六月甲子ヨリ十月甲子迄三ヶ

月雨フル 同年十一月越後三条大地震同年秋

手前持田苗ヶ島分子土橋ニ所地頭エ上地ト

成 年貢不上名前ヲ削ル 今年秋武州ニテ馬

小兒ヲ喰殺ス 親怒ツテ其馬ヲ殺ス 夫ヨリ

風邪流行シ小兒多死スト云依テダイ馬風ト名

ク赤紙ニ十六才ト書 庚申塔石橋杯ヲ張付ケ

植木

五午

ル東流行ス 今年秋ヨリ江戸大商田舎モ 同

年十二月廿三日大雪フル 二尺余翌二十四日

大風夫ニ大家貧人米麥等施ス 今年秋穗甚タ

悪シ 室渡平内ヨリ買フモタセイフ植八月三

日也 西堀車出来大工室沢 吉造

今年正月元日風吹天氣ナリ 同月十日大雪フ

ル一尺余 柏倉ヨリ前橋伊勢崎西上州二尺余

小家所々倒ル 十五日夜又雪大ニフル 同月

雪大ニ度々フル

同二月風度々吹 同月七日星江戸神田佐久間

町ヨリ火出下町通リ不焼新大橋落ル 八日

朝鎮ル 同九日日本橋邊同十日大名小路焼

十三日 小石川戸御館焼浅草駒込等焼ル 近

年大火也 鮎島モ焼ル 同月十九日大風大門大

松吹折当山屋々損ス 此節米五斗大麦兩斛

二斗位諸穀准之 四月五月雨フル米四斗三升

麦一斛 同年四月五日奈良原義子婚姻宮内ト

改小橋村福荷神主山田播磨二男 同年六月江

戸ニテ米四斗二升ニ成公儀御咸米私高値

ナリ依テ諸国ヨリ運送着岸在ト忽チ下落ス

丙六斗 六月六七日迄雨フル夫ヨリ天氣田畠

共ヨシ 七月天氣無事ナリ 八月ニ至テ益々

ヨシ 稲諸方八重穗在六十年来豐年ト云 十

月七日未明ヨリ雪フリ屋迄也 深サ三寸午刻

ヨリ雨ニナル 然共寒氣強シ 今年七月廿一

日ヨリ始東ノ大路ヲ造開免ハ天氣宜故大ニ涉

取九月成就夫ハ戴ニテ水付テ惡地也 水道ヲ

掘テ屋敷ヘ水抜ニ乾ク手前ト長井村喜代太

郎兩人也 十月三十日大風吹タ万蔵店ヲ吹倒

ス 其外家々屋根等大ニ損ス 同十一月十六

日万蔵店ヲ立ル越後方七也

同年十一月十五日大前御幣三前奉獻 新田郡

原宿住杉下安房内縁ノ者ナリ 願主新田山福泉

寺藤田坊細工ハ大間タニ住同十一月世間太

平米価一丙ニ七斗七 八升麦一石ナリ小麦七

斗 今年十月七日降雪在リ夫ヨリ冬中一切雨

雪ナシ 世間穏ナリ 同年十二月十六日出立

東社中高山伊三郎桜井大膳小野牧太上京木曾

路往来當日常木右内モ立願在テ伊勢夢宮同伴

ス 今年正月元日天氣宜二日風吹三日宜四日大雪

吹參宮人留守祝 五日定奉天氣宜シ 同月十

四日右内下向同人ハ伊勢多賀限リナリ 同二

十一日大膳帰國土佐ト申スナリ 二十四日高

山小野両人帰國常陸發河ト成 同年正月二十

日前橋役所ヨリ祈雨被申渡去年十月七日以来

一切雨氣無ニ依テ麥大ニ妻ル 二十一日ヨリ

二十四日迄二夜三日相勸二十一日雪少シフル

後ハ雨氣無シ 一昼夜七十二座大藏ナリ役所

ヨリ杉原紙百七十枚中折百枚受取内符表札ニ

造尤水引諸上包在リ 二十五日札上ル初禮白

銀二枚渡ル御備耕一重宛御奉行手代四人宅エ

見舞相済ム右料割合ハ高ニ定共平ニ致右三分

ハ入用ニナリ残残五分ヲ社中一同平割ニイタ

シ遣スナリ 例ニハ無シ時宜ニ依取斗ヒ申ナ

リ 同年正月雨雪ナシ大旱魃宮ノ両池乾ク平

地ノ如シ 同年四月雨フル十日フル夫ヨリ度

キ雨フル 五月中旬迄十五日雨止祭天氣ニナ

ルナリ 十六日手洗沢橋掛替鳥居前大門東側

猪田彦大神祠傍ニ切松木二尺角二ツ割木挽

川越留五郎也 同日播磨日光方工行二男同道

ナリ 当年夏麦惡タ一丙ニ一所程ナリ米六斗

六升 同年四月十日時分ヨリボンヽ、トナク

烏来ル夕方ヨリ夜迄ナク声大キナリ為位ノ鳥

ナリ去々年セ来ルナリ 同年六月二十五日土

用入辰刻也 同日午下刻大地震也 同夜又ユル

解二斗 六月二日井下大坎月田工行東寿寺ヲ

頼電赤寺横中不殘難且ニ成ル 神祇道ニ成ル

但シ離且書ハ且一紙ニ取ル三年以前ヨリ井下
一大ニ世話致シ候也 同年六月二十五日土
用入辰刻同日午下刻大地震也同夜又ニユル翌日
同ユル以上三度米一両ニ六斗六升麥一斛二斗
同月廿日艮風大風雨甚ヨシ然共夏中雨氣有
テ水不斷ニチ定水天水共ニ田不残植ル七月十
五日於江戸ニ酒井雅葉頭殿家来某女十九才テ
護持院原ニチ父仇ヲ討 間七月五日井下大吹
上京難目願并宗門証状取替代兼往來木曾路
也 諸村箱田大和モ同道前橋出会也 同月六
日暴風震已甚シ関東川々大洪水井下 大吹同
八月五日帰国 八月二日彦永之後室卒去深久
保村角田庄太夫女行年六十八才 九月十三
日天氣吉 同日夜ニハ西刻大地震三度ユル去
月ヨリ霜度タル 菴麦枯ル 同十月地震度
々雨少タ天氣吉 今年秋穗適シト云此近米倅
一両ニ六斗余江戸モ同断越信止メ也 同年
但州出石城主仙石左京隱謀企主家押領ノ巧ニ
テ主人ヲ毒殺シ幼君ヲ危殆露顯ス駿坂氏裁許
二万石余取上三万石トナル 同十一月朔日天
氣二日暴ヨリ雪フル三日旦刻八寸詔諭少シ
同月十五日松平大和守殿若君御乗出有之 但
公儀ヨリ義君也 同十二月天氣ヨシ風雪少シ

七丙

正月元日天氣ヨシ二日風吹 三日 今年三月
一橋殿ト鍋島家ト宿札破ル争論在リ 同年二
月仙石播州一件裁許重罪左京父子外二名其余
十人余也 主家道之助二万八千石被召上三
万石ニ成 松平周防守國替奥州棚倉ヲ被下
井上河内守鶴林ヲ被下 松平右近侍監石州浜
田ヲ被下以上三家也 脇坂中務殿裁断ナリ
三月十日大風 十一日朝大ニ霧フル 四月度
々大風在 同年四月朔日西上州大塙村住人飯
塚臥童齋兩宮奉凱在 同年四月十日頃ヨリ雨
フル一月ノ内晴日無シ 豊滿大ニ達フ奥州ノ
ミヨシ 但シ越國之内十二國場在内奥州ノ
ミヨシ 同月ヨリ五月迄米一両六斗五升ナ
リ 麦穗テ大ニヨシニ斛余ナリ 同五月一日
晴日ナシ 同六月雨大ニフリ一日セ晴日ナ
シ 十五日頃ヨリ江戸始開東國々毛髪フル
白色在リ黒茶色等在リ 何モ長サ三寸ヨリ一
尺余在リ何ノ毛ト云コト知ラズ 米一両ニ五
斗ニナル 雨マスマスフル 七月ニ入フル六
日ヨリ十三日少シヨシ十四日ヨリ又フル十七
日大風東ヨリス夫ヨリ又フル此月ニ入度キ
川々洪水米丙ニ五斗ニナル 同十九日夜西宮
池橋枯テタルル 八月甲州一騒起ル三万人
程陣ヤ演 八月雨フル事同シ 廿日過迄フ

ル諸國一統桶青立実法無シ 木綿ハ種ナシ五
穀一種モ実ナシ葉其外青物ナシ海浜漁獵ナ
シ 米一両ニ三斗二升麦八斗 江戸ハ二斗二
升ナリト云 同月下毛佐野ニテ穀商人ノ大家
六七軒被打潰諸所其サワカシ 九月折々雨フ
ル 下旬米兩ニ二斗六升大豆八九斗小豆五斗
余世上大ニ困窮 同九月廿六日七日ヨリ十月
朔日迄ニ村内大門普請成屋敷ヲ削り高低直ス
並屋鋪木枝等採伐鳥居ヨリ見通シ大ニ宜シ此
時始テ天氣快晴ナリ 同十月天氣ヨシ下旬ニ
至テ兩ニ米二斗麦四斗小豆三斗五升穀發順之
諸々悪徒蜂起在々押入盜賊通路ノ追落シ不可
謂 同年八日甲州郡内百姓一揆発リ騒動大方
ナラス御陣屋甲府町大商等ヲ打潰盜賊入挾由
也 凡三万人ト云 大名衆三万向漸々静ル
其外諸所甚シ 同十一月十一日東山中花輸入
田沢入廿三ヶ村百姓竹具ヲ吹人數ヲ集メ大間
々近ク押寄セル千五六百人ナリ桐原近役人要
之水沼星野七郎右衛門取扱ヲ以人數引取ル
金五百両右村々ヘ水沼ヨリ貸候更大間々ニテ
山中人四人手負公達末決所當国吾妻郡甚因シ
次ニ下仁田山中花輪山中桐生山中赤城野附村
々何モ葛ノ根ヲ掘トコロ芋ホリ或ハ山牛蒡ノ

業者ノ実等ヲ食ス其上地頭方扶助在トイヘ共
飢渴難救貧人者無食ト成行末不知モ多シ行倒
モ多シ 同十二月四日大雪フル一尺五寸山稼
ノ者因ム米二斗三升餅古米一斗八升麦四斗五
升位也 桐生近辺機械渡世ノ者大半休ミ機女
十一月卅日ニ暇ヲ出ス糲類不搗諸職工別テ困
ム手前方ハ下男二人下女一人合五人米麦大ニ
取持不自由ナシ 当山穀在者板橋者藤井下杉
下山城等也 外ハ皆不足ナリ此辺野附村々年
貢不同ナリ然トイヘ共一切不納モ有 多キモ
二三分ニハ不過天明ノ飢餓ニ過タリト云 当
山霜日參リ少シ江戸モ甚難儀店借者貧人ハ公
儀ヨリ御教小屋所々出來扶持下カルトイヘ共
余リハ海川ニ投身モ多シ 当年可成宜國ハ九
州ニテ肥後四國モヨシ 京辺大和攝津東ニテ
出羽ナリト云 中國播磨備前也 奥州凶シ
白川棚倉ハ米一分三升五合仙台領飢死八万人
有之 打潰甲州郡内武州岩附同州栗橋川辺
寄跡平治打潰ス 十二月廿八日九日ナリ 下
毛櫛木等所々有之 同年冬ヨリ来春世間大ニ
麻疹ハヤル 明四月山道下杉植ル 武州比企
郡野田友兵衛植ル

八西丁

正月元二三日天氣暖和ナリ 同月中ヨリ寒風
多シ 一月同シ 米二斗五六升外麦五斗外准之

諸費高値窮民飢渴多シ 旧年ヨリ諸所蘇移流行

ス河海魚類少シ 塙小俵一俵代金一分ナリ 錢
相場上リ六貫ナリ 二月京都ヨリ証状下ル手

前ト出羽兩人分之 同二月天氣暖リカチニテ

晴天少シ草木ノ生甚オソシ 飢民大ニ困ム余

寒モ不退 同月十九日辰刻大阪天満口ヨリ出

火天神橋難波橋今橋鴻池高麗橋三井等ノ大分

限者エ大鉄石大鉄爆火シ金銀ヲ奪取所放火

シ人ヲ切殺シ大ニ騒動ス 一揆頭ハ御番与力

大塩平八郎同角之助瀬田才兵衛同心近藤親五

郎守口村百姓長白井何某等重立勢勢五六百人

大持分ハ騎馬ニテ三神ノ旗ヲ指五七桐紋ノ

轎十生瓢ノ馬ノ印等ヲ持三十人位所々ニ手分

シ放火致由ニ付東町奉行關向討死也 江戸ヨ

リ大久保加州殿酒井雅楽頭殿等六人上洛大阪

ハ過半焼亡一揆勢五六百人金銀米等多分奪取

大舟運行方不知大阪表町人老若死ル者數フシ

ラス夥シキ変ナリ 三月上旬相聞ル此節米一

両二斗升麦四斗五六升 二月十日甲子雨フ

ル夫ヨリ三月中降霧リ晴少シ同月公儀ニテ開

東筋米価買入有之 依テ別テ高直ナリ米一斗

八升麦三斗六升 四月二日將軍家御代替リ
ノ積木ト申世上困窮民多疫病行死ル者多シ

四月錢相場六貫六百ニナル 同四月ニ入麥草

生宜シ依テ米二斗二三升麦五斗トナル日々借

晴日少シ折々雨ヲ施ス 同八日ヨリ天氣晴世

上麥大見夏ナリ 同十九日雷氣ヲ催シ水雨大

ニ降大サ桃ノ如シ同廿二日ヨリ雨フル不止廿

四日天氣祭ス五日吉六七日フル又麦四斗ニ成

当春暖ノ実生花大ニ咲今年迄八年咲次第ノ

稻苗萬株世上大ニ困窮飢人多シ四月下旬米二

斗二升麦三斗六升四月末迄雨フル 五月雨フル

四日ヨリ北風ヲヨシ六日迄吹天氣ナリ七月

ヨリ本宮屋根繕ヒ始 小保方宗助也 同十

日頃新麦一両ニ六斗五升ニ下落天氣宜 十六

日北風ヲヨシ此辺小麦シホ付惡シ五月十七日

水雨降同廿日頃ヨリ天氣折々雷雨有麦八斗ニ

ナル米ハ同断ナリ 六月上旬天氣大麦大豐作

世間疫病流行人多損ス十日ヨリ十一日北風吹

キ天氣也六月天氣暑フヨシ折々雨ヲ施ス十九

日大雷雨水ヲ降ラス大サ桃ノ如シ九州セフル

関東モ所々七月天氣暑フヨシ折々雨フル十日

頃至テ米三斗ニナル麦ハ九斗ニ下落ス水少

ニテ田植残所在 八月四日夜ヨリ大雨且丁風

ヨシ 今年六月朔日夜越後柏崎一騒発リ松平越中守殿陣屋ヲ濱ス頭取ハ会津浪人ノ由也
大將分ハ騎馬ニテ右大將ハ上毛館林浪人生田萬國秀也其夜鉄砲ニ打レ死陣や方死人三十餘人 八月末一兩ニ六斗麦一石五六斗ナリ 大豆小豆モ九斗位ニナル 同月十四日辰巳ヨリ大風雨大荒 十月ニ入米追々高直ナリ 十一月米五斗麦七斗五升餅米四斗二三升大豆五斗余穀穀當年ハ所々領主地頭年貢無用捨取立ラル少々旱損不作在拌備等モ取立ナリ貧人大ニ困ム別テ東山中桐生山中甚難儀退転ノ者六七分ナリ然共葛根木実ヲ食者モナシ桐生邊機大ニ高値ナリ 捕方ヨシ併蚕國中甚惡ク糸繭至テ高シ 冬ノ中ハ諸所患徒ハ去年半ニ足ラス 今年麥作八歩米八步烟大豆小豆ヨシ秋作粟稗風ニカカリ惡シ冬中風少々至テ暖氣ナリ雨雪一切ナシ 当年九月家慶公將軍宣下

九 戊

今年正月朔日天氣宜五日迄ヨシ然共寒氣旧冬ヨリヨシ十月以來雨氣少シ春ニ至ツテ正月中一切雨氣無シ去冬ヨリ柏倉田地上地掛合始ル 穀少シ上ル米一兩ニ四斗五升麦七斗其外順之 桐生邊綱直段直ル大ニ高シ糸中物

一西二百二十日 二月三月度々フル麦一両ニ三解米五斗ナリ 四月江戸桃町大ニ燒 間四月岡山池田候上屋被燒失 江戸西御丸御出火御殿向局向不残燒失外曲輪エ不渡辰ノ刻銀ル 御太鼓櫓斗我ル 諸大名方エ分限之御用金被仰付四月ニ至テ米五斗余穀下落風雨折々催シ天氣宜諸国御禪候役人四月順行同月長屋昇替草屋根ニ直ス 輿山道下杉木ヲ植ル三百本屋根替四月十三日始間四月廿三日出来室渡吉藏草手苗鳥村倉吉木挽直次郎伴定八也 今年モ糸ノ花咲矣ナル 間四月廿三日為御朱印書替奈良原宮内桜井因幡兩人僕一人召連出府五月月中旬迄僕リ居降雨ナシ世間惣テ木ナシ四方植付大ニ困ム折雨度々米丙ニ五斗五六升麦至ヶテ実法ヨシ雨ニ一解四五斗当國蚕大ニヨシ信濃ハ惡シ沼田モ半也 間四月六日十日霜大ニフル故ナリ同月廿四日ヨリ雨降五月中晴日ナシ暑居至テ冷氣也稀惡シ野付村斗植ル 其外木枯テ五月末迄植付不成 五月廿八日大風西ヨリ吹 廿九日時雨ル 今曉土用丑ノ三刻ニ入冷氣ナリ手前方臺大ニヨシ 同六月廿五日宮内因幡守國御朱印掛本多下總守奏者 諸國四万人ト云社家出家

同月中雨降土用中晴日一雨日也至チ冷氣綿入
ニテ凌ク相思シ 同月丹波柏原城主藤田近江
守家老生駒某逆心御吟味始ル七月一日天氣今
月ニ入テ晴雲リ雨不降七月下旬米一両四斗ニ
成麦一斛八月ニ入天氣マスマス吉冷氣甚シ山
方稻不実 九月ヨリ十月雨氣ナシ 今年六月
頃ヨリ世上髮拂ノ類良道具等ニ金銀懸甲ヲ御
制禁同世上鉄炮改至テ嚴重ナリ 今年九月門
ノ前石垣ヲ始ル東河原ヨリ石ヲ取ル信州佐久
郡寄田村忠麻作ル相手月田邑ノ住三平ト云
兩人九月十七日午刻天變有り日輪三ツ出ル
カ如シ漸々晴失ヌ空ウス雲リ大輪小輪組合テ
合メ日ノ左右ニ或其所日光ノ如シ中ハ本体ナ
リ 十月ヨリ古河中田野木三宿飯盛女出来九
月ヨリ十二月迄一切雨雪ナシ 寒氣ツヨシ
米一両ニ五斗五升トナル十月ヨリ酒造ヲ止ル
故カ麥モ一石五斗ニ成ル木綿類至テ高値錢雷
二分裏布一分緞糸モ一両ニ百目諸色大ニ高値
ナリ寒明ヨリ暖氣雨少シフリ 正月四日迄暖
氣也

十亥

今年正月元日雨降二日曇ル三日同五日風吹六
日雪フル寒氣カヘル世上穏ナリ十二日雪フル
八寸下方深シ江戸ハ三尺正月四日大胡町ヨリ

伊勢太々出立廿七日雪フル暖氣ナリ二月五日
雪フル明日迄一尺余未五斗麥一石五六斗ニナ
ル 世上穏ナリ 同月十二日成智上京發足江
戸豐城成則同伴兩人ナリ東海道上リ 同十七
日江戸出立 伊勢紀州中國四国九州不残一見
長島ヨリ山陰道京都ヨリ中山道通七月八日帰
国ナリ 三月折々雨氣アリ 四月米大ニ下落
ス 五月六月七月迄日照稻諸作甚國大ニ疊作
ナリ 五六月京都豐年踊ハヤル 三月廿八日
大御所西御丸移 当夏諸國暑強シ 七月天氣
世間穏福宜シ 同月京都聖護院大峯入本山修
驗諸國ヨリ上京七万人ト云 八月九日石鳥居
細工始 大胡町和泉屋五兵衛高平屋太兵衛内
人願主 十一月朔日棟上祝 遠近人夥シ酒食
ヲ出ス 同日裏山野火又夥シ
八九月天氣ヨシ雨ナシ 稲大吉下落一両ニ九
斗麦二斛四斗外隨之 冬中雨雪一切ナシ寒ナ
シ世上穏ナリ 当冬ヨリ茶間台所普請木取始
ル 木工越後柏崎下大村沢吉友吉ナリ 今年
夏蚕大ニ達フ手前ハ宣シ 糸目百目ニテ一両
ニナル
今年八月西御本宮屋根替始 小保方宗助其余
五六人也 八月廿八日御遷座十月廿一日上様

祝 十月廿八日正御遷宮木ハ社地ニテ切ル
此冬又雨雪ナシ 明年春 二 三月世上狂言

踊リ大ニ行ウ

十一子庚

今年正月元日天氣吉風吹二日吉十日此ヨリ寒
氣少シ出来正月中雪一切ナシ暖氣ナリ又二月
雪ナシ四日雪少シフル麦大ニ悦フ七八月ヨリ
始テ也同三月折々雨フル四月朔日勝手小屋棟
上出来大工越後小出 浜藏苗島住ス宍沢住吉
藏其外五六人木挽越後大新田沢吉友吉等也五
間六間板屋也四月豊ヲ作ル三十餘月田村新
藏也同月雨フリ五月五日ヨリマスマスフル家
造雜作ヲスル同月晴日ナシ蚕達フ此近村早キ
ハヨシ山内患シ麦ハヨシ五月雨フル故色惡シ
六月フル六日甲子日又雨フル此時米一斗ニ九
斗五升麦ハ三斛余也糸ノ新出来兩二百五十目
也同六月木島筑後屋敷杉ヲ払フ同年二月花輪
萩原百余軒火災武魯本庄在カツハ金久保等數
村焼ル同年四月井下伊賀居宅ヲ作替四間六間
草屋也大工苗島方七定吉等也五月屋根葺終ル
雨中ナリ四月八日万人議大ニ取立再興手前方
八十余人登山天氣ヨシ風吹ツヨシ四月稻生祠
ノ西風除ノ杉橋ヲ植ル十本余土ハ勝手ノ裏ヨ
リ上ルスペチ五六月晴日ナシ冷氣也山内ノ者

總入ヲ看ル世上麥宜シ三石ニ成六月廿三日東
風大吹川々大水中瀬村二十余軒流失ス 世間
蚕達フ 野桑尼利邊洪水人家流失其外荒川
神奈川鳥川所々大洪水橋々多落ル弊シ七月雨
フリ統タ米一斗ニ七斗四五升ニ成然共田方宣
シ麥小麥宜シ雨マスマスフル氣候暑シ八月雨
フル折々天氣ナリ九月末一斗ニ八斗ニ成田方
世間宜シ上方大ニ古日月諸國驗圖而御城許状
御改写ヲ上ル領主ヨリ上ル 九月屋鋪丑寅隅
ヨリ双頭ノ日中蛇出ル長サ八寸 八月雨フル
米一斗ニ七斗ニ成九月雨フル十月折々時雨

十一月折々雨フリ晏ル氣候甚不順暖氣ニテ辰

巳風ヲ催シ杜若椿次冬花咲 十一月廿三日成
智室初子卒四十歲高津戸青山氏女享和元辛酉
年正月二十日生 秋穗惡シ半成米一斗九升余
也 十月朔日松平太和守酒井左衛門尉牧野備
前守所替被仰渡今年迄ニ前橋虎カ瀬川除メ
切成 江戸芝七代様九代様御灵屋御修復始新
田義重山大光院寺坊立替始ル金八千両ノ手當
今年正月元日寒氣強シ二日天氣同断是ヨリ次
第天氣ニテ寒強建屋凍リ上ル五六十年ノ寒ナ
リト云フ元日始テ世事屋ニ移住同月末ニ雪吹
少シ有寒強シ間正月同断今月赤城山電赤寺ノ

十二子辛
閏正

且那十軒神祇道願ヲ出ス大和守殿所替秋迄延
引ト成 同月四日ヨリ裏山難木庚焚ヲ始今年
庚寅大ニ高直ナリ諸國大ニ少キ故也閏月中旬
ヨリ雨頃ニフル二月天氣吉同月廿二日役所出
ル廿三日宗門役所寺社役所同時神祇道葬式頃
濟ニ成同日宗帳差出清宗門役人兩人坂本林内
波辺箕吉廿四日川越エ出立ナリ寺社役島田桂
六奥津喜内高須小十郎西郷内四人月田村東
寿寺戒範代也三月廿八日ヨリ四月十五日迄桐
生天神開屏人數今年四月八日天氣吉同月十四
日成智後妻入郷萩原泉藏寺女子代當三十三歳
四月十六日ヨリ雨ノフル麦宜シ桑下直ナリ穀直
段同断五月中旬マテフル 四月朔日常味長門
石燈籠立又七月朔日一基立其ヨリ冬迄因幡座
數種作出来九月迄雨ノフル田畠不熟米兩七斗八
升ニ成麥大豆小豆下直ナリ 番一統不出來余
百馳余木綿達高直ナリ世土男女奉公人高シ男
八兩女五兩 同十一月十日板橋禪後座數種上
出來 同日長門座敷立以前ハ手前ノ亭ナリ

同月奈良原座敷一間立 同月ヨリ杉下山城ノ
座敷普請木取始ル冬雪少ク寒氣至テ強シ寒ニ
入テ大暖ナリ 春ヨリ始十月迄ニ大鳥居ヨリ
大胡迄一丁杭立願主西柏倉北爪房右衛門 十

十三
寅王

今年正月元日風在リ二月天氣夫ヨリ暖和同月
十五日甲子夕方雨ノフル夫ヨリ二月末迄折々雨
フル二月 高橋舍人帰國同月晦日桜井能登板
橋講岐二人中山道ヨリ帰國正月十六日杉下山
城普請始祝去年江戸界町吹屋町芝居所ヲ浅草
町ニ移ス 三月日光御參詣戒節出都テ当春
ヨリ江戸田舎共奢フ止貢素ノ御政道女要結芸
者吉原ノ外賣女諸間屋株止ム博奕戒制緊政法
火ニ水ヲ掛ル如シ諸色下直ニ成四月一日ヨリ
大洞開幕小島鳥橋ヲ掛ル四月天氣吉麦半吉五
月上旬雨ノフル十六日ヨリ古宅ヲ取車屋井播磨
家後ヲ葺同十九日成就ス 五月廿七日雨降朝
辰上刻成智納男玉樹誕生高山吉峯内取上ル
也同六月廿八日出靈祝同月七日ヨリ長屋塾ヲ
始七月廿八日成就左官總州松戸産岩藏土用中
冷氣残暑天氣秋熱田畠共大ニ宜八月ニ至未九
斗五升餅米ハ一解五升ニ成諸色下直別テ縮下
直上糸兩ニ二百五十目下物三百目余也相生邊

機大ニ止金銀通用甚惡シ 九月十月雨フリ九
月十九日杉下安房母死五十九才 十一月十二
月雪ナシ雨折々フル至テ暖和也世上金錢通用
惡シ十二月ニ入諸所ニテ公儀エ御賈上ヶ是
ハ日光御參詣ノ積穀ト聞タリ冬中川筋定式御
普請栗橋御舟橋砂淺有日光山ハ春ヨリ御普請
ナリ

十四癸卯

正月元日天氣二日三日宣同月十五日迄至テ暖
閏正 気也夫ヨリ寒氣出来ル雪フル五寸程 二月寒
白氣六 シ此月ニ入未申ノ方日没方ヨリ東エ向テ白氣
半ニ見 拠引ク申ノ方ヨリ未方迄長シ 世取々沙汰ス
雲ニアラス日サシノ如シ虹ニ似リ二月中毎夜
見フ三月ニ至テナシ栗橋舟橋月末出來通船三
月十一日限往来江戸ヨリ日光迄丁寧ニ作ル人
夫ハ一寸ニ一人宛ノ掛リト云関東國々大川小
川用水路迄川ベリ伐払又小道迄普請アリ 同
年正月 当社鐘ヲ新田一之井福泉寺エ遣ス是
ハ寛永中神光寺尊海カ建立致所ナリ鐘ノ中程
ワレ瓶出来テ音甚惡シ 米丙ニ九斗 三月三
日大風場越村丸山ノ民家ヨリ出火金胎寺玉藏
院焼大胡大方燒ル西側斗残ル未刻 同月十日
桐生押出ヨリ出火町ヨリ東ノ在村十余村小保
迄燒其外諸所出火多同月中旬雨少シフル大風

度々吹四月天氣吉八日少雨フル參詣人甚少シ
御參詣ニ付テ大名五六家當山ヲ固メナリ其外
國中所々番所立往来ヲ改嚴重ナリ通用不自由
ナリ利根川横渡十日ヨリ止金錢通用甚惡シ
四月三日大々波ヲボム高崎ヨリ来ルナリ

去年冬ヨリ抱瘡ハヤル世間大ニ小兒失ル足利
館林邊至テ荒シ 末春ニ至テ大ニスナホナリ

四月御參詣十三日御出立岩槻御泊十四日古河
十五日宇都宮十六日御着十八日日光御立右三
城御泊廿一日御帰城御旅中天氣宜将軍家慶公
ト申奉御供奉十八万余人公方様ハ馬上或ハ歩
行駕モ在リ御出ニハ人止ニテ不入御心運御ニ
ハ大勢見ス御悦也 四月廿六日ヨリ拝殿屋
根始五月十四日終春日御迄出来四月雨フル
篠竹花咲六月一日フル六月廿八日ヨリ天氣
ニ成麦六七ト米八斗八升九斗四升七月天氣八
月天氣折々雷雨 八月六日七日大雷常木周防
家後杉ノ木エ落ル此節米一斛五升ニ成順氣甚
吉田畑大豐作九月大雨降米一斛二斗八月前橋
領廿ヶ村御差替ニ成大胡ヨリ下ナリ同作ヨリ
杉下安房屋舖杉ヲ松フ山簡柏倉藤次郎 今年
下絶印帳沼普請四大名掛リ同年九月東本宮屋
根葺替始 細工二宮宮吉蔵 同八月滝沢不動

十五甲辰

室沢村孫兵衛ト関村龍興寺ト出入 秋穂半吉
冬ニ至テ米高直八斗程ニ成十一月廿六日東宮
星根成就 十二月十一日高崎大火赤板ヨリ出
テ逃雀丁迄焼ル町七分ト云當山ヨリ見ル大風
ナリ藤岡焼ル 同四日東宮上棟同五日正遷宮
十二月瘡痘始ル

正月元日二日三日五日迄天氣長閑至テ暖和三
月ノ如シ氷皆解ク六日雨ヲ少シ催シ不降去十
月ヨリ雨一切ナシ同月廿日頃ヨリ寒氣在同十
八日大胡橋焼ル二月二日ヨリ大風ナリ奈良原
門ヲ吹倒ス四日迄吹二月十八日雪フル今月ハ
度々風雨アリ木橋一両ニ八斗三四升同五月九
日江戸御本丸焼失女中等多怪我有 起州高野
山燒失 同月十日水戸殿御籠居 三月五日高
山吉筆亂心シ室田ノ滝ニテ死 板橋篤後子幸
次五月廿九日苗島沼ニテ死 六七月天氣吉
米一両ニ八斗八升田畠宜二百十日ヨリ雨アリ
田畠大ニ惡シ大豆別テ惡シ木綿惡シ 九月末
六斗豆八斗ニナル 十月長屋内水道成ル 同
月備後門ノ畠ヲ耕岐ニ譲ル代金五両 手前夷
ノ地ヲ高橋ヨリ取ル 杉下山城門先小路ヲ直
ス 去年ヨリ今年迄ニ水戸殿御領分中寺院ヲ
不残取済ス百姓一統自葬ニ成銅仏鏡等武器ニ

弘化

二乙

時ル其外一切改正ナリ 当夏中西國海邊イン
キリス海賊折々漫劫ス 同十二月弘化ト改
元 十月廿九日常朱長門家焼失板井ノ門前ノ
店也 同冬中世上穩ナリ火災盡難ナシ 十一
月中水戸殿御籠居五月十日ニ被仰付ヲ御領分
百姓一揆ヲ發シ強訴致シ御國エ御籠居ニ相成
百姓大ニ悦フ 十二月ニ常木罪ヲ取ル高崎
産 冬中至テ暖和水盡一切ナシ当山梅花咲
八月四日利根渡済洪水離前谷堤切

正月元日天氣寒アリ二日三日同暖氣也五日六
日ヨリ寒氣在リ廿日ヨリ急リ廿八日ヨリ雪始
テ降是ヨリ日々フル寒氣強シ 米一両ニ七斗
余 二月朔日少雪アリ次第寒氣アリ十日ヨリ
暖氣廿日頃蚊蛭等大ニ生廿一日二日雪大ニ
フル廿五日雪フル大サ六七寸成孝常陸筑波山
ニ詣ス山上雪在リ三月廿六日江戸大火神田ヨ
リ出火 三月八日雪降寒氣在リ村内道作ヲ致
ス度々霜フリ桑枯葉少 三月廿七日下野植野
主塙田浜津守領分領見ノ序苗ヶ島泊リ湯沢淹
沢ヨリ當内宮參詣也四月七日霜フル夫ヨリ天
氣宜一切雨ナシ麦半可也東宮拝殿葺替 同五
月六日上棟祝 今月三日ヨリ雨フル 六月天

氣無水田植不成土用ニ至テ植ル畠物大ニ宜
シ 同七月雨フル 同毎日二百十日時分雨頻
ニフル 八月ニ至テ米一両ニ六斗追々引上
ケ 同月下旬ハ四斗ニ成ル大豆宜シ麦半可小
麦ヨシ 八月三日ヨリ長屋草ヲ指ス前橋竹次
郎八月十九日成就 同九月二日ヨリ勝手屋葺
替始 十月終閏村幸吉福甚不熟 当年江戸秀次
養子順清 十月ヨリ長屋付側屋造ル大工武州
山王堂六太郎外一人官後山ワラムス柏倉房右衛
門半途ヨリ上ニテ金五両也 今十一月ヨリ寒
氣甚シ寒中暖来丙午年出産ヲ愁テ妊身ヲ流ス
者多シ桐生足利辺ノ人秋冬間死傷多シ 今年
秋穂恩シ諸殺同閑東三分ナリ江戸下直ナリ依
テ武州行田葛西ノ米上ル 十二月入テ下落一
両七斗ニ成ル 今秋冬ヨリ桐生辺懷妊ノ女多
死産子ヲ忌ト云ニ依テ墮胎ノ故ナリ 可憐叟
ナリ甚キ感ナリ

閏五月

三
午

今年正月元日二三日天気長閑也正月中暖氣雪
ナシ下旬ヨリ二月大ニ寒有風吹ク 二月同正
月十五日風吹江戸本郷ヨリ出火下町通浜御殿
辺迄燒 二月二日武州本庄宿深谷行田ハ城中
迄燒下毛宇都宮佐野橋木其外宿タ焼ル 二月
十一日卯中刻生水性男千勝ト称 成孝二男誕
誕生

異國米舶
大洪水

生母ハ千代子取上高山母 三月ニ至テ米一両
ニ五斗 同月風雨多シ寒氣残ル麦大方宜シ
米四斗八升 四月日光例幣使ナシ道中人馬徒
ニ成ル何故ト云コトシラス 五月ニ入テ下向
ナリ 五月暑強シ大麦小麦大ニ宜近年ノ農作
ナリ 六月天氣十六日ヨリ雨フル雲末申ヘ行
足草シ日々洪水米小シ下直ニナル 当月中雨
強シ晴日ナシ然共稻草大ニヨシ 七月上旬大
雨七日風ヨリ大風雨稻烟作等少モ障ナシ近年
ノ上稻ナリ川々大洪水刀折川筋流失人家夥シ
人馬大ニ損 六月廿日頃ヨリ七月十日過迄刀
折川留通用ナシ 六月中相州浦賀黒利加人
漂着大船八百人乗四十間八十間船一艘五百
人舟一艘兵器ヲ帶シ武具火炮大シ無程出帆色
品被下大名四五家加勢共合四万余人出雲川越
ヨリ三番手迄出ル二万余人 五月川越城燒
ル 七月八月ヨリ天氣暑氣強シ異國舟五月廿
七日若岸開五月六日出帆也 同八月雨フル未
一両ニ八斗世上病氣流行 七月江戸洪水橋々
破ル二百年來ノ大水ト云御教小屋立但浅草御
藏セ木少シ入也館林五箇村堤切村々水入同所
領主井上河内守殿遠州エ移ル秋元但馬守殿羽
州山形ヨリ館林エ移ル 今年秋穂宜一両ニ八

斗ニ成 十月雪フル八寸程ソノ後雪ナシ寒中東風雨フル冬中至テ暖和也、稲葉丹後守領分東柏倉村外四ヶ村江戸門訴ニ出ル百姓一揆也 其外世上種也 今年冬十一月ヨリ正月迄当山痘瘡ハヤル廿人余至種也皆輕シ

四丁 未

今年二三月大白星ニツナラヒ出ル 今年正月元日天氣宜二三日風在天氣寒氣強シ雪少シ二月同三月暖也 三月上旬梅桃桜花咲 同月十七日北風強シ 翌十八日霜大ニフル桑枯萎

大地震

失フ 同月廿四日夜大地震夜中七八度ユル信州善光寺当月四月両月内帳ナリ右地震甚タ善光寺塔坊舎町々村々大震レ丹波川山崩水留松本平二十里溜水ト成松本平善光寺平越後高田三条等大ニ震レ人死三万余トイヘ共數フ不知凡二千年来大震別記ヲ以託之 城瀬松代飯山松本三所も須坂大震ミ水内ノ大橋辺山崩才用ヲ止コト廿日余水大百余丈溝四月十三日七時押出シ丹波島八十村不我流人馬ノ數シラス越後新潟迄七十余里川筋大震善光寺辺ノ地震一月余末正六七月迄ニル 今年四月西宮押出草替 前橋竹次郎 同八月播磨屋舎但馬

五戊 申

今年正月元日二日三日天氣吉長閑也五日夜雪フル四五寸也 今月大ニ暖和也水ナシ廿日頃ヨリ寒氣在廿二日桐生三四丁目焼ル 同廿五日高橋見彦七十五才ニテ中国九国ニ旅行出立 正月二十二日桐生四丁目出火 二月天氣中旬ヨリ雨フル 三月フル六日大雪八寸余フル梅桃盛ナリ 四月八日雨フル中旬ヨリ天気四月十五日因幡備後兩人日光鹿鳴參ニ出立三月十五日年号改元速セラル嘉永元年ナリ五月雨折タフル大ニ大遼作六月中旬ヨリ天氣暑氣強シ 七月同天氣暑至テ強七月上旬鳥居普請西宮社中石階築地ヲ出ス礎立ナリ柱杉安房

草替

清大夫分合三割ニ致地替致但馬屋普請始ム

嘉永 元

鳥居立

屋築ニテ伐九尺五寸回貫木同所八月廿五日建

始廿九日上棟祝至テ首尾能成就高五間丸木
立、七月下ノ一鳥居笠貢ノ石折テ落ル十九日
夜半頃ナリ 西宮鳥居寄道 右石鳥居モ修理
ス大胡右願主和泉屋井町中 金五両 矢内新
藏 西鳥居大工 出雲崎駒吉 柏崎新町助五
郎 石工高遠八百太郎 同喜藤治 飛頭前橋
町仙藏外六人 同年八月十二木伐始東鳥居丸
木立始ム柱木森ノ更丑寅隅ニテ伐二本笠杉東
洋殿東方ニテ伐九尺五寸回良木也 九月十二
手斧立祝 九月 雨大方フル石鳥居細工モ始
ム 同年十月ヨリ十一月風雪ナシ暖和ニテ水
ナシ 秋穀宜米兩ニ九斗余 十一月暖和雪ナ
シ 十二月廿七日石鳥居成就ス雪水一切ナ

神樂殿立替

也 同月廿四日神樂殿普請始 同六月雨フル
七月荒山一件大ニ難百五十十隻全度々同月十
日八十八村掛合来ル 八月雨フル田畠ハ宣シ
同月中旬ヨリ天氣 十四日樂殿上棟祝大工助
五郎駒吉二人右普請金十両 波志江村矢内新
藏寄進是ヨリ天氣雨ナシ 同十月右屋根葺 二
十八日上葺祝 十一月參詣少シ雨雪ナシ 稲六
分一両ニ六斗半 九月一日伊勢内宮御遷宮
五日外宮古今ニ稀成群集ト云 十二月寒中雪
ナシ 十八日雨フル寒氣強シ 同月常木周防
屋櫛杉難木不残伐 同月雪ナシ 廿一日立春
ヨリ暖和ナリ世に穏ナリ 秋江戸四谷難司谷
辺里余取扱 上様車馬御調練場ニ造ル方三
四十丁ト云

嘉永
二酉

三庚

正月元日二日天氣十三日石鳥居上棟祝桜井因
宅也大胡方大勢米来々寒氣在次第強シ 同年
二月寒シ雪ナシ三月七日雪フル 四月七日八
日雨フル 四月神樂殿立替木伐木挽足轍町源
藏其外三四人宮木ノ外松杉共々我木山ニテ
伐採 開四月廿四日荒山浅間免地人町四方立
木ヲ荒渡山神村小川八郎右衛門方話人柏倉
房右衛門糠川定三郎膳村儀兵衛代金十五両
同五月至日雨フル晴日少シ麥ハ大方宜賣五分

圓米ニ依テ也ト麦半可ナリ 八月五日ヨリ
 九日 大雨ナリ川々洪水武州ハ日照ナリ稻ハ
 大方宜シ 十月ヨリ天氣折々雨フル 八月廿
 一日天氣夜ニ入雨フル未一兩六斗余ニ下落
 ス 同日桜井伊予嫁取水沼ヨリ来ル 九月三
 日良方ヨリ大風世上小家大ニ倒ル夜ニ入北風
 強シ上方中国ハ八月大風ト云 九月京都吉田
 殿若君御元服有之家老中ヨリ吹聴在リ社家祝
 物上ル

四辛亥
 正月朔天氣宜 二月風在月中度々雪フル寒氣
 強シ二月同風雪在寒氣止二月中山中沢入辺村
 木出瀬額川ヲ流ス 正月三日下大屋政藏盜難
 ニ逢 四月迄風雪寒氣在リ 四月四日大ニ霜
 フル麦大ニ宜シ米一両ニ五斗雜穀隨之 五月
 天氣折々雷雨在 五月小座舎ヲ建ル 駕車ヲ
 再興 長屋蛇腹板入 五月十五六日山道下西
 谷杉ヲ植ル二百六十束氣ソシ雷雨度々江戸
 田舎ニ雷落ル夥シ土用暑氣フヨシ 七月残暑
 甚シ同月下旬大胡下鄧水雨フル 米六斗ニ成
 ル 七月下旬ヨリ雨少モナシ暑ヨシ道芝枯
 ル 八月小平浅原エ病襲出テ人馬三十程被噛
 座間邊モ出人損ス 九月至テ鎮ル其間二十日

余六七月雨糸大ニ安シ 八月高直ニ成 九月
 又下落ス 八月廿一日杉下成尋死五十八才
 夏秋雷多數所ニ落ル秋穂諸作宜ク五十年來豐
 作ト云然九月ニ至テ米未六七斗也 鎮守祭狂
 言村々ニ在 九月七日ヨリ長屋上下黃土壁ニ
 成左官曲沢長吉 同十月二日雨降夫ヨリ一切
 雨雪ナシ 十一月里方村収納最中參詣人甚少
 シ雨雪ナシ米七斗八九升或八斗冬中暖和 十
 一月雨雪ナシ暖和ナリ

五壬子

旅
 年正月元日天氣雨雪ナシ暖和ナリ 二日三日
 少風在、七日雪少シ一寸余寒氣至テ強シ風度
 ハ吹寒ニ去十月ヨリ乾テ雨雪ナシ世間大ニ火
 フ恐ル然共災少シ 正月廿五日杉下左近奈良
 原宮内上京出立大胡近戸右膳同伴三人東海道
 上リナリ 二月同シ折々雪在寒ソヨシ中旬少
 暖和也 同月始テ雨フル去年十月ヨリ始テフ
 ル 十六日フル同夜ヨリ雪ニ成 十七日奈良
 原杉下局國ナリ 三月天氣ナリ 十五日ヨリ
 桐生天溝宮開扉群集北野始諸所天神開扉 四
 月天氣折々雨在気候大ニ吉 四月後山道下谷
 地上杉五百本植ル苗山中ノ中野ヨリ取ル
 月下旬ヨリ奥座舎作ニ掛ル大工越後石地西
 造利八六月上旬出来北風折々吹天氣 五月北

植木

災

風折々吹 同月廿一日西御九御炎上 下旬ヨリ六月二日迄北風強シ十日ノ間也水枯テ大旱

魃天氣宜ク暑甚シ米四ニ七斗余麥大抵ニ成六月三日ヨリ雨フル北風吹同月十八日雷雨在リ前橋邊二三十村水雨フル大サ七八十日田畠大

ニ損ス下旬ニ至テ北風度々吹水ナシ水雨或ハ一貫七百日ノ在七月廿二日辰巳暴風雨一昼夜

烟少損ス田ハ無障然共冷氣ニ成 八月暑氣在リ天氣ヨシ九月同土藏柱木取終ル 同十月天

氣雨ナシ米六斗余夏収穫惡シ糸目丙ニ九日程秋作凶シ世上大ニ逼迫ス 十一月天氣雨雪

ナシ參詣人多シ米ハ七斗余ニ成 十二月朔日夜同二日朝大地震在リ 同月十二日大雪降一尺余又大風吹村々屋ヲ吹倒ス夫ヨリ冬中度々

雪降十二月二日 相模死八十歲 同月二十五日頃母家失火

六
丑

同夜ヨリ雪アル

正月一日二日天氣暖和也 同十六日ヨリ三日

地震 雪降廿五日雪降寒氣強シ 同月朔日未明ヨリ大風朝五時惣門ヲ吹倒ス月田村和田新助作所也 同二月大地震小田原箱根等山崩往来止ル

信昌善光寺モ大ニ震フ本坊焼ル土人他ニ移ル同三月惣門ヲ修理ス兩神社ヲ作ル 廿日上棟大風 同官鳥居ノ木ヲ以て屋根板ヲ作大ニ宜也 同四月十一日朝ヨリ大風西ヨリ吹小川常木等古宅

第一節

赤城神社「年代記」

倒山林木大ニ折東鳥居前大杉三本倒ル古今未聞ノ大風也 尤山上ノミ吹カーノ鳥居ヨリ下ハ無難ナリ下村々無障壁十二日胡霜フル物ニサハラス麦ヨシ蚕ハ少シ 五月雨ナシ早魃ス六月ニ至テ尚日照強シ諸山折雨霧シ同季其外

舶來 畜作枯ル 同月異船謂賀ニ入四艘並墨利加大合衆國姓斐謹名美濃又 伯理蟹天德 シルラブルト云水軍第一等臣渡來ス水關提督ベルリ

云使節也一向ニ交易ノ願也 アメリカ新開地也ト云三十餘國合テ共和政治ト云西洋ヨリ開ト都ヲ花盛領ト云ワシントン漢ラカリホルニヤト云ナリ 北太平海フ經テ万里余ト云浦買奉

行願書ヲ取ル來年返簡ノ由ニテ帰ル 水戸黄門公執政武備ヲ專ニス諸家貢素ニ成桐生系絆

至下直在町甚不景氣諸品下落ス 六月大將軍御他界 同月早魃甚シ彗星西ニ出ル 七月早魃

斯、十一月雨フル、世上大慌ス田畠宜シ米ハ六斗位也、同月長崎工魯西貿易米舶交易顧ナリ十月下旬帰ル、同八月折々雨在リ異船未滞留

ス、九月ニ至テ帰ル當秋穗至テ宜シ六七十年來豐作ナリ、然共米價一丙ニ七斗ヨリ八斗ナリ

当秋ヨリ越後ヨリ沼田ヘ新道ヲ作ル山中凡六里余夫ヨリ利根川ヘ舟ヲ造越後米ヲ引取手當ナリ冬雪途ニテ休ム、江戸品川浜ニ築崎台場

舶來

他界

大ニ成就ス 当秋西方ニ彗星出ル

七寅 正月曼天雨少シ降二日天気暖和ナリ五日迄同夜雨大ニフル夫ヨリ暖和十二日雪五寸ホトフル也 十一日 亞墨利加渡来大津浦ニ七艘入

舶來 ル四五十里沖ニ四五十艘見ル小船ノ由 本邦ノ大名衆警固甚シ廿日頃ヨリ雪モ在寒氣甚

災 シ 二月ニ入寒氣ヲ増ス 三月異舟帰帆世上大ニ穏ニ成品川台場波々築ク 四月十二日夜

柏倉善左衛門开東隣ニ家合テ三軒焼失ス 同四月ヨリ夏中疱瘡発行ス当山廿余人皆輕シ

五月雨折々降水モ足リ大麦小麦大宜シ糞モ世上大ニ吉ス桑半余糞直段宜シ当山大ニ新田ヲ發ク 同六月十四日京都近十二国大地震舍屋人畜大ニ損ス然共晴天雨在烟作大ニ宜シ

川越御領主ニ為養子水戸ヨリ八郎麻呂殿被入 七月大坂表異舶來 年号改元

御朱印御改変

十一月四日大地震東海道筋宿々城々大ニ損ス津々浦々津浪在別シテ伊豆下田ハ七八丈ノ津浪ニテ不残破引總テ四十五ヶ国震フ然

共伊勢両御宮ハ少モ不震奇異也 十二月世上穏也 同廿八日江戸内神田川内日本橋迄燒

安政 二乙 卯

ル 同月十五日雪フル五寸其外冬中一切雪ナシ 同月改元在 太政官符 諸国寺院之梵鐘ヲ以鉄造大炮小銃事旨出 同月相州大山千軒余焼亡只六家残且焼亡人多

正月元日二日天気暖和也 月中風雨折々在テ寒氣在 二月同江戸大火 三月暖和夏ノ如三日頃桜桃蘭等盛ナリ 四月狼大ニ荒テ富田荒口波志江伊勢崎邊ノ人二三十被喰 三月中旬

糞出桑大ニ高直ナリ 四月廿日頃糞ニ成 大麦五六分或ハ七分 四月五月雨天或曇天晴日少シ國中水足リ田植早成糞五六分桑大ニ高直ナリ 六月十九日東風至テ強雨朝ヨリ晨上西

上桑強立木家等破刀斬川洪水一升三合ト云津久田白井橋流水凡二丈余渡瀬神奈川鳥川荒川何モ同四五十年來ノ洪水當山モ大ニ川々満

水 七月天氣宜 七月廿六辰巳大風雨粟ノ木 六月ヨリ少シ 八月十九日同大風雨粟ノ実ノリヨシ 九月ニ至テ天氣ニ成除川村渡瀬川堤切ル 十月二日夜四時大地震前代未聞也 其夜中四五度ユル苗島村石燈籠破ル其外諸所破損ス 九月十九日二宮大宮司六谷田神

主田所長門上京出立正一位太神官神位願ノ為也 添狀ヲ致 同十二月三日奈良原家賢死六

三丙

十五歳 同十四日桜井伊予死五十五歳 同月
十九日杉下但馬板橋上總木島薩摩三人東海道
ヨリ上京 今年秋穂七分余米一両ニ八斗麦二
石四斗世上大ニ穢也 今年十月ヨリ沿田道ヲ
開人馬通行始ム

正月元日二日天氣宜月中天氣 二月六日二宮
御神位下向当社西東ヨリ十人余出迎芝宿ニ達
人五六百人 同七日夜二宮御到著 同月十三
日当社中三人下向帰國ス 同月十四日夜大風
倉賀野宿火災二百余軒同夜江戸下谷ヨリ出火
浅草通迄大火 三月度々雪在寒氣在リ 米麥
冬ヨリ少シ下直ナリ 四月十日茂呂松齊奉額
在リ 五月折々雨 六月同断既機ヨリ伊勢崎
辺マテ電巻水雨フリ人家大ニ破ル 同七月十
四日始テ土藏造細工始九月廿六日上棟祝四間
二間半大工越後石路安太郎大新田又藏二人
同八月雨度々フル同月廿五日巽風大ニ吹第一
江戸中屋根不残破此地大堂浪人多死品川沖舟
大ニ破ル 金杉芝口辺大津浪川々洪水安房上
桂下總常陸大ニ荒ル 上毛ハ無難ナリ 秋穂
大ニ宜シ一両ニ八斗 十月十一月ヨリ世上時
疫行レ死者多シ變死トニ死モ在人多失フ 同
十二月暖和ナリ下旬ニ至テ寒氣甚シ世間人多

同

四丁

失ス 今年御領主貢素 被仰出御領分模様替
ニナル狂言一切止ム冬中雪ナシ寒氣強シ 今
年冬ヨリ桐生糾機大ニ宜 十二月晦日御朱印
下ル

正月元日二日天氣暖和ナリ寒氣強シ雪ナシ
同月ヨリ風邪病大ニ行ル強キ者ハ死ス大方時
疫ノ如シ畿内五街道一同ハヤル一人モ洩ル者
ナシ日本國中ナリ諸國參宮人ハ旅ニテ頃フ三
月下旬ニ怠ル三月中度々雪有寒氣在リ 三月
十四日佐位郡伊与久村七十軒火災 桐生糾大
ニ糾宜系ハ下直ナリ糾備同世上大ニ富リ 四
月八日天氣七日九日モ宜同月廿二日婚煙室沢
石原孫兵衛女子美知女 五月中冷氣五日奥州
越後等雪尺余降関東モ山嶽ハ降麥大ニ実ノリ
吉 開五月硯石谷杉木ヲ払フ廟所ノ回モ入テ
二十本余此節米価高直ニ成五斗五升山師大胡
六月雨折々フル冷氣土用中ヨリ天氣七八月
同 右廿本外七十七本杉檜裏山敷木ヲ林太郎村
當節亞墨利加人伊豆下田ニ來 公儀エ登城ヲ
乞フ 米価高シ秋五六分世上不宜 十月二宮
大宮司并村役人来鳥居ノ地ヲ広大門ニ願フ不
整同十九日雪五寸フル 同月廿四日東宮神樂
殿ニ樂人在四十余男也 廿五日檢使米取片付

同

戊午

濟直ニ神樂殿ヲ破リ片付ル 十二月異船一件
 ニテ林大学頭上京異船一件被為 勅間ト云冬
 無福府

正月元日二日天氣靜也 但日暮テ南方ニ音在
 雷ノ如シ大ニ光ヲ放フ 三日雪フル八九寸ナ
 リ折々少雪在リ寒強シ江戸ニ異人未居ル 又
 無黒利船十七八米ル 同月廿八日夜ヨリ翌九
 日雪フル一尺四五寸近年ノ大雪ナリ 二月十
 三日朝五時大地震 昨日ヨリ皆沢原ニテ大炮
 調練工川越ヨリ大勢來ル 十三日大地震北國
 越前越中能登加賀大ニ強シ金沢城内大ニ破壊
 スト云其外多シ 三月三日大風雪此辺一寸程
 積ル東山中餘沢根利等ハ三尺積ル大穴モ同断
 也 潟田往来下旬迄ナシ 正月出立シテ畠田
 備中守並大日附御勘定奉行上京 三月下旬未
 畏府異船ノ一件被為 勅間ト云 三月十六日
 畠田既津守上州領分頃見ノ序苗ヶ島一泊ナ
 リ 三月東神樂殿柱木ヲ伐追々小屋出来 同
 四月觀石東谷杉木ヲ植ル 四月越中立山二月
 地震ニテ大湧出來在シヲ抜出シ十万石ノ間田
 燐人畜流失數ラシラス夥シ富山モ少損ス 今
 時米一両ニ五斗二升大麥一斛五斗也 豊せ達
 プ三四歩也 四月ヨリ七月中迄東風ニテ雨フ

木植

戌異舟

リ晴日無シ 七月十六日ヨリ天氣五六日 七
 月廿三日東風雨 同廿七日國大風雨 六月魯
 西亞船四神奈川海ニ入 七月英吉利三品川海
 ニ入 御三家三卿又越前侯等蟄居ヲ蒙ト云

前橋大渡橋五月出来二十日渡初 同月京都伊
 勢大坂豆州下浦賀產場警衛諸侯二十人余定
 ル 八月戌亥ニ彗星出ル五大斗ニ見丑方ニモ
 出天年ニ見 八月下旬雨頻ニ降 米五斗一升
 麦一斛四斗 同月江戸ニテ土庶多死急病也
 天變 玉川ニ毒ヲ流ト云并実歎病也 月中三万余人
 ト云 秋作山方惡シ里向ハ宜シ 同月將軍家
 祥公御他界 十日上野エ出棺一同鳴物停止触
 出ル 紀伊様被入御本九大將軍 九月東宮神
 楽殿地築ヲ致ス 同月ニ到歎病田舎ニモ伝染
 シ實彼死傷在リ実ニ即倒ニテ医ヲ不待 八月
 初ヨリ九月十四日マテ江戸中死失寺納分二
 十万八千八百三十二人 燒場ニ行分一千零六
 四万零三百七人回向院工行分散不可知上野エ
 モ伝染少々在病症ハ寒氣亂ニテ吐血ス連ニ聲
 スレハ不死 十月土藏屋根瓦瓦州明戸安右
 術門作ル 今年秋穗平可也 宜所モ在 米一
 両ニ五斗半穀 隆之上麥死病死多シ 今年
 下鄉村々百庚申千庚申等ヲ建ルコト大ニ流行

袁善

同

六己

正月元日天氣 二日天氣長閑也 今月中雨雪
ナシ寒氣至テ強シ 正月二十四日天變在四時
輪ノ台目日ノ如光ル日四ツノ如シ 二月
○○○折々雨雪フル少々也 寒氣強シ神奈川ニ
交易場立ト云 三月天氣時候宜シ大麦大
ニ高価ナリ一両ニ一斛余野付村々百姓麥ヲ売
大利ヲ得者多シ甘露フル 四月天氣 七日八
日九日天氣登山ノ人多シ 東神楽殿屋根葺
成 五月天氣折々アリ大小麦三十年以來ノ
豊作ト云 梅桃梨等樹果大実ル下直ナリ蚕ハ
五十年來ノ達ナリ滿フル者ナシ山中沼田吾
妻等ハ少シ吉四五分ト云系同一両ニ八九十目
或ハ百目程ナリ 桐生機場大ニ難義ナリ 六
月天氣ヨシ折々雨在七月天氣益中同シ折々雷
雨田畠一切惡物ナシ、近年ノ豊年ト世上大ニ
悦フ米麥下落ス麦ニ解余米六斗余ナリ 同月
廿七日辰巳大風雨刀移川渡瀬荒川其外川々大
洪水 川傍村々流失夥多田畠山林舍屋人畜數
ヲシラス百五六十年以來水ト云凡関東二十万
石武島忍城水入流失人多シ田畠瓦毛 八月十
三日辰巳大風雨去月ノ如シ十四五六日快晴月
清シ 門外橋掛替 十月三日出立奈良原桜井

二人御朱印改ナリ 先月ヨリ屋舎竹垣ヲ造リ
百間余ナリ 十一月參詣人オソシ 同月十六
日江戸御丸城燒亡 宝藏書藏多落矢倉二三残ル
ノミ秋ヨリ横浜ニテ五ヶ國ノ異船ト貿易始ル
糸一両ニ五六十目米五斗麦九斗外諸品高價桐
生機止ム難義ナリ 水戸殿御國ニ御隠居落着
世上一同危安定リナシ當國商人大方糸ハ横浜
エ送ル 十一月中旬ヨリ雨雪一切ナン 同十
九日婚嫁數野村新井伝右衛門次女歳十九才
今月ヨリ長屋々根瓦ヲ引取 今年モコロリト
云病諸所流行ス 今年金銀通用逼迫ス 但金
ハ古小判一分共高直買人回ル一両ハ三両二分
ヨリ五両ニ成ト云

同

万延改元 申庚

正月元日天氣長閑也 二日風在 諸品高価去
年ニ同シ 二月天氣雨雪ナシ 去年ヨリ百日
余一切不降 十七日少シ雪フル夫ヨリ少々フ
、度々フル 同月十七日風吹大間々町四丁目
ヨリ出火下迄不殘残ル 柏倉村諷方峯庄兵衛
一族三軒焼ル 同月古今小判一両ヲ三両二分
ニ買フ 三月廿五日石工弟子坂下川原ニチ
被石ニ打即死ス廿一才 三月三日雪降江戸ハ
至テ強シ 同日大老井伊揚部頭殿登城時外櫻
田ニテ浪人体者十七八人及狼藉掃部殿ヲ討取

首級ヲ持行タ非伊方即死七八人手負十三四人
騒動大方ナラス浪人方モ手負即死モ少々在浪
人五六人老中エ自訴ス頭取分ハ薩州浪人有村
治右衛門ト云者ナリト云其余 開三月舟日淹
久保鎮守道宮在玉泉寺僧行之此日同村大水雨
フル近村少々フル 同月下旬拂殿屋根北側ヲ

晋

芸 四月八日九日天気 四月中旬ヨリ大方雨
フル麥芽ハ世上大ニ宜シ蘿一兩八升糸一兩五
六十日前橋大繁昌前年ニ八十倍也 桐生甚過

迫一切休ム東糸ハ丙ニ廿匁下直也 五月十一
日良風大風秩父山川洪水其外強シ沼田方風大

強シ沼須ハ七十軒家損ス其外モ大破ナリト
云 同月十九日ヨリ天氣打進土用中天氣六月
中暑氣強シ稻井田畑大ニ宜 後山松十七本程
払ス 六月天氣諸所大旱ス 祈雨多シ 六月十

万延 二酉辛
文久改元

正月元日天氣宜 二日同 三日雪 八日雪夫
ヨリ度々雪フル 同月廿日大田宿ニテ七八軒
打潰在尾鷦鷯生足利田沼邊大ニ打潰在 二月
十一日西ヨリ東ヘ飛物在光日ノ如声地震ノ如

シ 姫宮御下向延引ノ由也 二月常陸下姫玉
造辺木戸浪士ノ由千人余戰馬銃等持テ屯ス
ト云 江戸ヨリ諸所同番所出来此辺モ諸所百

姓新番所建テ往来ヲ改ム 二月下旬ヨリ頻ニ
東風吹三月中旬マテ同シ雨折々降無間断發倍
ニ高 四月八日九日天氣參詣人大群集ス 同
月中雨折々在テ天氣 宜穀物少シ下落塙油等
モ少シ下直也五月四日雨 五日曇 六日ヨリ
至テ大風也 夕方穩ニナル 翌廿五日北少々

大風
水雨
洪水

吹テ天氣吉當時未一兩四斗升麦一斛豆六斗
小麦同小豆五斗五升糸丙ニ六七十目品至高
直ナリ 同八月三日大雨フル 同月中水戸御
老君御晝去ト触在リ 同九月八日屋舗西南ニ
テ一大三尺回ノ古杉ヲ伐桐生ノ人貢取 同月
十六日角女鹿角ヘ行 同十七日両宮新嘗祭初
ム 五六月ヨリ横浜ニ糸ヲ完全テ高直ナリ
一兩五六十目桐生機一同止ム前橋糸市例ヨリ
百倍ス至繁昌ナリ 諸色穀物倍々高直ナリ
京都ヨリ姫宮御下間未二月ト沙汰ス 十一月
天氣參詣人多 十二月暖和世間穏ナリ

天氣 八九日ノ間大暑也 十三四ノ日雷雨

文久 二月

正月元日天氣 二日風無降雪一切ナシ寒氣強

去年糸高直ニ付テ國中大ニ蚕ヲ養フ 同月中

シ 十五日朝雪吹在四五寸程雪居ル 同日江

旬前橋邊桑一駄一両也 此辺モ三分飴也 葦

戸追手前ニテ安藤対馬守殿被殺害 同月ハ下

凡六七歩也、麦小麦大ニ宜シ、同月中雨氣一

旬マテ雨雪一切ナシ 同廿六日高崎大火城中

切ナシ暑熱シ世上水無田植付不成、米一両ニ

三斗五升大麦七斗五升小麦四斗四五升至テ高

シ 同月廿五日ヨリ彗星出ル戊亥ノ中天ニ在

テ辰巳ノ中天マテニ余光在テ長シ六月同シ雨

ナシ暑益々強九日ニ至テ始テ暁天零ノ如クフ

ル 米一両ニ二斗八升迄ニ成ル 同月前橋本

町ニ糸桿印会所建糸高シ上品五十目ヨ六十

日中下七十日國中蚕十分ノ中リ也 前橋繁榮

國中第一ト云 諸品高直也 暑強土用中雨ナ

シ 七月上旬大雨在川々洪水アリ 米下落四

斗五六升 八月折々雨フル 九月同土蚕屋根

漫喰フ附ル 十月土藏壁塗 諸國稻大豐作奥

嘉北國上方四國中國西國等五六十年以來豐年

天変 流行

斗ナリ 十一月上旬京都ヨリ 皇女和ノ宮様閑

東御下向中仙道御通行國中村々人足出百足ニ

廿人ナリ諸所往来止ル 当山參詣人一切ナ

シ 同月下旬種出シニテ新田ヲ免ク西久保村

善次郎ナリ 同十二月三日板井庭殿同左馬井

旅行

下大炊三人上京 正月京都二月九日帰路

替政

外諸品至テ高直ニ成 金錢大ニ充満ス、今秋
 日リ諸侯内室子息国エ引取始ル 交代休ミノ
 妻ナリ 皇帝大ニ威ヲ振ヒ治諸侯既近ノ趣ナ
 リ 桶大ニ宣シ 十月十一月ニ至テ高直ナリ
 三斗八升麦大豆高シ 十一月中參詣少シ 十
 二月暖和ナリ雪ナシ雨丙度フル世上火災ナシ
 大ニ穩ナリ 江戸辻切等在テ騒シト云
 正月元日天氣 二日大風吹 上旬天氣 中旬
 ヨリ急寒氣少シ米麥少下直ニナル 二月十三
 日御免駕御上洛在リ 同三月諸大名方輿方國
 許ヘ引取両道至テ夥シ人足ニテ在方百姓農業
 休ミ 去暮ヨリ派系五十目當月下直目前其
 外糸取休ム 三月十六日大ニ霜降世上一同盡
 フ土中ニ埋或ハ川流 同廿二日又霜フル 米
 高直ニナル 英國ヨリ軍船來掛合ノ由也 同
 月七日ヨリ後山新田開免始西久保次郎也東
 ノ谷地一反程四月廿四日迄ニ出来 四月七日
 八日雨少シフル 九日ヨリ天氣世上水枯苗代
 水ナシ 五月一日雨少シフル米三斗六升諸品
 高直 五六月雨ナシ旱魃ナリ 七月少雨フ
 ル 八月同 江戸城炎上 九月天氣 十一月
 大雪二尺余 同廿七日又々 御上洛 十二月
 三日上京人出立 斎藤右膳常木美之進小野喜

同

三癸

同

四甲

内 同月裏山杉二百本波志江彦三郎へ売払

正月元日大風 二日長閑ナリ 藩構城再築初
 ル 凡八十万両入用ト云当所兩社中ニチ金十
 両上ル領分中ハ大分用金上ル 二月六日上京
 人船國 同月天氣寒強シ 三月余寒 四月十
 四日ヨリ日光山へ浪人大勢集 江戸大火沼田
 モ焼ル 五月裏山ヲ払フ跡ヘ杉二百五本植ル
 同時硯石谷エモ植ル百五十本 同六七月浪士
 築波山橋籠七八百江戸方井高崎征伐ニ向共無
 別事引取由 同月京都大乱長州勢三四万御家
 門方ト戰爭双方討死七八萬ト云同京大火洛中
 外共八九分云然共御所ハ御無難 八月七日八
 日辰巳ヨリ暴風九日北風至テ強シ大木宮社人
 家大ニ損ス 諸作大痛ミ川々大水崩橋大波
 撃落 白井モ同 御城對壘破ル刀銅川下々水
 入五六十年以來大嵐諸作連フ 米丙ニ四斗或
 ハ三八位諸品次第高直 八九月下旬大平山筑
 波山ニ浪士大ニ屯スト云 諸家人數出シ戰
 争モ有夫ヨリ浪士水戸エ退水戸ニテ大ニ諸家
 ト戰勝夫ヨリ野州へ移太田木崎迄押通リ平塚
 フ渡リ下仁木柳沢ニテ高崎勢ト戰勝信州へ越
 和田峰ニテ戰中山道フ上リ加州ニ入云